

**豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画(案)**

～適切な自転車利用と快適なまちづくりのために～

**答 申**

平成18年3月27日

**豊島区自転車等駐車対策協議会**

平成18年3月27日

豊島区長 高野之夫様

豊島区自転車等駐車対策協議会  
会長 太田勝敏

## 「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画（案）」について（答申）

平成16年6月30日、豊島区は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（通称；自転車法）の規定に基づく当協議会を発足した。そして同日、当協議会は豊島区長から、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」の策定についての諮問を受けた。

豊島区では、昭和63年に放置防止条例および自転車等駐車場条例を策定し、以来、駐輪場の整備、放置禁止区域の指定、放置自転車の撤去活動、そして自転車の適正利用の啓発活動など、基礎的自治体として主導的な立場で自転車問題に取り組んできた。こうした施策は、これまでは主に区が単独で、放置自転車で現実に困っている地元の要望に応えるかたちで実施されてきたものである。近年では、これら自転車対策に要する事業経費は、年平均で約8億円におよび、豊島区全体の施策の中でも大きな負担となっている。

いうまでもなく、放置を引き起こす直接の原因は自転車を利用する者にある。しかし、現実に社会問題化している大量の放置自転車を前にして、これからは行政だけが力を入れて施策に取り組む時代ではなく、また単に利用者のモラルの向上を訴えかけるだけの理念的な施策のみでも、問題の根本的解決にはならない。

自転車は本来、地球環境にやさしい乗り物であり、都市においては便利で重要な「交通手段」でもある。自転車を「悪者」にしないためにも、我々協議会委員は、ハード・ソフト両面の施策を自転車利用者・行政・そして関係団体等の各々が主体となって責任と役割を十分に果たしつつ、互いの連携のもとに協働で対応していくことが何よりも大切であるとの認識に至った。

このたび、当協議会が答申する計画案は、以上のような考え方に基づいて、各委員の協力により取りまとめたものである。特に、計画の根幹ともいえる各駅ごとの駐輪場の整備方針をまとめるにあたり、各鉄道事業者から用地の無償提供等の多くの協力提案をいただき、計画案の実効性が確認されたことは大きな成果である。

なお、当協議会への諮問に際し、「自転車等の駐車対策に関する」とされていた計画の標題については、会議の検討の過程において、単に自転車の駐車問題に留まらず、その利用に関する総合的な施策の指針も示すものとすべきという議論があった。また「まちづくり」の一環として「駐輪」問題を考えるべきという議論の中から、「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画（案）」とし、「適切な自転車利用と快適なまちづくりのために」という副題を付して答申するものである。

# 目次

## 第1章 はじめに

- 1. 総合計画の目的 … 1ページ
- 2. 総合計画の性格 … 1ページ
- 3. 総合計画の期間 … 1ページ
- 4. 総合計画の対象地域 … 1ページ

## 第2章 自転車利用の現状と課題

- 1. 豊島区の概要 … 2ページ
- 2. 豊島区の放置自転車等対策 … 2ページ
  - 【1】有料駐輪場施設の整備、管理運営 … 4ページ
  - 【2】無料自転車置場の設置 … 6ページ
  - 【3】放置禁止区域の指定、放置自転車等の撤去 … 7ページ
  - 【4】広報紙、各種イベント等による放置防止の啓発 … 8ページ
  - 【5】区民等からの苦情による処理 … 8ページ
  - 【6】撤去自転車のリサイクル活用 … 8ページ
  - 【7】特定の建築物に対する駐輪場附置の義務付け … 11ページ
- 3. 経費の支出と自転車等登録・乗入れ台数 … 12ページ
  - 【1】自転車等対策事業に関する経費の支出 … 12ページ
  - 【2】自転車等の登録台数 … 12ページ
  - 【3】駅別自転車等乗り入れ台数の推移 … 13ページ
- 4. 自転車の利用にあたっての課題 … 14ページ

## 第3章 計画の基本的理念

- 1. 基本的理念 … 15ページ
- 2. 基本方針 … 15ページ
  - 【1】自転車利用に関する方針 … 15ページ
  - 【2】放置自転車等防止対策に関する方針 … 15ページ
  - 【3】施設整備に関する方針 … 15ページ

## 第4章 施策の体系と内容

- 1. 施策の体系 … 16ページ
- 2. 施策の内容 … 17ページ
  - 【1】適正な自転車利用の推進 … 17ページ
    - (1) 自転車利用者に対するルール・マナーの普及啓発 … 17ページ
    - (2) 他の交通手段等の検討 … 18ページ

## 【2】放置自転車等防止対策の推進

- (1) 放置自転車等防止の徹底 …… 19ページ
- (2) 駐輪場の効果的利用方法の検討 …… 21ページ

## 【3】施設整備の推進

- (1) 駐輪場の整備 …… 22ページ
- (2) 鉄道事業者の講ずる措置 …… 56ページ
- (3) 自転車走行環境の整備 …… 58ページ

## 第5章 計画の推進のために

- 1. 関係主体の役割とその連携強化 …… 59ページ
- 2. 財源の確保 …… 59ページ
- 3. 自転車等駐車対策協議会 …… 59ページ

## 資料編

- 資料1 近隣区自転車等登録台数比較 …… 60ページ
- 資料2 区立駐輪場利用率一覧 …… 60ページ
- 資料3 平成16年度各駅自転車利用実態調査の概要 …… 61ページ
- 資料4 各駅ごとの駐輪場施設整備目標台数について …… 71ページ
- 資料5 豊島区自転車等駐車対策協議会 …… 79ページ
- 資料6 関係法令等 …… 82ページ

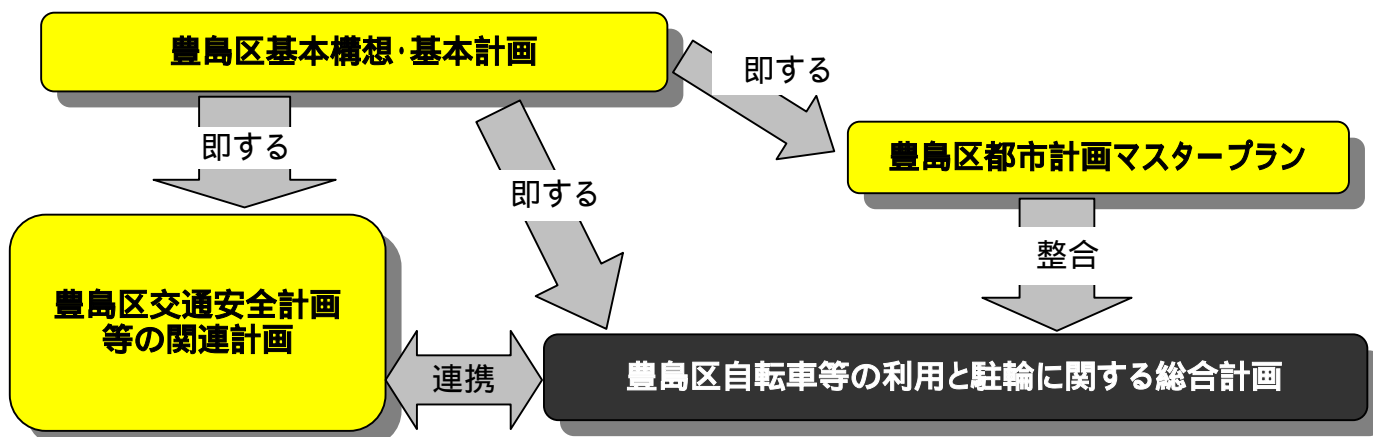
# 第1章 はじめに

## 1. 総合計画の目的

この計画は、自転車都市交通手段として位置づけ、その利用に関する駐輪場施設や走行環境の整備と、利用者がルールを守り、マナーの向上を図り、放置自転車のない、歩行者にやさしい安全なまちづくりを進めることを目的とする。

## 2. 総合計画の性格

この計画は、「自転車法」(\*1)第7条第1項に定める「自転車等の駐車対策に関する総合計画」としての性格を持つ。また、豊島区基本構想・同基本計画(\*2)、豊島区都市計画マスタープラン(\*3)、豊島区交通安全計画(\*4)等の上位・関連計画等との整合・連携を確保しながら、単に自転車等の駐輪対策にとどまらず、その利用に関する総合的な施策の指針を示すものである。



## 3. 総合計画の期間

計画期間は平成18年度から27年度までの10年間とし、5年目の平成22年度終了時点をもって中間見直しを行うものとする。ただし、社会経済情勢の変化や、区の都市計画・まちづくりの基本方針などに変更が行われる場合には、必要に応じ見直しを行うものとする。

## 4. 総合計画の対象地域

この計画の対象となる区域は、豊島区全域とする。

なお、区内鉄道駅周辺については、特に自転車の適正利用および駐輪場などの施設整備を進める上で重点的に対策を講じる地域とする。また、区外所在駅周辺で本区内で対策を講じる必要がある区域も同様とする。

	鉄 道 駅 名
既存駅	池袋駅、目白駅、大塚駅、巣鴨駅、駒込駅、下板橋駅、北池袋駅、千川駅、要町駅、東長崎駅、椎名町駅、西巣鴨駅、東池袋駅
新 駅	(仮称)雑司が谷駅
区境(区外所在)駅	落合南長崎駅、新大塚駅、高田馬場駅

\*1) 「自転車法」正式名称は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」という。昭和55年に制定された旧自転車法を改正し、放置自転車対策の充実・強化が図られた。

\*2) 「豊島区基本構想・基本計画」基本構想は、地方自治法に基づき、自治体における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、議会の議決を経て定められるいわば豊島区の将来像を示すもの。基本計画は、この基本構想の実現を目的とする区政全般の基本指針である。

\*3) 「豊島区都市計画マスタープラン」都市計画法に基づき、区が定める都市計画・まちづくりの基本方針をいう。

\*4) 「豊島区交通安全計画」交通安全対策基本法に基づき、区が定める交通安全行政執行の指針となるものである。

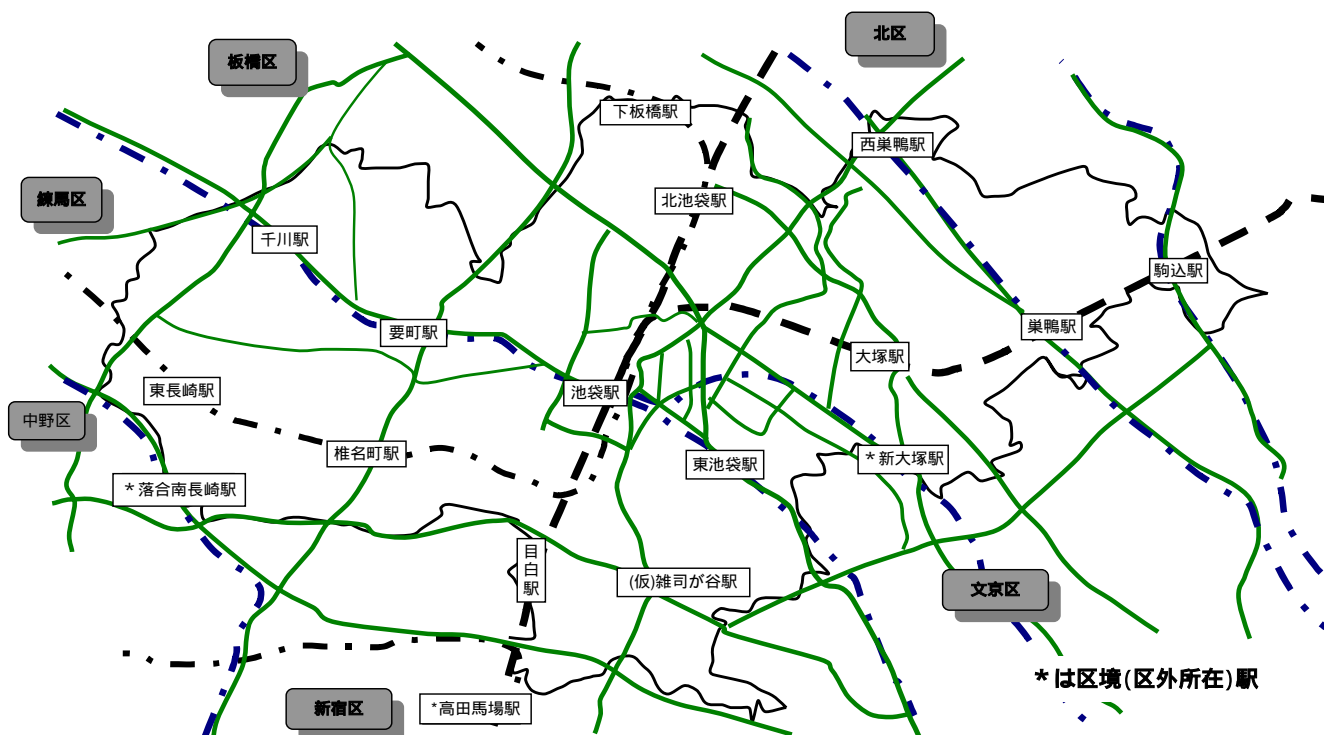
## 第2章 自転車利用の現状と課題

### 1. 豊島区の概要

豊島区は、東京都の西北部に位置し、池袋副都心を中心に商業・業務・住宅地が複合する高密度の市街地として発展してきた。面積は13.01平方キロメートルであるが、人口は平成17年4月1日現在で約25万人と、我が国でも有数の人口過密都市となっている。

また、豊島区においては、池袋駅をターミナルとして都心あるいは郊外へ向かう鉄道路線が多く乗り入れている。大塚駅、巣鴨駅、駒込駅も交通の結節点となっており、区内のほぼ全域が鉄道駅の徒歩圏に入る。平成14年度の区内の1日あたり鉄道駅乗車人員は約169万人(区内所在駅 東京都統計年鑑より)であり、特に池袋は全国でも第2位となっている。さらに、多数のバス路線が主要駅を中心に運行されているが、利用者数は年々減少傾向にある。また、道路は未整備な都市計画道路や狭い生活道路が多く残っている。

### 豊島区の概況

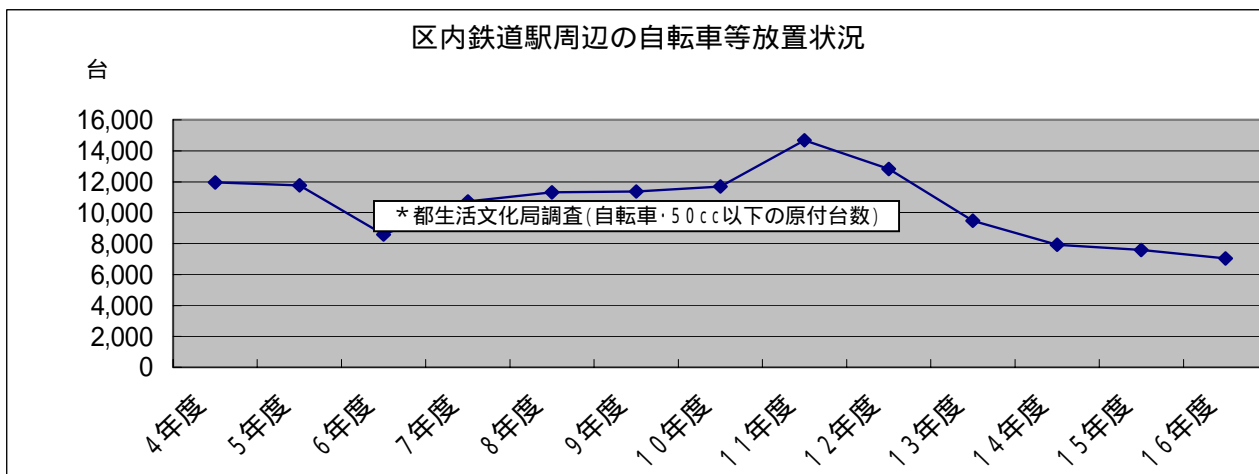


### 2. 豊島区の放置自転車等対策

自転車は、手軽で便利な交通手段として多くの人に利用されているが、駅前広場などに大量に放置されると、歩行者、特に身体に障害のある方や高齢者の通行を妨害するほか、街の景観を壊し、緊急時の救急・消防車輛の通行を妨げる恐れがあるなど大きな社会問題となっている。豊島区においては放置自転車等(\*5)による問題は特に深刻であり、多くの駅周辺ではその早急な改善が望まれている。

\*5)「放置自転車等」「放置」とは、自転車法に基づき、利用者が自転車等から離れて直ちに移動することができない状態をいう。また、「自転車等」には、自転車の他に50cc以下の原動機付自転車が含まれ、自転車法および条例により撤去の対象となる。

平成16年度に東京都生活文化局が実施した駅周辺の放置自転車等の実態調査(\*6)によると、池袋駅が2,076台で都内ワースト1位、大塚駅が1,925台で2位という極めて不名誉な実態となっている(自転車および50cc以下の原付の放置台数)。一方、池袋駅を除く放置禁止区域指定駅については、放置禁止区域指定後の乗り入れ自転車台数はかなり減少してきており、放置禁止区域指定による抑制効果の高さが表われている。また、有料自転車駐車場・無料自転車置場・有料登録制自転車置場(以下、特にこれらを区別する必要がない場合、または駐輪施設の総称等として表現するような場合は、本計画では「駐輪場」という。)が新しく設置された駅については放置台数にかなりの減少傾向が見られる。その他の駅には放置台数に大きな変動は見られない。

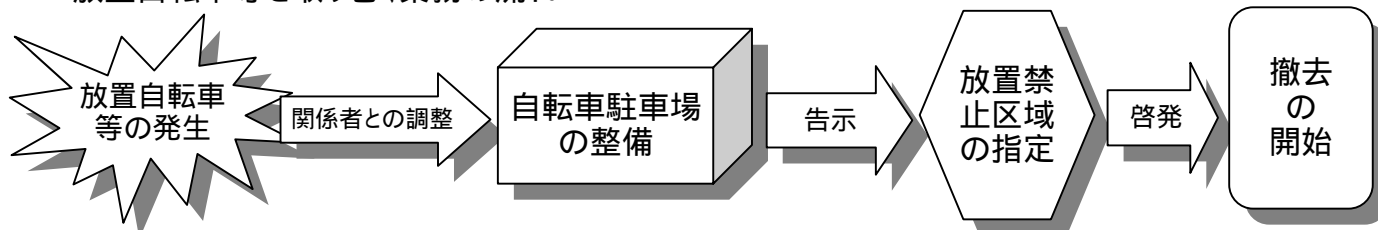


区では、鉄道駅を中心とした区域に無秩序かつ大量に発生した放置自転車等(\*6)に対応するため、「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」を、また有料自転車駐車場の管理等について規定した「豊島区立自転車等駐車場条例」を、それぞれ昭和63年4月1日から施行している。

これらの条例等により、主に以下の施策・事業を実施している。

- (1) 有料駐輪場施設の整備・管理運営
- (2) 無料自転車置場の設置
- (3) 放置禁止区域の指定、放置自転車等の撤去
- (4) 主要駅周辺の放置自転車等対策クリーンキャンペーンの実施
- (5) 撤去自転車のリサイクル活用
- (6) 広報紙、各種イベント等による放置防止の啓発
- (7) 特定の建築物に対する駐輪場附置の義務付け

#### 放置自転車等を取り巻く業務の流れ



\*6) 「実態調査」 毎年度、都道府県が各市町村に依頼する形で行われる一斉調査である。例年10月頃の平日午前11時を目途に行われ、東京都の場合は生活文化局が集計している。また全国レベルの調査結果は近年では2年に1度、内閣府が集計し結果を発表している。(13ページ図参照)

## 【1】有料駐輪場施設の整備、管理運営

区では、平成18年4月1日現在、有料の駐輪場施設として自転車駐車を18か所、登録制自転車置場を4か所、およびコイン式自転車置場を1か所整備し、管理運営している。

始業および終業時間は、その駅の最終電車の時間、深夜の利用状況などを考慮しているため、各施設により異なっている。

### (自転車駐車場)

利用方法は月単位の定期利用と、1日単位の当日利用がある。

#### \* 定期利用

定期利用登録者には定期利用カードを発行するとともに、定期利用登録ステッカーを自転車に貼付してもらう。

利用料金は月額650円から3,000円(学生・一般、区内・区外居住者等、および駐輪場により異なる。)となっている。

また、50cc以下の原付が利用できる駐輪場もあり、料金は月額1,200円から4,500円である。

#### \* 1日利用

利用者に発行時刻を刻印した1日単位の利用券を発行し自転車に貼付してもらう。退出時に利用時刻を刻印し、有料・無料の判別をする。料金は100円または150円である。(原則として最初の3時間以内の利用は無料)

### (登録制自転車置場)

幅員の広い道路の歩道上や河川敷等の一角を暫定活用した有料の登録制自転車置場である。利用料は原則として年額で自転車が5,000円、50cc以下の原付バイクが7,500円となっている。

### (コイン式自転車置場)

ラックを設置し、硬貨を投入する精算機により管理される有料の自転車置場である。利用料は駐輪から24時間ごとに100円である。(原則として最初の2時間以内の利用は無料)

### 利用料金の減額・免除

原則として、以下の事由がある者には利用料を減額または免除している。

生活保護法第11条に規定する保護を受けている者

身体障害者または知的障害者

児童扶養手当法第4条に規定する児童扶養手当を受けている者

その他区長が特に必要があると認める者

### 受付方法

定期利用については、原則として年度開始前に利用者の受付・抽選を行う。

利用受付は、原則として各駐輪場で行う。

---

### < 鉄道事業者が設置する駐輪場 >

区内には、西武鉄道(株)が設置している駐輪場が2駅にある。

### < 民間駐輪場 >

大規模な民間駐輪場として、池袋駅西口に「メトロポリタンプラザビル駐輪場」(以下、「プラザ駐輪場」という。)が設置されている。

## 自転車駐車場

(以下、 名称 自転車駐車場)	所在地	土地所有	面積(m <sup>2</sup> )	収容台数		開設年月日	
				自転車	原付		
1	池袋駅北	池袋1-4-20	区	574.61	651	17	S63.4.1
2	池袋駅西	西池袋3-20-1	区	1,767.05	1,151		S63.4.24
3	池袋駅東	東池袋1-50	区	859.61	550		H12.4.1
4	要町駅北	要町1-10-8	民間	213.48	200	10	H3.8.1
5	要町駅南	要町1-4-11	民間	330.83	300		H3.1.15
6	駒込駅北	駒込2-2-2	区	977.10	850	11	H9.8.1
7	巣鴨駅北	巣鴨2-7-11	区	450.43	1,216	20	H13.4.1
8	巣鴨駅第3	巣鴨2 9	都	146.40	110	10	H13.10.1
9	巣鴨駅南	巣鴨1-13	区	198.57	350	6	H17.7.1
10	千川駅北第1	要町3-44-8	民間	586.96	550	20	H4.7.29
11	千川駅北第2	要町3-55	都	373.02	290	10	H13.7.1
12	千川駅西	要町3-22-11	民間	229.94	200		H5.2.1
13	千川駅南	要町3-9-16	民間	196.10	220		H3.7.1
14	西巣鴨駅	西巣鴨3-26-1	区	388.06	300		H12.7.1
15	南長崎	南長崎4-13-5	区	257.25	270	10	H10.1.4
16	目白駅北	目白3-16	区	467.29	400	20	H14.4.1
17	目白駅西	目白3-4-3	民間	240.80	160		H5.1.18
18	目白駅東	目白1-4-1	区	1,269.25	800		H14.4.1
					<b>8,568</b>	<b>134</b>	

## 登録制自転車置場

(以下、 名称 登録制自転車置場)	所在地	形態	面積 (原則 m <sup>2</sup> )	収容台数		開設年月日	
				自転車	原付		
1	池袋駅東口グリーン大通り	東池袋1～南池袋2	区道上	延長240m	600	50	H13.10.1
2	神田川第1	高田3-9	河川敷	34.54	60		H16.1.5
3	椎名町公園内	南長崎1-20～25	公園敷地	182.00	200	5	H18.2.1
4	東池袋	南池袋2-49～4-18	都道上 首都高高架下	408.00	450	10	H18.4.1
					<b>1,310</b>	<b>65</b>	

## コイン式自転車置場

(以下、 名称 自転車置場)	所在地	形態	面積(m <sup>2</sup> )	収容台数		開設年月日	
				自転車	原付		
1	下板橋	池袋本町3-25	都下水道上	422.70	240	0	H18.1.23

## 鉄道事業者が設置する駐輪場

名称	所在地	所有	面積(m <sup>2</sup> )	収容台数		開設年月日	
				自転車	原付		
1	椎名町南口駐輪場	南長崎1 25	西武鉄道	320.00	200		H3.4.25

\*上記のほか、東長崎駅が改良工事中(完了予定 H20.9)であるため、その期間中は西武鉄道が同駅に、北口140台、南口190台分の収容台数を確保した暫定駐輪場を設置・管理運営する。

## 民間駐輪場

名称	所在地	所有	面積(m <sup>2</sup> )	収容台数		開設年月日	
				自転車	原付		
1	メトロポリタンプラザビル駐輪場	西池袋1-11	ITB他	1,337.60	1,100		H4.6.10

上記施設はいずれもH18.4.1現在

## 【2】無料自転車置場の設置

区では、平成18年4月1日現在、8か所の区立無料自転車置場を設置している。管理人を置かずに駐輪スペースとして開放している場所である。

\* 開場時間

原則として24時間利用可

\* 自転車の整理

基本的に無人であり、巡回指導員や駅周辺整理員(いずれもシルバー人材センターに委託)による自転車整理を適宜行っている。

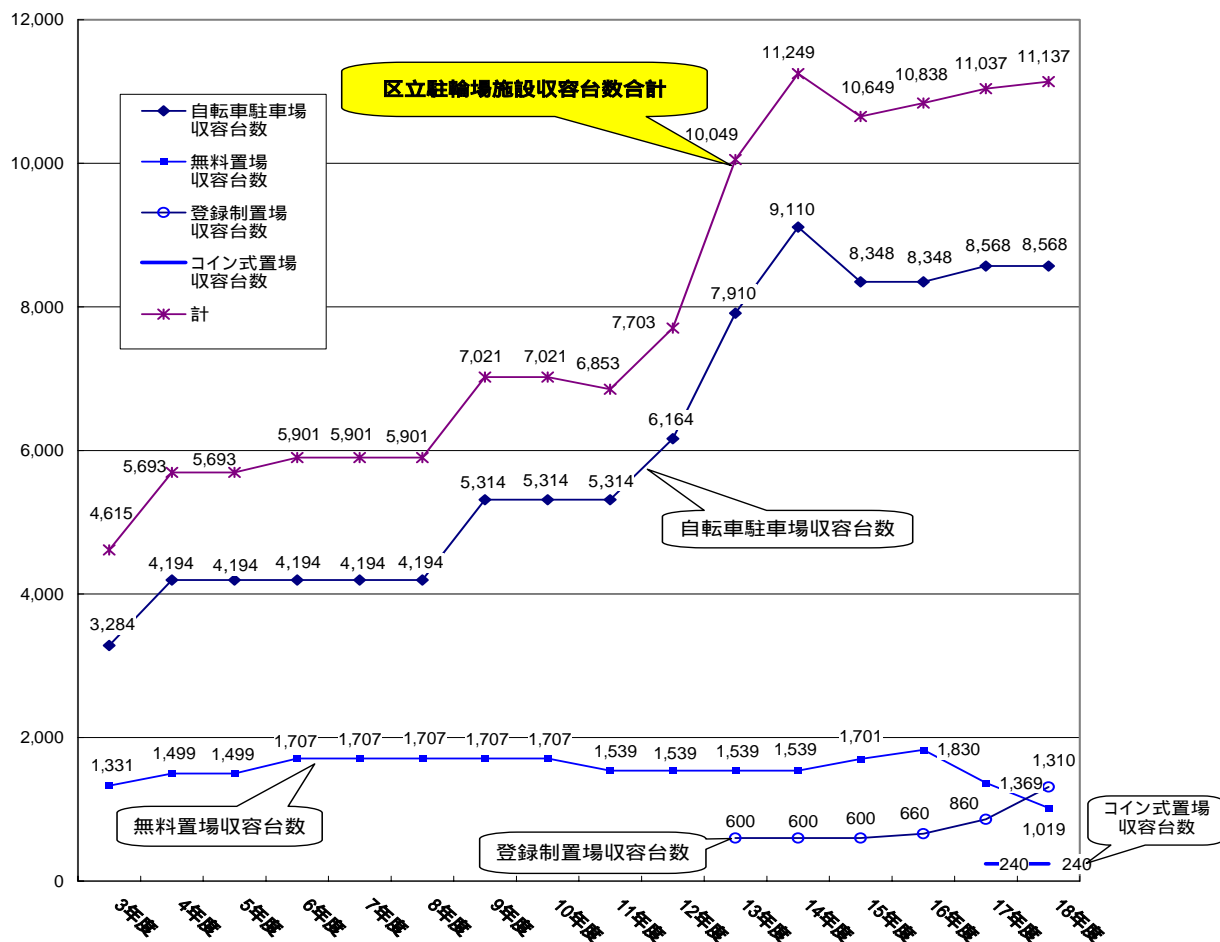
H18.4.1現在

### 無料自転車置場

名称 (以下、 置場)	所在地	土地所有	面積(m <sup>2</sup> )	収容台数		開設年月日
				自転車	原付	
1 北池袋	上池袋4-29	都	122.00	122		S56.7.1
2 池袋駅東口第2	東池袋1-49	区	91.40	91		S60.12.20
3 大塚駅北口第1	北大塚2-6	区	186.78	193		S59.9.17
4 大塚駅北口第2	北大塚2-26	区	164.00	164		S57.3.10
5 大塚駅北口第3	北大塚2-3	区	96.90	97		S58.4.1
6 大塚駅北口第4	南大塚3-33	JR	168.45	170		H15.1.1
7 大塚駅南口第1	南大塚3-34	区	64.90	89		H15.10.1
8 椎名町北口第1	西池袋4-39	区	93.01	93		S59.8.15
				<b>1,019</b>	<b>0</b>	

### 区立駐輪場施設収容台数の推移(自転車のみ)

単位:台



### 【3】放置禁止区域の指定、放置自転車等の撤去

条例により指定された放置禁止区域内の放置自転車等(自転車および50cc以下の原付 2ページ(\*5)参照)は、条例に基づく撤去活動の対象となる。

放置自転車等の撤去は、通行の妨げになっている自転車等を整理し、歩行者の安全、街の美観の維持等を目的とするものである。

撤去の際には広報車で周知を行い、所有者が近くにいる場合には至急移動してもらうよう呼びかけている。

撤去した自転車等は保管所に移送し、40日間保管(H18.4現在)する。返還の際には撤去保管手数料が必要となる。

#### < 放置禁止区域 >

放置禁止区域は、駐輪場の設置状況、自転車等の放置状況などを考慮し、鉄道駅を中心として一定の範囲を指定している。

- 1)池袋駅西口周辺 昭和63年4月指定(平成3年5月、平成10年4月、平成14年12月拡充)
- 2)東長崎駅周辺 昭和63年11月指定
- 3)要町駅周辺 平成3年1月指定
- 4)椎名町駅南口周辺 平成3年5月指定(平成18年2月拡充)
- 5)千川駅周辺 平成3年8月指定
- 6)駒込駅周辺 平成9年8月指定
- 7)落合南長崎駅周辺 平成10年2月指定
- 8)池袋駅東口周辺 平成12年5月指定(平成13年10月拡充)
- 9)西巣鴨駅周辺 平成12月7月指定
- 10)巣鴨駅周辺 平成13年4月指定(平成13年10月拡充)
- 11)目白駅周辺 平成14年4月指定
- 12)高田馬場駅周辺 平成16年4月指定
- 13)下板橋駅周辺 平成18年1月指定
- 14)東池袋駅周辺 平成18年4月指定

\* 放置禁止区域内に放置された自転車等は条例に基づき即時撤去の対象となる。また、放置禁止区域以外でも放置状況が甚だしいと認められるときには、別に定められた手順による撤去活動を行っている。

#### < 条例撤去作業 >

- (1)放置禁止区域内に放置されている自転車等にステッカーを貼付し、警告する(ステッカーには貼付年月日・時間が押印してある)。
- (2)一定時間経過後にステッカーが貼られたままの自転車等を撤去し、区内8か所(H18.4現在)の保管所へ搬送する。また、原付の撤去にあたっては車輻を毛布で梱包し、移動中に損傷しないように作業を行っている。一方、自転車等がチェーン錠でガードレール等に固定されている場合は、他の撤去自転車等の扱いとの公平性を確保するため、錠を切断して撤去する(切断したチェーン錠は弁償しない)。
- (3)撤去活動の際には広報車で周知を図り、至急移動してもらうよう呼びかける。
- (4)撤去後は、撤去場所の警告看板および自転車保管所の場所を掲示した標示板を置くなどで周知している。

#### < 撤去自転車等の返還など >

返還の際には、各保管所にて自転車5,000円、原付8,000円の撤去保管手数料を徴収している。保管所の返還業務は、平日が午前9時から午後7時まで、日曜・祝日が午前10時から午後4時まで(土曜日および年末年始は休業)となっており、その業務については民間に委託している。(いずれもH18.4現在)

1週間程度経過しても所有者が引き取りに来ない場合は、防犯登録番号により所轄の警察署に対し、所有者の照会を文書で行い確認のうえ通知している。

40日間の保管期限を経過しても所有者が引き取りに来ない自転車については、一部はリサイクル自転車として再生し、海外譲与・区民販売等により再利用を行ったり、また、そのまま古物商免許を持つ業者へ売却もしているが、大半は廃棄処分となる。なお、自転車の点検・整備は千川自転車再生所においてシルバー人材センターに委託し行っている。(いずれもH18.4現在)

## 自転車等保管所

名称	所在地	所有	面積 (㎡)	収容台数		開設年月日
				自転車	原付	
1 上池袋保管所	上池袋4-29	都	383.00	420		S63.4.1
2 南長崎保管所	南長崎5-3	区	575.12	500		S63.11.1
3 北池袋保管所	池袋本町4-50	区	580.44	500		H2.9.1
4 池袋駅西駐車場内保管所	西池袋3-20-1	区	717.06	450		H3.5.10
5 池袋3丁目保管所	池袋3-58	区	1,267.00	850		H9.8.4
6 東池袋5丁目保管所	東池袋5-44	区	708.96	500		H12.5.1
7 千早4丁目保管所	千早4-7	区・教委	1,200.00	1,000		H13.3.11
8 西巢鴨保管所	西巢鴨4-14	首都高	496.50	360		H15.6.18
				<b>4,580</b>	<b>0</b>	

### 【4】広報紙、各種イベント等による放置防止の啓発

区では、放置防止の周知を図るため、主に次の啓発活動を行っている。

広報、区ホームページによる放置防止の啓発、放置禁止区域、駐輪場の案内

「放置自転車等対策クリーンキャンペーン」の実施

主要な駅において地元町会、商店会、所轄警察署、鉄道事業者、ボランティア等の関係機関と協力し、放置自転車等に対する啓発チラシの貼付や、駐輪場への誘導などを行っている。

### 【5】区民等からの苦情による処理

放置禁止区域外で区民等から電話やはがきで公道上の放置自転車等について苦情が寄せられるなど、放置による被害が著しいと認められるときには、条例に定められた別の手順により警告を行い、相当期間の経過後も状況が改善されない場合に撤去を行っている。

苦情による警告、処理は区内全域について行っているが、私有地に放置されているものについては、土地の所有者等にその処分を要請している。

### 【6】撤去自転車のリサイクル活用

区で撤去・保管している自転車等のうち、保管期間の40日間を過ぎても引き取り手のないものについては、基本的には民間業者に処理依頼しているが、まだ十分に使用できる自転車については点検・修理をしてリサイクル自転車として区民販売・海外譲与などに再生利用している。また、平成17年度からは古物商免許を持つ業者に売却も行っている。

#### (1)区民販売

再生可能な良質な自転車を(社)シルバー人材センター、自転車商組合に無償譲渡し、再生後、希望者に販売している。(平成16年度販売実績 466台)

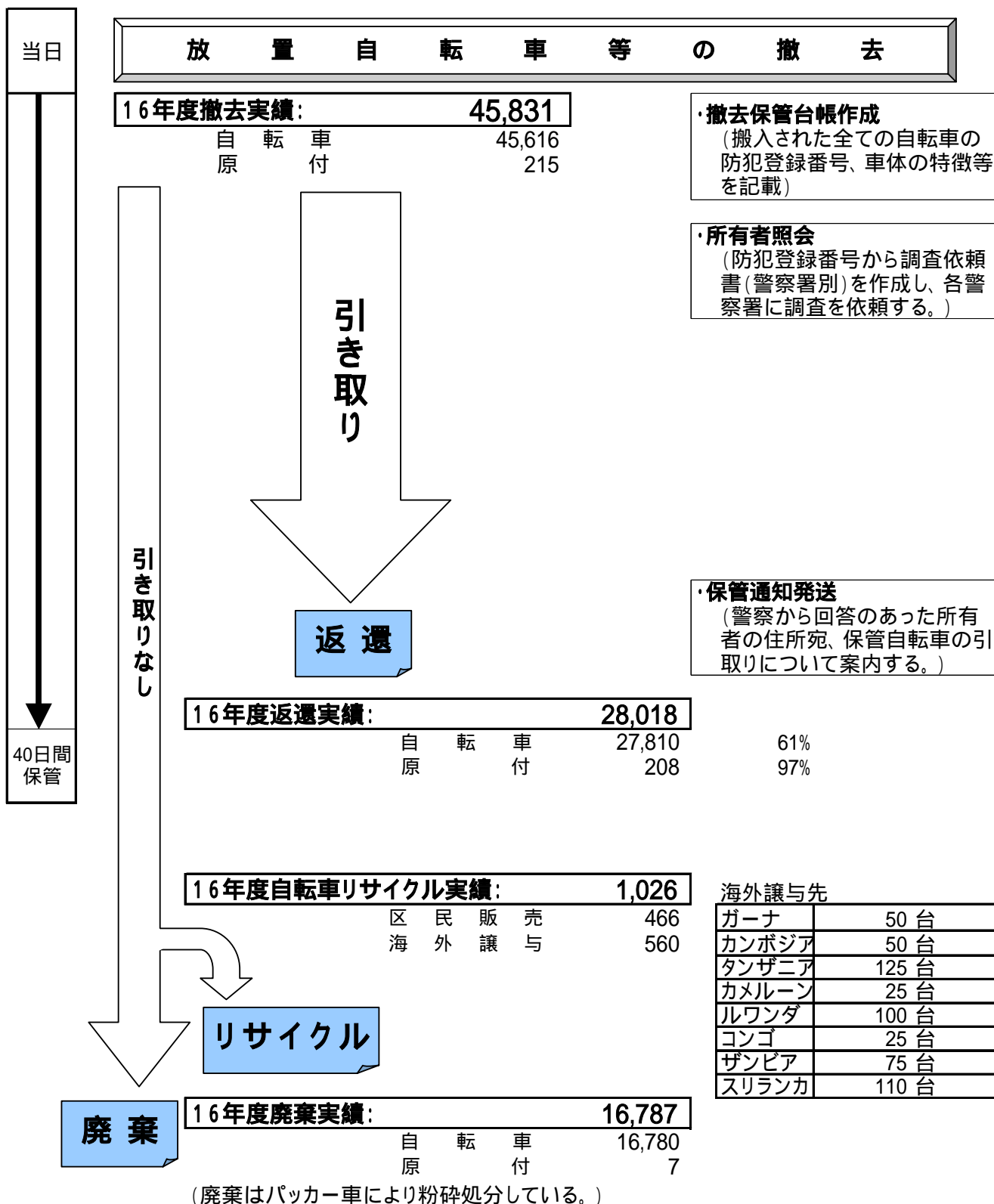
#### (2)海外譲与

自転車が高価で品薄なために、その必要性が高いにもかかわらず、入手が困難なアフリカ、中南米、東南アジアなどの開発途上国で有効活用してもらうため、再生自転車海外譲与自治体連合会(MCCOBA:ムコーバ)を発足し、(財)家族計画国際協力財団(JOICFP:ジョイセフ)と協力して家族計画・寄生虫予防・栄養改善などの保健事業をはじめとする地域開発に役立たせるべく、リサイクル自転車の譲与活動を行っている。(平成16年度譲与実績 560台)

#### (3)売却処分

平成17年度から、古物商の免許を持つ業者に対し、入札により部品等も含め売却を実施している。(平成17年度売却実績 1,000台)

# 撤去から返還、リサイクル、廃棄等までの行程

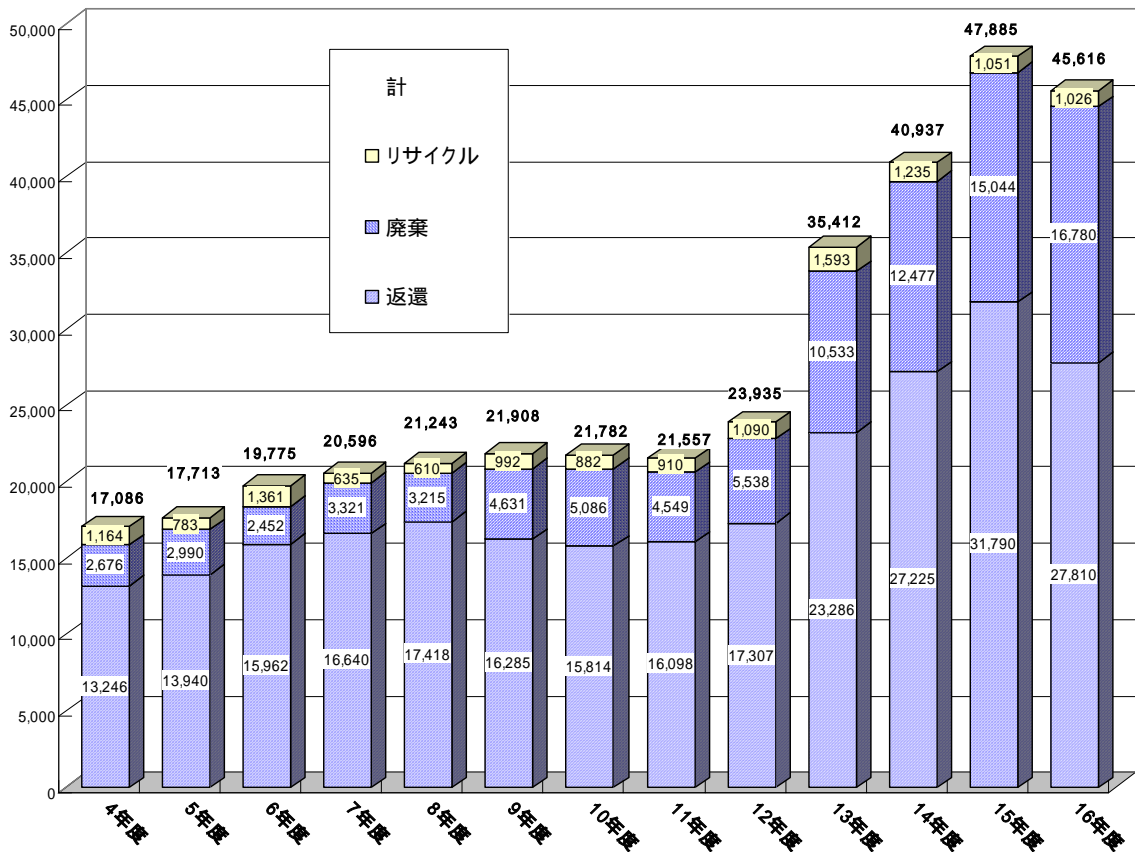


### 各年度別、撤去台数と撤去後の状況の推移(自転車)

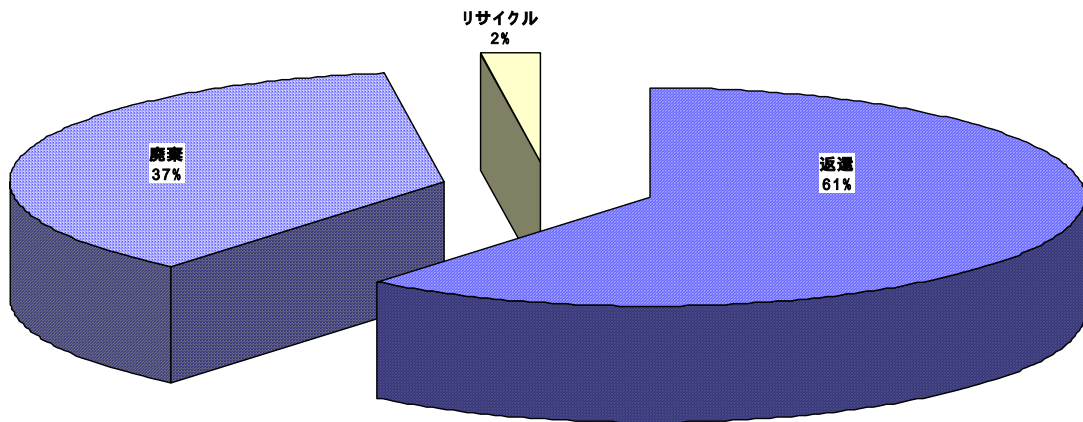
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
返還	13,246	13,940	15,962	16,640	17,418	16,285	15,814	16,098	17,307	23,286	27,225	31,790	27,810
廃棄	2,676	2,990	2,452	3,321	3,215	4,631	5,086	4,549	5,538	10,533	12,477	15,044	16,780
リサイクル	1,164	783	1,361	635	610	992	882	910	1,090	1,593	1,235	1,051	1,026
計	17,086	17,713	19,775	20,596	21,243	21,908	21,782	21,557	23,935	35,412	40,937	47,885	45,616

単位:台

撤去自転車と撤去後の状況の推移



16年度 撤去自転車の撤去後の状況



## 【7】特定の建築物に対する駐輪場附置の義務付け

区では、放置防止条例に基づき、商業地域および近隣商業地域において遊技場、スーパー、百貨店、銀行などの施設を新增築する者に対する駐輪場の設置を義務付けている。(平成17年3月末現在:44か所3,578台分)

また、一定規模以上の共同住宅の建設の際にも、中高層集合住宅建築指導条例により、建築主に対する駐輪場の設置を義務付けている。

### 放置防止条例に基づく駐輪場の附置義務

施設の使用	施設の規模	駐輪場の規模 (1台に満たない場合は切り捨てる)
遊技場	店舗面積が300㎡を超えるもの	店舗面積15㎡ごとに1台 (店舗面積が5,000㎡を超える部分については店舗面積30㎡ごとに1台)
スーパーマーケット その他の大規模店舗	店舗面積が400㎡を超えるもの	店舗面積20㎡ごとに1台 (店舗面積が5,000㎡を超える部分については店舗面積40㎡ごとに1台)
百貨店	店舗面積が1,200㎡を超えるもの	店舗面積60㎡ごとに1台 (店舗面積が5,000㎡を超える部分については店舗面積120㎡ごとに1台)
銀行等金融機関	店舗面積が500㎡を超えるもの	店舗面積25㎡ごとに1台 (店舗面積が5,000㎡を超える部分については店舗面積50㎡ごとに1台)

### 中高層集合住宅建築指導条例に基づく駐輪場の附置義務

施設の使用	施設の規模	自転車駐車場の規模 (1台に満たない場合は切り上げる)
共同住宅(寄宿舍等を含む)	3階かつ住戸数が15戸以上のもの	1住戸ごとに1台 (駅から500m以内の共同住宅で29㎡未満の住戸については2住戸あたり1台以上)

### 3. 経費の支出と自転車等登録・乗入れ台数

#### 【1】自転車等対策事業に関する経費の支出

近年の区における自転車等対策事業に要した経費の推移は次のとおりである。

自転車等対策経費の推移

(単位:百万円)

事業名	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
放置自転車対策経費 (撤去作業等) a	57	76	73	73	63	63	62	45	61	83	116	106	98
自転車保管所管理運営経費 (管理委託等) b	36	35	34	35	35	41	43	40	47	54	52	56	56
置場関係経費 (無料置場の整理委託等) c	68	71	67	72	52	45	41	35	29	30	26	8	13
自転車駐車場管理運営経費 (有料駐輪場及び登録制置場の管理委託等) d	316	316	331	332	329	339	333	329	322	346	367	338	339
管理運営等経費(a~b) 計	477	498	505	512	479	488	479	449	459	513	561	508	506
自転車駐車場・置場建設経費 e	46	2	16	109	416	197	226	901	523	213	2	5	217
保管所の整備 f	3		1			11		7			19	20	
建設的経費(e~f) 計	49	2	17	109	416	208	226	908	523	213	21	25	217
<b>事業費計( + )</b>	<b>526</b>	<b>500</b>	<b>522</b>	<b>621</b>	<b>895</b>	<b>696</b>	<b>705</b>	<b>1,357</b>	<b>982</b>	<b>726</b>	<b>582</b>	<b>533</b>	<b>723</b>

\* 人件費、公債償還費等を除く

#### 【2】自転車等の登録台数

区内の自転車防犯登録台数及び原付(排気量50cc以下)の登録台数は下表のとおりである。自転車については区民0.77人あたり約1台、原動機付自転車は27人あたり約1台の登録状況となっている。自転車に関しては区民人口を大きく超える保有台数となっている。

自転車防犯登録台数 329,911台	豊島区の人口 252,874人	区民約0.77人あたり1台
原付登録台数 9,568台		区民約27人あたり1台

\* 自転車の登録台数は平成15年12月24日現在(警視庁交通年鑑調べ)

\* 原付の登録台数は平成16年4月1日現在

\* 区の人口は平成16年1月1日現在(住民基本台帳人口 236,041人、外国人登録人口 16,833人)

### 【3】駅別自転車等乗り入れ台数の推移(東京都生活文化局調べ)

鉄道駅の周辺に乗り入れられる1日あたりの自転車等の台数は、下表のとおりである。区内駅および区境(区外所在)駅とも、平成11年度をピークに緩やかな減少傾向にある。

「放置」は、東京都による一斉調査(毎年10月、晴天の平日、午前11時)の自転車および50cc以下の原付の合計数である。  
 「適正駐車」は、調査日において駐輪場に駐車されていた自転車および50cc以下の原付の合計数である。  
 「計」が駅別の乗り入れ台数となる。

駅名		区分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
共通	池袋	放置	3,022	2,354	1,662	2,056	2,290	2,630	3,924	4,582	3,596	2,584	2,312	2,183	2,076
		適正駐車	1,110	1,301	1,156	1,777	1,315	1,757	987	969	1,334	1,686	1,920	1,897	2,048
		計	4,132	3,655	2,818	3,833	3,605	4,387	4,911	5,551	4,930	4,270	4,232	4,080	4,124
	駒込	放置	816	984	837	1,244	1,387	155	142	138	157	146	129	183	72
		適正駐車	263	191	145	182	0	492	412	369	304	289	353	258	197
		計	1,079	1,175	982	1,426	1,387	647	554	507	461	435	482	441	269
	巣鴨	放置	2,802	2,794	2,745	2,841	2,746	3,176	2,733	3,360	3,338	1,295	1,111	922	772
		適正駐車	0	0	0	0	469	516	596	614	159	742	827	815	792
		計	2,802	2,794	2,745	2,841	3,215	3,692	3,329	3,974	3,497	2,037	1,938	1,737	1,564
JR東日本	大塚	放置	1,796	2,078	890	1,176	1,260	1,349	1,245	1,838	1,638	1,908	2,098	1,904	1,925
		適正駐車	634	659	924	847	819	1,019	952	822	621	805	820	853	851
		計	2,430	2,737	1,814	2,023	2,079	2,368	2,197	2,660	2,259	2,713	2,918	2,757	2,776
	目白	放置	1,095	1,088	613	936	1,003	1,086	1,088	983	1,277	1,372	212	158	97
		適正駐車	544	701	873	1,209	1,098	1,370	874	857	702	737	1,300	1,035	1,045
		計	1,639	1,789	1,486	2,145	2,101	2,456	1,962	1,840	1,979	2,109	1,512	1,193	1,142
	*高田馬場	放置	1,569	1,898	1,499	2,329	1,857	1,663	1,478	1,637	1,095	1,425	582	460	495
		適正駐車	0	28	106	120	105	162	173	157	620	2,294	695	1,051	797
		計	1,569	1,926	1,605	2,449	1,962	1,825	1,651	1,794	1,715	3,719	1,277	1,511	1,292
西武	椎名町	放置	51	143	123	107	86	107	103	314	178	161	150	165	136
		適正駐車	442	550	480	569	550	434	311	292	287	255	584	668	607
		計	493	693	603	676	636	541	414	606	465	416	734	833	743
	東長崎	放置	72	282	189	197	173	246	179	182	269	147	117	103	93
		適正駐車	300	251	263	264	266	631	276	418	176	181	481	221	181
		計	372	533	452	461	439	877	455	600	445	328	598	324	274
東武	北池袋	放置	1	12	0	0	36	56	65	110	93	83	82	74	78
		適正駐車	111	117	97	123	122	106	120	131	108	125	112	122	117
		計	112	129	97	123	158	162	185	241	201	208	194	196	195
	下板橋	放置	5	6	0	0	34	25	20	31	26	28	46	61	22
		適正駐車	355	385	351	403	387	456	435	466	434	448	432	572	412
		計	360	391	351	403	421	481	455	497	460	476	478	633	434
都営	西巢鴨	放置	999	1,023	723	991	945	971	747	887	93	191	177	78	62
		適正駐車	0	0	0	0	0	0	0	0	169	158	143	144	120
		計	999	1,023	723	991	945	971	747	887	262	349	320	222	182
	*落合南長崎	放置	-	-	-	-	-	-	16	82	85	29	18	13	23
		適正駐車	-	-	-	-	-	-	140	178	185	234	246	206	251
		計	-	-	-	-	-	-	156	260	270	263	264	219	274
東京地下鉄	*新大塚	放置	315	240	210	296	619	365	371	346	406	301	368	514	406
		適正駐車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	315	240	210	296	619	365	371	346	406	301	368	514	406
	東池袋	放置	349	289	280	336	228	324	295	435	442	389	394	453	402
		適正駐車	117	157	184	184	189	145	122	153	154	238	237	295	266
		計	466	446	464	520	417	469	417	588	596	627	631	748	668
	要町	放置	151	291	239	357	216	433	503	848	839	502	299	326	436
		適正駐車	406	405	446	471	456	452	384	367	338	340	314	313	258
		計	557	696	685	828	672	885	887	1,215	1,177	842	613	639	694
千川	放置	466	172	66	185	293	435	256	532	389	334	404	444	428	
	適正駐車	902	1,124	934	1,031	1,062	1,191	1,034	878	894	1,042	909	982	984	
	計	1,368	1,296	1,000	1,216	1,355	1,626	1,290	1,410	1,283	1,376	1,313	1,426	1,412	

\*は区境(区外所在)駅。落合南長崎駅は平成9年12月に開業のため、平成9年度までデータなし。また、落合南長崎駅と新大塚駅は区外所在駅であるが、都生活文化局の統計上、本区内駅としてカウントする。

区内駅計	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
	放置	11,940	11,756	8,577	10,722	11,316	11,358	11,687	14,668	12,826	9,470	7,917	7,581	7,028
適正駐車	5,184	5,841	5,853	7,060	6,733	8,569	6,643	6,514	5,865	7,280	8,678	8,381	8,129	
計	17,124	17,597	14,430	17,782	18,049	19,927	18,330	21,182	18,691	16,750	16,595	15,962	15,157	
合計	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
	放置	13,509	13,654	10,076	13,051	13,173	13,021	13,165	16,305	13,921	10,895	8,499	8,041	7,523
	適正駐車	5,184	5,869	5,959	7,180	6,838	8,731	6,816	6,671	6,485	9,574	9,373	9,432	8,926
計	18,693	19,523	16,035	20,231	20,011	21,752	19,981	22,976	20,406	20,469	17,872	17,473	16,449	

## 4. 自転車の利用にあたっての課題

区では、昭和63年の条例制定以後、今日に至るまで様々な放置対策事業に力を入れてきた。整備してきた駐輪場は有料・無料の施設を合わせて31か所で約11,000台分、撤去した自転車の保管所は8か所で約4,600台分、14か所の放置禁止区域の指定、そして放置自転車等の撤去台数は近年では年間45,000台を超える。また、開発途上国への再生自転車無償譲与や、リサイクル販売なども相当の実績を残してきた。そして、ハード面・ソフト面を併せたこれらの対策事業には、ここ10年間で約80億円もの経費を負担してきた。この経費の面では、平成16年度予算額で比較をしても、人口1人あたり投入している額は東京23区でも飛びぬけて高い数値となっているが、これは駐輪場用地の確保のため土地の賃借料など、民間から借地せざるを得ない現状に負うところも大きい。

にもかかわらず、平成11年度の放置自転車等の全国調査では池袋駅がワースト1位、巣鴨駅がワースト4位という不名誉な記録を残している。近年ではその台数は緩やかな減少傾向にあるも、平成16年度の調査では池袋駅が都内ワースト1位、大塚駅がワースト2位という、依然として深刻な状況にある。

特に「自転車」は、自宅から目的地まで自分の意思で自由に移動でき、また地球環境に与える負荷が非常に少ない乗り物である。しかし、本区のような過密都市では、そのルールやマナーを守らないと、幹線道路や繁華街、細街路の別なく深刻な人身事故を引き起こす可能性もある。また放置は、「自分の自転車1台ぐらいなら良いだろう」という利用者の軽い気持ちが多量の放置を誘発し、歩行者、特に障害者や子ども、高齢者等のいわゆる「交通弱者」の通行の妨げとなり、まちの美観を損ね、時には緊急車輛の通行や災害時の緊急活動の妨げとなるなど、決して無視できない重大な社会問題であると言わざるを得ない。

自転車の利用を巡る様々な問題の解決にあたっては、歩行者等への配慮と他の交通手段との関係から、まず豊島区における自転車の位置づけを明確にし、その安全利用・放置自転車等防止対策・施設整備という3つの視点から体系的に検討し、対策を講じていくことが必要である。

## 第3章 計画の基本的理念

### 1. 基本的理念

#### 「自転車は、歩行者をやさしく気づかい、ルールとマナーを守って利用する交通手段」

自転車は、歩行者、特に障害を持つ人や子ども、高齢者など、「交通弱者」の安全を確保し、ルールとマナーを守り利用すべき交通手段であると区は位置づけ、自転車に関わる者がそれぞれの役割に応じた責務を果たしていくものとする。

### 2. 基本方針

#### 【1】自転車利用に関する方針

歩行者にやさしい適切な自転車利用を促すため、利用者の責務を明確にするとともに、家庭や学校等の教育機関でのマナー啓発や指導の充実を図る。

また、ターミナル駅周辺など特に乗入れが多い地域については、至近距離での利用自粛や自転車に代わりうるバス等の他の交通手段の利用環境の向上にも努めていくとともに、レンタサイクルの活用の可能性についても更なる検討を行っていく。

#### 【2】放置自転車等防止に関する方針

放置自転車等の減少に向け目標を定め、現行の撤去活動を維持・拡充するとともに、その移送先となる保管所の適切な規模・配置を実現していく。

また、鉄道駅周辺の放置禁止区域については駐輪場の整備に併せ随時見直し・拡充を図り、放置禁止区域の指定をしていない駅周辺では、整備に併せて地域住民の合意を得て放置禁止区域の指定をしていく等、放置の抑制および効果的な撤去を行う。なお、撤去保管に要する経費は常に検証するとともにその節減に努め、適正な費用の負担を放置者に求めていく。

さらに、駐輪場の利用状況に応じて、その利用登録の距離制限や利用料金の見直し等を行い、駐輪場への利用誘導や適正な運営に努める。

#### 【3】施設整備に関する方針

自転車等の乗り入れの現状から各駅ごとに駐車需要を予測し、計画期間内に区・道路管理者・鉄道事業者等の協力により整備できる台数目標を定め、駐輪場の適正な整備を行う。なお、コストや駅からの距離、利便性等に応じた適正な駐輪場の利用料の設定を行い、効率的な運用に努めるものとする。

また、限られた財源・用地条件の中で、できるだけ駐輪需要に応えるため、民間事業者が行う自転車等駐車対策関連事業の支援に努める。さらに、条例にもとづく附置義務の対象・設置方法等を再検討し、適正な駐輪場の確保に努めるものとする。

加えて、自転車の走行環境を向上するため、自転車走行レーン等の整備に努めるとともに、改正道路法施行令の趣旨を踏まえ、景観上あるいは通行等の妨げにならない範囲で歩道上の駐輪場の設置にも努めるものとする。

## 第4章 施策の体系と内容

### 1. 施策の体系

本計画の体系は下図のとおりである。



## 2. 施策の内容

### 【1】適正な自転車利用の推進

#### (1) 自転車利用者に対するルール・マナーの普及啓発

##### 自転車利用者の責務

自転車の利用者は、その利用にあたっては、法令を遵守し、歩行者の安全を確保することを責務とする。

また、放置をせず駐輪場の利用を徹底するとともに、至近距離の利用については、障害者等をやむを得ず自転車を移動手段として使わざるを得ないような者以外は、その利用を控えることも心がける。

さらに、自転車の防犯登録(\*6)を徹底し、盗難時の円滑な連絡体制の構築に協力する。

##### 整理誘導員の配置

区は、指定された放置禁止区域内の自転車等の放置防止のため、現在実施している駐輪場への整理誘導員について、その効果を十分に検証した上で、その効率的配置および利用者への啓発実施を推進していく。

##### 関係機関への啓発

区は、日頃から鉄道事業者や商店会など、多数の集客施設を有する各種団体に対する啓発活動を進め、放置防止対策に対する意識の向上を図る。

##### 教育現場・高齢者施設等での安全指導の実施

区と警察は互いに連携し、学校・保育園・高齢者施設などの現場において、自転車の安全利用のためのルールや駐輪マナーについて子どもや高齢者に指導・啓発を行う。

##### 区報・ホームページ・CATV等を活用した啓発

区は、広報紙やホームページ、CATVなどのメディアを通じて放置自転車の弊害や経費支出の現状を区民等に周知する。また、警察も同じくホームページ等の広報手段により、自転車の正しい運転ルールの周知や自転車事故の発生状況などを紹介し、自転車利用につきルールとマナーを守る意識の向上を図る。

##### 放置自転車等対策クリーンキャンペーンの実施

区は、区民、鉄道事業者、道路管理者、警察、商店会、町会等の関係機関とともに、主要駅周辺において放置自転車等への啓発チラシの貼付、および利用者に対する駐輪場の利用誘導を図る「放置自転車等対策クリーンキャンペーン」を継続実施し、その充実を図る。

##### 自転車の歩道通行の検証・見直し

区は、警察に対し、道路管理者等の協力を得ながら、歩道通行可とされている道路につき、自転車走行の現状を把握・検証し、適正な指定および見直しを求めていく。

##### 道路交通法に基づく指導

区は、警察に対し、道路交通法に基づく自転車等の運転者に対する安全運転の指導および悪質な運転の取締りの強化と、特に原付については違法駐車も含め適切な取締りの強化を求めていく。

---

\*6) 「防犯登録」 自転車を利用する者は、自転車法第12条第3項に基づき、その利用する自転車について防犯登録を受けなければならない旨を義務付けている。

## 【事業計画】

施策内容	前期 平成18～22年度	後期 平成23～27年度
自転車利用者の責務	・常に適正利用に努める	
整理誘導員の配置	・実施状況を検証し、放置の多い駅を中心に効果的に配置する。	
関係機関への啓発	・各団体に対し随時実施する。	
教育現場・高齢者施設等での安全指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全指導のための警察官派遣を継続・推進する。</li> <li>・啓発ビデオ等の教材の貸し出しを行う。</li> <li>・委託警備員による街頭啓発を行う。</li> <li>・小中学校自転車安全利用教室を継続実施する。</li> <li>・小中学生に対する安全啓発チラシの配布を行う。</li> </ul>	
区報・ホームページ・CATV等を活用した啓発	・広報等による啓発活動を推進する。	
放置自転車等対策クリーンキャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池袋、巣鴨、目白駅周辺での実施を継続する。</li> <li>・大塚駅など、駐輪場の新規整備および放置の状況に応じて範囲を拡大し随時実施する。</li> </ul>	
自転車の歩道通行の検証・見直し	・随時検証を行う。	
道路交通法に基づく指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全運転指導、無謀運転の取り締り強化を求めている。</li> <li>・原付の違法駐車取り締り強化を求めている。</li> </ul>	

## (2) 他の交通手段等の検討

### バス等の他の交通手段利用の推進

区は、池袋や大塚、巣鴨などターミナル機能を有する駅については、自転車という交通手段の適正利用を推奨し、その乗り入れ台数と駐輪場整備の状況を踏まえ、自転車に代わりうる交通手段であるバスや都電等の事業者と協力しその利用環境の向上に努める。

### 歩くことの推奨

区は、近距離自転車利用者を主な対象に、駐輪場の整備目標以上に過剰な自転車利用の実態がある場合には、徒歩への切り替えをPRし、過度な自転車利用の自粛を呼びかけていく。

### レンタサイクルシステムの活用検討

レンタサイクルシステムは、居住者が朝預けた自転車を、郊外から区内に来る通勤通学者等が利用する(またその逆利用を行う)ことで、駅直近の駐輪スペースを効率利用できる可能性がある。しかし、他自治体ではこの視点から成功をおさめた事例が少なく、利用・逆利用双方のニーズや地域の特性を十分に把握しなければならない。

その活用については、区が現在試行実施しているレンタサイクルの利用実態を精査するとともに、民間事業者の参入動向、自転車販売店の参加協力の可能性等について、社会実験等の取り組みを通じてその有効性につき更なる検証を行い、検討を行っていく。

## 【事業計画】

施策内容	前期	後期
	平成18～22年度	平成23～27年度
バス等の他の交通手段利用の推進	・自転車および他の交通手段の利用状況の調査、交通事業者との調整等に努める。	
歩くことの推奨	・広報、インターネット等による啓発を行う。	
レンタサイクルシステムの活用検討	・池袋、目白での試行を継続し、その検証を行う。 ・他の自治体および鉄道事業者の導入実例の検証を行う。 ・社会実験等のさらなる検証結果を踏まえ、活用を検討する。	

## 【2】放置自転車等防止対策の推進

### (1) 放置自転車等防止の徹底

#### 放置自転車等の減少目標の設定

区は、内閣府・東京都が毎年度行う放置自転車等の実態調査に基づき、その台数の減少目標を掲げ、目標達成に向けて放置の防止対策を推進する。

#### 効果的な撤去の実施

区は、放置自転車等の撤去体制とその効果を検証し、各駅を中心とした撤去を効果的に実施する。

#### 原因者負担の適正化

区は、放置自転車等の撤去および保管に要する経費については、法令の規定による実費負担の原則に基づき検証し、放置者への周知および適正な手数料の徴収を行う。

#### 保管所の集約・拡大

区は、撤去した自転車等の受け皿となる保管所を安定して維持・確保するとともに、その撤去活動の推進に伴い保管所の集約・拡大を行う。

#### 返還事務の効率化

区は、現在40日となっている保管期間を短縮していく。また、警察は撤去自転車の返還の短縮化に協力するため、区から要請のあった防犯登録者の住所・氏名の照会につき速やかに回答する。さらに、自転車販売業者は自転車購入者より受け付けた防犯登録カードを速やかに所轄の警察署へ送付する。

#### 新たな放置禁止区域の指定

区は、現在放置禁止区域が指定されている駅周辺については、その放置の状況および駐輪場整備・利用の状況に応じて、その区域の範囲が適切なものであるか常に検証するとともに、大塚駅など放置が多くても放置禁止区域の指定がなされていない駅周辺については、駐輪場整備にあわせて適切な指定を行う。

#### 撤去自転車のリサイクル事業の継続・推進

区は、資源の活用を推進するため、引き取り手のない撤去自転車の再生および開発途上国への譲与につき、その事業を継続する。また、自転車販売業者等については、新車販売時等において廃棄自転車の適正な回収を働きかけていくとともに、業者等の関係団体はこれに協力する。

#### 放置禁止区域以外の放置防止

区は、放置禁止区域以外に長期に放置されている自転車等についても警告を行い、円滑な撤去を推進する。また区民等は、私有地に放置されている自転車等に関しては、自己の責任において処分することとする。

【事業計画】

施策内容	前期 平成18～22年度		後期 平成23～27年度	
放置自転車等の減少目標の設定	・区内駅の自転車等の放置台数(都生活文化局統計ベース)を2,000台以下まで減少させることを目標とする。(*7)			
効果的な撤去の実施	・放置禁止区域の新規指定や拡充、駐輪場の整備状況および放置状況等を踏まえ、効果的な撤去活動に努める ・随時、撤去業務(委託内容、撤去体制やその回数等)内容の適正化に努める。			
原因者負担の適正化	・撤去保管にかかるコストに見合う撤去保管手数料の適正な金額を設定する。			
保管所の集約・拡大	・保管所を4か所以内に集約し、現行の収容台数4,580台から概ね6,000台程度まで拡大する。(*8)			
	・随時、保管所運営の業務委託内容の適正化に努める。(自転車コールセンター(*9)の設置等)	・必要に応じ随時見直しを図る。		
返還事務の効率化	・電算システム(*10)を導入し、保管期間を現行の40日から30日へ短縮する。	・必要に応じ随時見直しを図る。		
新たな放置禁止区域の指定	・既指定駅については必要に応じ随時見直し・拡充等を図る。 ・未指定駅については、駐輪場の整備等に伴い新たに放置禁止区域を指定する。			
撤去自転車のリサイクル事業の継続・推進	・再生自転車の活用・販売を行う。 ・再生自転車の海外無償譲与を行う。 ・引き取り手のない撤去自転車の業者への売却を行う。			
放置禁止区域以外の放置防止	・必要に応じて長期放置自転車等の撤去・処分に努める。 ・私有地内自転車の自己責任による処分の周知と啓発を行う。			

\*7) 毎年行われる一斉調査では、区内に所在地のある13駅周辺の放置自転車(50cc以下の原付も含む)数は、平成16年度で7,028台であるが、これを2,000台以下まで減少することを目標とするものである。本計画期間中の駐輪場の新規整備目標は後述のとおり6,500台であり、これが全て整備できた場合にその利用率を平成16年度平均の77%と仮定すると利用台数は $6,500 \times 0.77 = 5,005$ 台となり、単純計算では現行の放置台数7,028台 - 5,005台 = 2,023台となる。

なお、併せて利用者のマナー啓発、駐輪場の利用率向上、商業施設の駐輪場の付置義務規定の見直しおよび効率的撤去活動等、関連施策を充実させ、一層の放置自転車の減少を目指すものである。

\*8) 撤去自転車の保管所は平成18年4月現在、8箇所に分散されその収容台数は4,580台である。駐輪場の新規整備等に併せた効率的な撤去を行うため、比較的規模の大きな敷地を確保し、保管所の集約・拡大を目指すものである。

\*9) 「自転車コールセンター」 専用の電話窓口を置き、撤去された自転車の照会や苦情等に特化して対応する。

\*10) 「電算システムの導入」 区・保管所・コールセンターをネットワークで結び、自転車の撤去・管理・照会・返還等の業務の省力化および効率化を図ることを目指すものである。

## (2) 駐輪場の効果的利用方法の検討

### 駐輪場定期利用者に対する優先順位の明確化

区は、駐輪場の定期利用について、障害者および区内在住・在勤者の順で利用を優先させることに加え、その他の者については遠距離利用者を優先する。

### 駐輪場への利用誘導

区・駅周辺の商店会・鉄道事業者等の地域を構成する者は、互いの協力のもと、放置禁止区域内に自転車等をとめようとする人に対し、駐輪場への利用誘導を行う。

### 効率的駐輪場運営の検討

区および駐輪場設置者は、駅周辺の駐輪場の運営につき、地域の特性に応じた開場時間の設定、防犯対策の強化、自転車等のスムーズな出し入れのための設備の改良、わかりやすい案内板の設置などにより、その効率化および利便性の向上を図る。

### 【事業計画】

施策内容	前期 平成18～22年度	後期 平成23～27年度
駐輪場定期利用者に対する優先順位の明確化	・区外定期利用者につき、駐輪場から徒歩10分(概ね800m)以上の者を優先(*11)	・駐輪場の整備状況に併せ随時見直し
駐輪場への利用誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置自転車等対策クリーンキャンペーンによる利用誘導</li> <li>・整理誘導員の配置強化</li> <li>・地域の連携強化</li> </ul>	
効率的駐輪場運営の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者(*12)導入推進等による効率的運営</li> <li>・駅までの距離や利便性に応じた利用料金の設定</li> <li>・地域特性をふまえた開場時間の設定</li> <li>・利用しやすい駐輪場へのハード・ソフト両面からのリニューアル</li> <li>・わかりやすい案内板、誘導サインの整備</li> <li>・利用率向上のためのインセンティブ施策の実施</li> </ul>	

\*11) 駐輪場の定期利用は、その募集時において収容台数を超過して抽選になった場合には、区外在住者の場合は遠距離者を優先とする考え方である。なお、徒歩の時間と距離の関係については、「不動産の表示に関する公正競争規約」における「徒歩1分＝80mに相当」を参考にした。

\*12) 「指定管理者制度」公の施設は従来、地方公共団体の出資法人など公共的な団体のみが管理を行うことができたが、平成15年の地方自治法の改正により、管理について特段の制約をなくし株式会社等が行うことが可能になった。その特徴としては、自治体の運営面での負担減の他、企業が運用のリスクを負う反面、施設の利用料を指定管理者の収入とすることができることや、施設利用の許可等従来は企業が行うことができなかった行政の一定権限までも行えること等が挙げられる。

### 【3】施設整備の推進

#### (1) 駐輪場の整備

##### 自転車等の乗り入れ台数の予測と駐輪場整備の基本的考え方

区は、平成16年に独自に行った各駅周辺の自転車等利用実態調査結果をもとに、次の手順により各駅ごとの駐輪需要想定台数をまず予測し、放置禁止区域の新規指定による乗入れ抑制効果や既存の「自転車駐輪場」の収容台数を考慮し新たに整備を検討すべき台数を算出し、そのうち本計画期間である平成27年度までに整備する目標台数を各駅ごとに定めるものとする。

(考慮する事項)

- \* 毎年度の都の調査
- \* 本区実態調査(平成14年度と平成16年度の比較)
- \* 本区および近隣各区の人口・自転車等登録台数の推移

原則として、区内各駅に乗り入れる自転車等の台数は、計画期間内において現状とさほど変わらないと見込む。

既存駅への自転車等乗り入れ台数のピーク(放置台数 + 駐輪場利用台数)をベースとする 平成16年度調査

(A) 長時間駐輪の傾向のある台数

(B) 短時間駐輪の傾向のある台数 × 25% = (C)

(D) 駐輪需要想定台数を算出 (A) + (C)  
・ 放置禁止区域指定外の駅については、駐輪場施設の整備に伴い新規に指定されるものと仮定し、本区の乗入れ抑制効果の実績である40%を減じる。…(D)

(E) 既存の充足台数を算出  
・ 暫定の自転車置場については、ここでは充足台数にカウントしない。

(F) 新たに整備を検討すべき台数を算出 (DまたはD) - (E)  
・ 豊島区内駅全体で9,650台

原則として(F)が100台以下の場合には施設整備費や維持管理経費等の費用対効果の面から、本計画期間内において施設の整備目標台数を掲げる対象としない。

本計画期間内に使用可能が確実視される暫定無料置場等で対応可能な駅は、同じく整備目標台数を掲げる対象としない。

区境にある新大塚駅および高田馬場駅については、隣接区との協議も踏まえ整備する必要があることから、当面の間、具体的な整備目標台数は掲げない。

**本計画期間である今後10年間の整備目標台数は、区全体で6,500台と設定する。**

(趣旨)

・ 区が過去10年間に整備してきた駐輪場の総数が概ね6,500台であり、今後10年間でも同等数を整備していく。

・ 各駅ごとの具体的な今後10年間の整備目標台数は、地域の特性および既存駐輪施設の整備状況を踏まえ割り振るものとする。そして前述の「新たに整備を検討すべき台数」(F)に不足する分については、今後の放置状況や社会情勢等の変化を勘案しつつ、放置自転車等の効率的撤去などのソフト施策の充実と、地域によっては至近距離利用者の自粛等の呼びかけ、あるいは民営の駐輪場建設への支援等を行い、それらの取り組みを元に計画の中間見直し年や最終年において検証するものとする。

\* 資料4(71ページ)参照

## 各駅周辺の駐輪場整備計画

### 1) 池袋駅

#### (駐輪場施設の現状等)

池袋駅は、JR線、東武線、西武線、東京地下鉄線が乗り入れる日本でも有数のターミナル駅であり、区内で最も自転車等の乗り入れが多い駅でもある。現在、池袋駅周辺には、区立の自転車駐車場が駅の東西に併せて5か所設置されていることに加え、民間駐輪場(プラザ駐輪場・西口)が1か所設置されている。

#### (自転車利用者の実態)

##### \* 東口

池袋駅東自転車駐車場の利用者は区民比率が高いものの、板橋区・北区の利用者も多く、山手線内側の文京区民は少ない。また、放置者については区民以外では板橋区・文京区・北区の順となり、新宿区や中野区からのものも見られるなど、山手線の外側から乗り入れられるものも多い。グリーン大通り登録制置場の登録者の多くは区民であるが、次いで文京区が占める。利用率は池袋駅東自転車駐車場・グリーン大通り登録制置場とも極めて高い。また、池袋駅東自転車駐車場の立地から、明治通りや川越街道が自転車の主要な動線となっているものと思われ、グリーン大通り登録制置場の利用者と放置者については文京区民が多くなるのは、護国寺方面から池袋駅東口への動線に沿って、駐輪需要が発生していることがうかがわれる。

##### \* 西口

池袋駅北自転車駐車場の利用者は、区民比率は過半強であり、区外利用者は板橋区が圧倒的に多い。池袋駅西自転車駐車場の利用者は、区民比率が過半強であり、区外利用者については板橋区、練馬区が多くなるが、埼玉県からの利用者も見られる。利用率は、池袋駅北自転車駐車場・池袋西自転車駐車場とも低く、両者とも駅改札口からの距離が遠いのが原因と思われる。また、放置者については区民以外では板橋区が圧倒的に多くなっている。いずれも山手線の北西側かつ埼京線の西側方面から池袋駅西口への動線上で、さらに駅出入口に近いところに駐輪需要が発生していることがうかがわれる。

また、プラザ駐輪場については近年、開場時間の深夜延長等により利用率が高くなっている。

#### (自転車等乗り入れ数 平成16年度豊島区利用実態調査)

駐輪場施設内		放置自転車等		乗り入れ台数	
区調査 ピーク時 (平日12時)	2,449台	区調査 ピーク時 (休日15時)	8,957台	区調査 ピーク時 (休日15時)	10,318台 左記ピーク時とは合計数は一致しない

#### (駐輪場施設整備状況 カッコ内は原付で外数)

施設名・収容台数	平成16年度 平均利用率	平成16年度利用者構成比 (年度当初登録者ベース)
・池袋駅東自転車駐車場 550台	96.5%	・区内76.6%、・板橋8.6%、北5.9%、埼玉県3.8%
・グリーン大通り登録制自転車置場 600台(50台)	174.2%	・区内75.1%、・文京11.8%、板橋2.7%、埼玉2.4%、練馬2.0%、北1.8%
・池袋駅北自転車駐車場 651台(17台)	37.4%	・区内57.2%、・板橋31.4%、北1.7%
・池袋駅西自転車駐車場 1,151台	26.2%	・区内57.9%、板橋20.0%、埼玉県6.7%、練馬4.8%
・プラザ駐輪場 1,100台	-	-
・池袋駅東口第二自転車置場 91台	-	-
* 計 4,143台(67台)		

(駐輪場整備目標台数)

池袋駅周辺では現在、暫定置場(グリーン大通りの登録制置場も含む)を除き、3,469台駐車可能な駐輪場が整備されている。本計画期間中の駐輪需要想定台数は7,239台であり、差し引き3,770台(約3,750台)が不足していることになる。このうち、本計画期間における整備目標台数は、2,000台とする。

【事業計画】

施策内容	前期 平成18～22年度	後期 平成23～27年度
・北口線路脇用地を活用した駐輪場施設の整備	・鉄道事業者から用地の無償提供を受け、概ね100台規模の駐輪場施設の整備・運営を行う。	・施設の運営を継続する。
・国道254号六ツ又交差点脇の歩道を活用した駐輪場施設の整備	・道路管理者と区が連携し、歩道の一部に概ね50台規模の駐輪場施設を整備し、運営を行う。	・施設の運営を継続する。
・駅前公園横業務用通路を活用した駐輪場施設の整備	・鉄道事業者から用地の無償提供を受け、概ね200台規模の駐輪場施設の整備・運営を行う。	・施設の運営を継続する。
・ウィロード隣接地施設内での駐輪場施設の整備	・鉄道事業者から業務用施設の地下部分の提供を受け、概ね200台規模の駐輪場施設の整備・運営を行う。	・施設の運営を継続する。
・有楽町線地下通路を活用した駐輪場施設の整備	・鉄道事業者から地下通路部分の無償提供を受け、概ね550台規模の駐輪場施設の整備・運営を行う。	・施設の運営を継続する。
・プラザ駐輪場の収容台数の拡大検討	・駐輪場の区分所有者が互いに協力し収容台数の拡大検討を行う。	・区分所有者は施設の運営を継続する。
・メトロポリタン駐車場東側用地の活用検討	・鉄道事業者と区が用地の活用につき検討を行う。	
・池袋駅東自転車駐車場の運営継続	・運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。	
・池袋駅北自転車駐車場の運営継続	・運営を継続し、随時、利用率の向上に努める。また、指定管理者の導入も併せて検討する。	
・池袋駅西自転車駐車場の運営継続	・運営を継続し、随時、利用率の向上に努める。また、指定管理者の導入も併せて検討する。	
・池袋駅東口第二自転車置場の暫定活用継続	・暫定活用を継続する。	
・グリーン大通り登録制自転車置場の暫定活用継続	・暫定活用を継続する。	・他の駐輪場整備の状況等により活用の見直しを行う。
・活用可能な用地等の検討	・放置の実情や既存施設の利用状況、地区の開発情勢等を総合的に勘案しつつ、駐輪場用地として可能な用地の検討を行う。	
・放置禁止区域の拡大検討	・新規駐輪場施設の整備、および放置の実情等に併せて、随時拡大を図る。	

## 池袋駅周辺施設等計画図



### < 池袋駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針 >

- ・計画期間中における整備目標台数は2,000台である。このうち、各鉄道事業者と道路管理者の協力により、約1,100台規模の駐輪場施設の整備を行う。また、残りの900台については当面、グリーン大通り登録制自転車置場(自転車・原付合わせて650台)および池袋駅東口第二自転車置場(自転車91台)の暫定活用を行う他、プラザ駐輪場の収容台数拡大と、幅員の広い歩道等を含め活用可能な用地による駐輪場施設の整備を検討していく。
- ・また、鉄道事業者との継続協議により、保管所または駐輪場用地の確保について検討する。
- ・なお、新規の駐輪場施設整備と併せ、放置禁止区域の拡大検討と、既存の駐輪場の利用率向上に努める。

## 2) 大塚駅

### (駐輪場施設の現状等)

大塚駅は、JR山手線と都電荒川線が交差する駅で、北口に4か所、南口に1か所の無料自転車置場が設置されている。

また、平成20年には駅南北自由通路の整備、平成21年には駅舎改良工事の完了が予定されている。

### (自転車利用者の実態)

無料自転車置場の利用状況については、平日はほぼ満車、休日は7割弱の利用となっている。アンケート調査によると、放置者・無料置場利用者とも区内在住者が大半を占め、埼京線東側、白山通り南側、春日通り北側の範囲からの乗り入れが多くなっているが、南口の放置者では文京区からの乗り入れも目立つ。有料の駐輪場施設がないため、現在は放置禁止区域が指定できず、放置自転車等台数は池袋駅に次ぐ多さとなっている。また、放置の台数に駅南北の差はあまり見られない。

### (自転車等乗り入れ数 平成16年度豊島区利用実態調査)

駐輪場施設内		放置自転車等		乗り入れ台数	
区調査 ピーク時 (平日12時)	847台	区調査 ピーク時 (休日15時)	4,121台	区調査 ピーク時 (平日15時)	4,871台 左記ピーク時と は合計数は一致し ない

### (駐輪場施設整備状況)

施設名・収容台数
・大塚駅北口第一自転車置場 193台
・大塚駅北口第二自転車置場 164台
・大塚駅北口第三自転車置場 97台
・大塚駅北口第四自転車置場 170台
・大塚駅南口第一自転車置場 89台
*計 713台

### (駐輪場施設整備目標台数)

大塚駅周辺では現在、無料の自転車置場を除くと駐輪場がない。本計画期間中の駐輪需要想定台数は新規に放置禁止区域指定による抑制効果を加味すると2,440台(約2,400台)が不足していることになる。このうち、本計画期間における整備目標台数は1,800台とする。

### 【事業計画】

施策内容	前期	後期
	平成18～22年度	平成23～27年度
・駅改良に伴う駅周辺開発に併せた駐輪場施設の整備	・駅改良に伴い検討している駅周辺開発に併せ、附置義務分を含めた一定規模の駐輪場施設を鉄道事業者等で整備・運営する。	
・南口駅前広場地下部分を活用した駐輪場施設の整備	・鉄道事業者の協力により、広場地下部分の無償提供を受け、収容台数800台規模の駐輪場施設の整備、運営を行う。	
・暫定無料置場の集約および有料駐輪場施設への転用	・無料置場の場所を集約して、収容台数が概ね500台規模の有料駐輪場施設への転用を図る。	
・放置禁止区域の指定	・有料駐輪場施設の整備および無料置場の有料化に伴い、新規に放置禁止区域を指定し、条例に基づき撤去を開始する。	

## 大塚駅周辺施設等計画図



### 駅改良に伴う駅周辺開発に併せた駐輪場の整備

\* 駅改良に伴い検討している駅周辺開発に併せ、附置義務分を含めた一定規模の駐輪場施設を鉄道事業者等で整備・運営する。

### < 大塚駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針 >

・計画期間中における整備目標台数は1,800台である。このうち、鉄道事業者から南口駅前広場地下部分の無償提供を受け、800台程度の有料駐輪場施設の整備を行う。さらに、目標台数の確保に向け、鉄道事業者等による附置義務分を含めた駐輪場施設の整備や、現在、鉄道事業者から用地の無償提供を受けるなどして開設している5か所の暫定無料置場を集約・再整備し、有料駐輪場施設へ転用を図る。

・なお、新規の駐輪場施設の整備等と併せ、放置禁止区域の指定を行い、条例に基づき撤去を開始する。

### 3) 巣鴨駅

#### (駐輪場施設の現状等)

巣鴨駅は、JR山手線と都営地下鉄線が交差する駅で、北口に2か所、南口に1か所の自転車駐輪場が設置されている。

#### (自転車利用者の実態)

巣鴨駅北自転車駐輪場の利用者については区民が2/3を占める。区外利用者の大半は北区である。巣鴨駅第三自転車駐輪場の利用者は大半が区民であるが、区外利用者では北区が圧倒的で、ついで板橋区が占める。巣鴨駅南自転車駐輪場については平成17年7月に改築されたが、改築前の利用状況を見ると大半が区外利用者であり、そのほとんどは文京区である。

放置者は、白山通りの南北沿いの居住者が多い。

#### (自転車等乗り入れ数 平成16年度豊島区利用実態調査)

駐輪場施設内		放置自転車等		乗り入れ台数	
区調査 ピーク時 (平日14時)	1,025台	区調査 ピーク時 (休日17時)	2,050台	区調査 ピーク時 (休日17時)	2,575台 左記ピーク時と は合計数は一致し ない

#### (駐輪場施設整備状況 カッコ内は原付で外数)

施設名・収容台数	平成16年度 平均利用率	平成16年度利用者構成比 (年度当初登録者ベース)
・巣鴨駅北自転車駐輪場 1,216台(20台)	84.2%	・区内66.1%、北23.9%、文京6.4%
・巣鴨駅第三自転車駐輪場 110台(10台)	132.7%	・区内87.0%、北10.2%、板橋2.8%
・巣鴨駅南自転車駐輪場 350台(6台)	107.4% (旧施設)	・文京73.4%、区内19.3%
*計 1,676台(36台)		

#### (駐輪場施設整備目標台数)

巣鴨駅周辺では現在、1,712台分の収容が可能な駐輪場が整備されている。本計画期間中の駐輪需要想定台数は2,336台であり、差し引き624台(約600台)が不足していることになる。このうち、本計画期間における整備目標台数は300台とする。

#### 【事業計画】

施策内容	前期	後期
	平成18～22年度	平成23～27年度
・巣鴨駅第三自転車駐輪場の運営継続と拡大	・鉄道事業者の協力により引き続き駐輪場用地の提供を受け指定管理者による運営を継続する。また、鉄道事業者が今後、交通局営業所の改修等を行う際には、駐輪場用地として区は現在の2倍程度の提供を受け、概ね260台規模の駐輪場として再整備を行う。	
・駅ビル開発に併せた駐輪場の整備	・商業施設の開発を伴う駅改良に併せて、鉄道事業者等で付置義務分を含めた駐輪場施設を整備・運営する。(概ね120台規模うち60台規模は商業施設としての附置義務に基づく)	・鉄道事業者等は駐輪場の運営を継続する。

・国道17号(白山通り)の歩道を活用した駐輪場施設の整備	・道路管理者と区が連携し、歩道拡幅事業に併せ駐輪場施設の整備を行う。(概ね100台規模)	・駐輪場の運営を継続する。
・巣鴨駅北自転車駐車場の運営継続	・指定管理者による運営を継続する。	
・巣鴨駅南自転車駐車場の運営継続	・指定管理者による運営を継続する。	
・活用可能な用地等の検討	・放置の実情や既存施設の利用状況、地区の開発情勢等を総合的に勘案しつつ、駐輪場用地として可能な用地の検討を行う。	

### 巣鴨駅周辺施設等計画図

#### 巣鴨第三駐車場の運営継続と拡大

(現行自転車110台、原付10台 併せて260台規模へ拡大)  
 \* 鉄道事業者の協力により、引き続き駐輪場用地の提供を受け指定管理者による運営を継続する。また、鉄道事業者が今後、交通同営業所の改修等を行う際には、駐輪場用地として区は現在の2倍程度の提供を受け、概ね260台規模の駐輪場として再整備を行う。

巣鴨駅北自転車駐車場  
 (自転車1,216台、原付20台)

#### 駅ビル開発に併せた駐輪場の整備

(附置義務を除き自転車60台規模)  
 \* 商業施設の開発を伴う駅改良に併せて、鉄道事業者等で附置義務台数分を含めた駐輪場施設を整備・運営する。  
 < 附置義務部分と併せ120台規模 >

現行の放置禁止区域

北口  
 巣鴨駅  
 南口

区境

巣鴨駅南自転車駐車場  
 (自転車350台、原付6台)

#### 国道17号(白山通り)の歩道活用

(自転車100台規模)  
 \* 巣鴨歩行空間整備事業において、道路管理者と区が連携し駐輪場施設の整備を行う。

文京区

### < 巣鴨駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針 >

・鉄道事業者等で商業施設附置義務分を除き整備・運営を行うものと用地提供、道路管理者との連携により整備するものを合わせ、目標である300台の駐輪場施設の整備を行う。

#### 4) 目白駅

##### (駐輪場施設の現状等)

目白駅周辺には、3か所の自転車駐車場が設置されている。

##### (自転車利用者の実態)

目白駅東・北自転車駐車場の利用者については区民が3/4を占める。区外利用者の半数は新宿区で、文京区がこれに続く。目白駅西自転車駐車場の利用者は区民が1/3と下がり、区外利用者の大半を新宿区が占める。

放置者は、駅をはさみ目白通りの東西方面の居住者が多い傾向にある。

##### (自転車等乗り入れ数 平成16年度豊島区利用実態調査)

駐輪場施設内		放置自転車等		乗り入れ台数	
区調査 ピーク時 (平日15時)	1,259台	区調査 ピーク時 (休日15時)	613台 (うち、新宿120台)	区調査 ピーク時 (平日15時)	1,711台 左記ピーク時と は合計数は一致し ない

##### (駐輪場施設整備状況 カッコ内は原付で外数)

施設名・収容台数	平成16年度 平均利用率	平成16年度利用者構成比 (年度当初登録者ベース)
・目白駅東自転車駐車場 800台	132.6%	・区内76.2%、新宿13.6%、文京7.5%、中野0.8%
・目白駅北自転車駐車場 400台 (20台)	40.8%	・区内74.7%、新宿16.1%、練馬・文京・中野各2.3%
・目白駅西自転車駐車場 160台	157.9%	・新宿61.9%、区内35.5%
*計 1,360台(20台)		

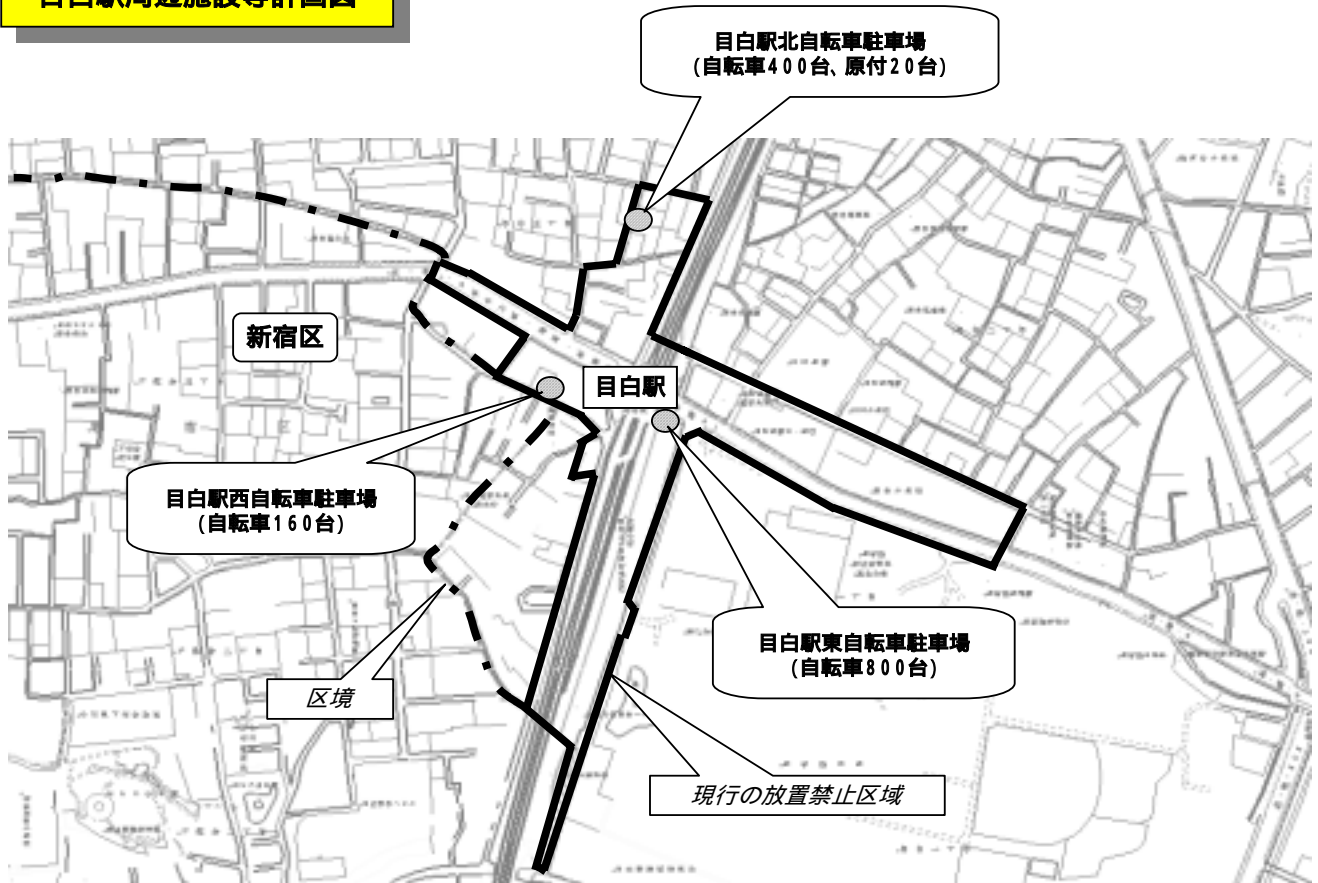
##### (駐輪場施設整備目標台数)

目白駅周辺では現在、1,380台分の収容が可能な駐輪場が整備されている。本計画期間中の駐輪需要想定台数は1,504台であり、差し引き124台(約100台)が不足していることになるが、台数が少ないため費用対効果等の面からも本計画では新たな整備目標台数は掲げない。

##### 【事業計画】

施策内容	前期	後期
	平成18～22年度	平成23～27年度
・目白駅北自転車駐車場の運営継続	・運営を継続し、随時、利用率の向上に努める。また、指定管理者の導入も併せて検討する。	
・目白駅東自転車駐車場の運営継続	・運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。	
・目白駅西自転車駐車場の運営継続	・運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。	

## 目白駅周辺施設等計画図



### < 目白駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針 >

・計画期間中は新たな整備目標台数を掲げない。目白駅北自転車駐車場の利用率の向上に努める。

## 5) 駒込駅

### (駐輪場施設の現状等)

駒込駅はJR山手線と東京地下鉄南北線が乗り入れ、駅前に1か所の自転車駐輪場が設置されている。

### (自転車利用者の実態)

駒込駅北自転車駐輪場の利用者については区民利用者は1/3であり、残りの区外利用者のうち約半数ずつ北区と文京区が占める。また、埼玉県からの利用者も見られる。

放置者は、本郷通り東側の、駅をはさみ南北方面の居住者が多い傾向にある。

### (自転車等乗り入れ数 平成16年度豊島区利用実態調査) \*区境駅のため一部、北区のエリアも調査した

駐輪場施設内		放置自転車等		乗り入れ台数	
区調査 ピーク時 (平日12時)	874台 (うち本区駐輪場内331台)	区調査 ピーク時 (休日15時)	1,052台(うち、 北区209台、文京区 234台)	区調査 ピーク時 (平日15時)	1,667台 左記ピーク時と は合計数は一致しない

### (駐輪場施設整備状況 カッコ内は原付で外数)

施設名・収容台数	平成16年度 平均利用率	平成16年度利用者構成比 (年度当初登録者ベース)
・駒込駅北自転車駐輪場 850台(11台)	47.0%	・区内33.6%、北26.8%、文京23.2%、埼玉県5.4%
<参考> H17.11現在 北区駒込駅前指定自転車置場 515台		

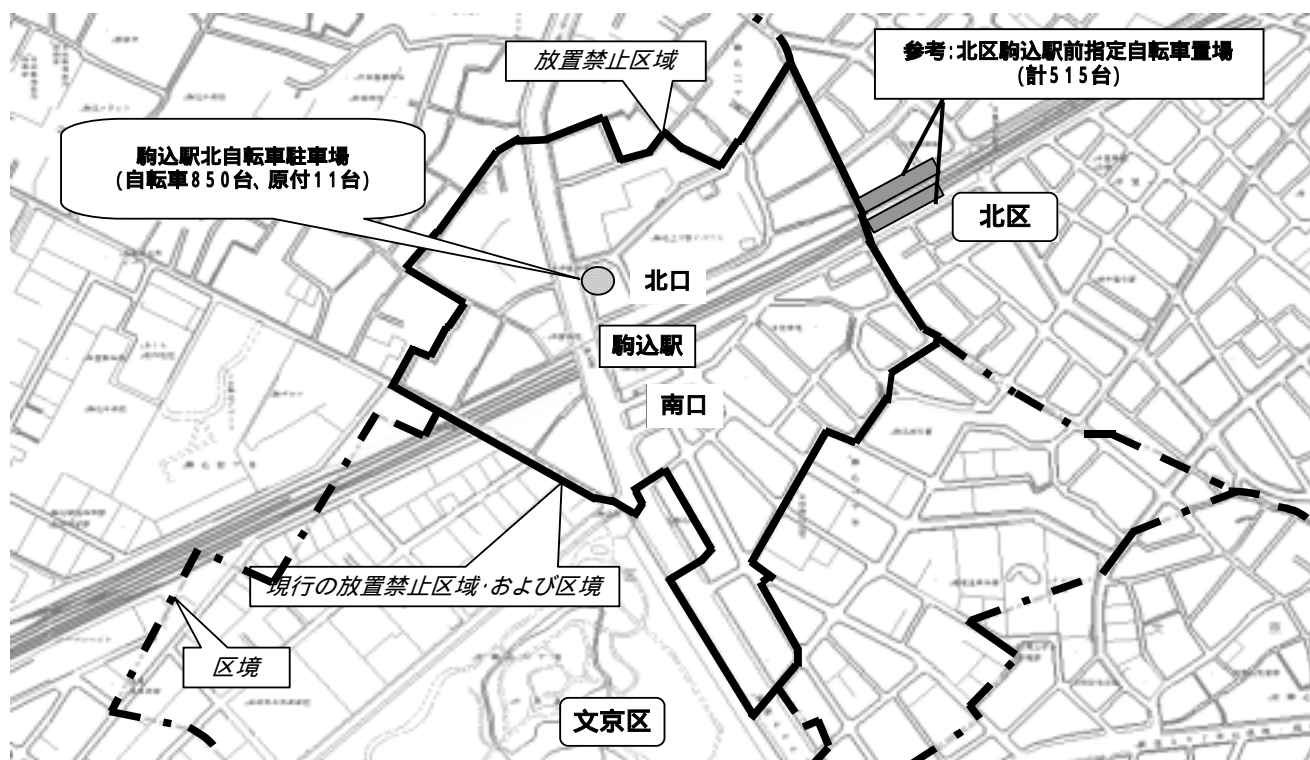
### (駐輪場施設整備目標台数)

駒込駅周辺では現在、本区内に861台分の収容が可能な駐輪場が整備されている。本計画期間中の駐輪需要想定台数は744台であり充足しているため、本計画では新たな整備目標台数は掲げない。

### 【事業計画】

施策内容	前期	後期
	平成18～22年度	平成23～27年度
・駒込駅北自転車駐輪場の運営継続	・運営を継続し、随時、利用率の向上に努める。また、指定管理者の導入も併せて検討する。	

## 駒込駅周辺施設等計画図



### < 駒込駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針 >

・計画期間中は新たな整備目標台数を掲げない。駒込駅北自転車駐車場の利用率の向上に努める。また、隣接する文京区・北区とも協働でさらなる対策につき協議を行っていく。

## 6) 北池袋駅

### (駐輪場施設の現状等)

北池袋駅周辺には、1か所の無料自転車置場が設置されている。

### (自転車利用者の実態)

北池袋置場の利用状況については、ピーク時にはほぼ満車の状況である。アンケートによると置場利用者は東武東上線の東側の居住者が多く、放置者は逆に東武東上線西側および川越街道北側の居住者が多い。

### (自転車等乗り入れ数 平成16年度豊島区利用実態調査)

駐輪場施設内		放置自転車等		乗り入れ台数	
区調査 ピーク時 (平日12時)	112台	区調査 ピーク時 (平日12時)	213台	区調査 ピーク時 (平日12時)	325台

### (駐輪場施設整備状況)

施設名・収容台数
・北池袋自転車置場 122台

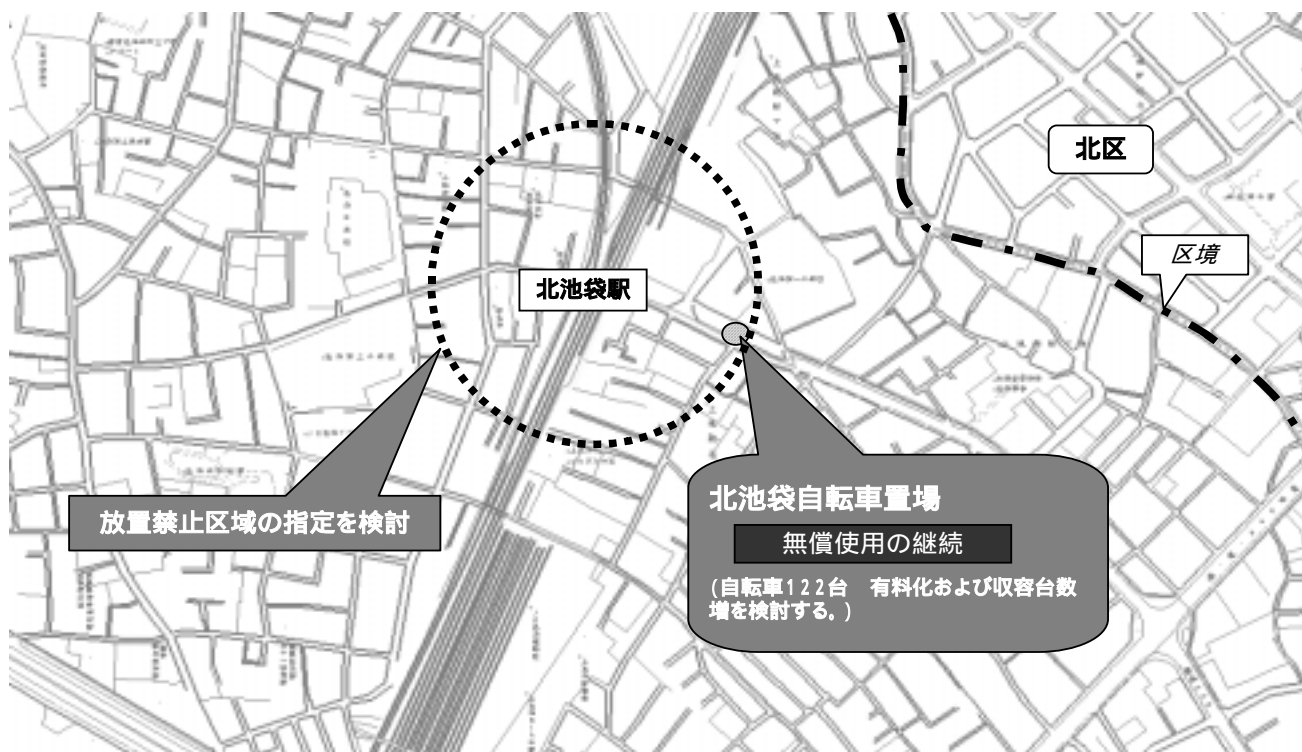
### (駐輪場施設整備目標台数)

北池袋駅周辺では現在、無料の自転車置場を除くと駐輪場がない。本計画期間中の駐輪需要想定台数は新規に放置禁止区域指定による抑制効果を加味すると180台(約150台)となる。ただし、現在の無料自転車置場については都市計画道路の計画線内にあるも、本計画終了年度までに事業化される路線ではないため、その暫定利用を継続するものとし、本計画では新たな整備目標台数は掲げない。

### 【事業計画】

施策内容	前期	後期
	平成18～22年度	平成23～27年度
・北池袋自転車置場の暫定活用継続	・道路管理者から引き続き用地の無償提供を受け暫定活用を継続するとともに、現行収容台数(122台)の見直しおよび有料駐輪施設への転用を検討する。	
・放置禁止区域指定の検討	・放置禁止区域指定の検討を行う。	

## 北池袋駅周辺施設等計画図



### < 北池袋駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針 >

・計画期間中は既存の自転車置場の暫定活用を継続し、新たな整備目標台数を掲げないが、有料駐輪場施設への転用や収容台数増、および放置禁止区域指定を検討する。

## 7) 下板橋駅

### (駐輪場施設の現状等)

下板橋駅周辺には、1か所のコイン式自転車置場が設置されている。

### (自転車利用者の実態)

下板橋置場の利用状況については、調査当時は無料置場であったが、ピーク時には満車という状況であった。アンケートによると置場利用者は東武東上線の南側の豊島区・板橋区の居住者が多く、放置者は東武東上線を南北にはさみJR埼京線の西側および川越街道北側の居住者が多い。

### (自転車等乗り入れ数 平成16年度豊島区利用実態調査)

駐輪場施設内		放置自転車等		乗り入れ台数	
区調査 ピーク時 (平日12時)	542台 (うち、本区置 場内281台)	区調査 ピーク時 (平日15時)	225台(うち、板橋 区76台)	区調査 ピーク時 (平日15時)	752台 左記ピーク時と 合計数は一致しな い

### (駐輪場施設整備状況 カッコ内は原付で外数)

施設名・収容台数
・下板橋自転車置場 240台
・<参考> H18.4現在 板橋区下板橋第一・第二自転車駐車場 2か所410台(20台)

### (駐輪場施設整備目標台数)

下板橋駅周辺では、本計画期間中の駐輪需要台数は239台(約200台)である。現在のコイン式自転車置場(240台収容)については都市計画道路の計画線内にあるも、本計画終了年度までに事業化される路線ではないため、暫定利用を継続するものとし、本計画では新たな整備目標台数は掲げない。

### 【事業計画】

施策内容	前期	後期
	平成18～22年度	平成23～27年度
・下板橋自転車置場の暫定活用継続	・240台規模の有料駐輪場施設(コイン式自転車置場)として暫定活用を継続する。	

## 下板橋駅周辺施設等計画図



### < 下板橋駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針 >

・計画期間中は既存置場用地の暫定活用を継続し、240台規模の有料駐輪場施設(コイン式自転車置場)として運営を行う。また、隣接する板橋区とも協働で放置対策を行っていく。

## 8) 椎名町駅

### (駐輪場施設の現状等)

椎名町駅周辺には、区の登録制自転車置場が1か所、無料の自転車置場が1か所設置されている他、西武鉄道株が運営する有料駐輪場が1か所設置されている。

### (自転車利用者の実態)

西武鉄道株の駐輪場の利用状況については、ピーク時においても利用率は低い状況にある。これに対し区の置場はピーク時にはほぼ満車という状況である。特に、調査当時に無料置場であった椎名町公園内自転車置場は収容台数を大きく超える自転車が常時駐車していた。アンケートによると駐輪場利用者は椎名町の駅を中心に比較的近距离での利用が多いが、目白通り南側の新宿区からの利用者も目立つ。放置者は西武池袋線を中心に長崎・南長崎地区の居住者が目立つ。

### (自転車等乗り入れ数 平成16年度豊島区利用実態調査)

駐輪場施設内		放置自転車等		乗り入れ台数	
区調査 ピーク時 (平日12時)	635台 (うち、本区置 場内592台)	区調査 ピーク時 (休日15時)	321台	区調査 ピーク時 (平日15時)	923台 左記ピーク時と 合計数は一致しな い

### (駐輪場施設整備状況 カッコ内は原付で外数)

施設名・収容台数
・(西武)椎名町南口駐輪場 200台(5台)
・椎名町北口第一自転車置場 93台
・椎名町公園内登録制自転車置場 200台
*計 493台(5台)

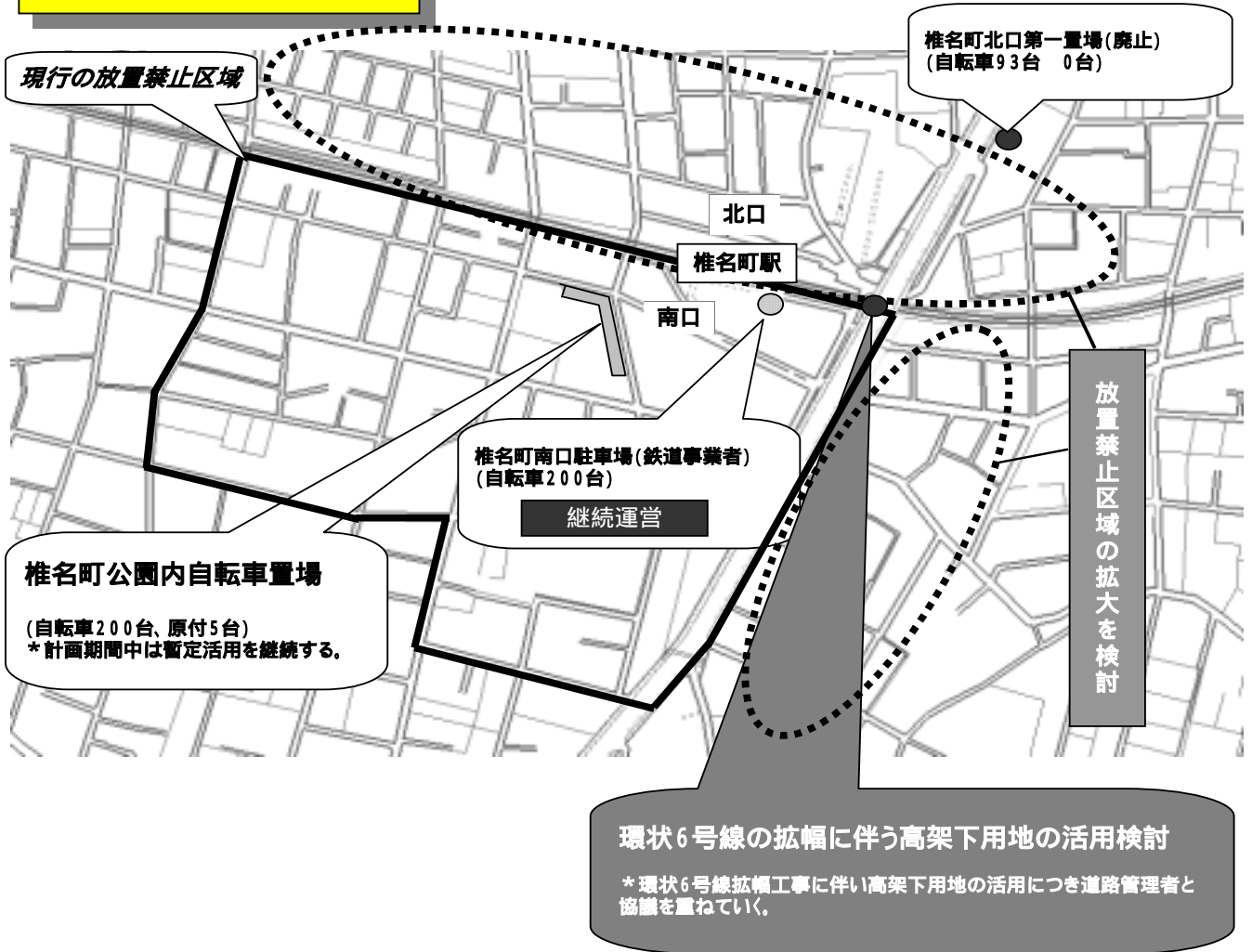
### (駐輪場施設整備目標台数)

椎名町駅周辺では現在、暫定の置場(登録制置場も含む)の他、西武鉄道株が設置運営する収容台数200台の駐輪場が整備されている。本計画期間中の駐輪需要想定台数は765台であり、差し引き565台(約550台)が不足していることになる。本計画期間における整備目標台数は、細街路が多く短時間駐車が多いことも視野に入れ、550台以上とする。

### 【事業計画】

施策内容	前期	後期
	平成18～22年度	平成23～27年度
・環状6号線の拡幅に伴う高架下用地を活用した駐輪場施設整備の検討	・用地の活用につき道路管理者と協議を重ねていく。	
・椎名町公園内登録制自転車置場の暫定活用継続	・当面は205台規模の有料駐輪場施設(登録制置場)として暫定活用を継続する。	
・椎名町南口駐輪場の運営継続	・鉄道事業者が運営を継続する。(200台規模)	
・椎名町北口第一自転車置場の廃止	・環状6号線の拡幅に伴い廃止する。	
・放置禁止区域の拡大検討	・環状6号線の拡幅に伴う高架下用地の活用により駐輪場施設が整備できた場合には放置禁止区域の拡大を検討する。	

## 椎名町駅周辺施設等計画図



### < 椎名町駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針 >

- ・計画期間中の整備目標台数は550台以上である。細街路が多く自転車の短時間利用も多い地区特性に配慮して、さらに一定台数以上の整備をめざし、道路管理者と環状6号線の拡幅に伴う高架下用地の活用について協議する。また、それまでの間、既存の椎名町公園内登録制置場の暫定活用を継続する。
- ・併せて放置禁止区域の拡大を検討する。

## 9) 東長崎駅

### (駐輪場施設の現状等)

東長崎駅周辺には、西武鉄道株が設置・運営する3か所の有料駐輪場と1か所のレンタサイクル営業所が整備されていたが、平成20年9月(予定)までの駅の改良工事のため、平成18年4月現在、暫定駐輪場のみ設置されている。

### (自転車利用者の実態)

調査時点において、西武鉄道株の駐輪場の利用状況については、ピーク時においても利用率はやや低い状況にあった。アンケートによると駐輪場利用者は東長崎駅を中心に南北から比較的近距離での利用が多い。放置者も同様で、北は放射36号線から南は目白通りまでの間の居住者が目立つ。

### (自転車等乗り入れ数 平成16年度豊島区利用実態調査)

駐輪場施設内		放置自転車等		乗り入れ台数	
区調査 ピーク時 (平日12時・15時)	196台	区調査 ピーク時 (休日15時)	489台	区調査 ピーク時 (休日15時)	623台 左記ピーク時と 合計数は一致しない

### (駐輪場施設整備状況 カッコ内は原付で外数 \*平成16年11月の区調査時)

施設名・収容台数
・(西武)東長崎北口第一駐輪場 100台
・(西武)東長崎北口第二駐輪場 160台
・(西武)東長崎南口駐輪場 150台(1台)
・(西武)東長崎レンタサイクル 350台
*計 自転車410台(1台)、レンタサイクル350台



\*平成20年9月(予定)まで、駅舎の改良工事のため北口140台、南口190台の暫定駐輪場のみ運営

### (駐輪場施設整備目標台数)

東長崎駅周辺では西武鉄道株が設置運営する411台駐車が可能な駐輪場と、350台規模のレンタサイクルが整備されていたが、駅の改良工事のため、当面は暫定駐輪場のみの運営となる。本計画期間中の駐輪需要想定台数は412台(約400台)であるが、本計画期間における整備目標台数は、レンタサイクル廃止等の影響や細街路が多く短時間駐車が多いことも考慮し、400台以上とする。

### 【事業計画】

施策内容	前期 平成18～22年度	後期 平成23～27年度
・駅の改良に併せた駐輪場の整備	・駅の改良に併せて、駅の南北口にバランス良く鉄道事業者が概ね600台規模の駐輪場施設の整備・運営を行う。	・鉄道事業者が駐輪場の運営を継続する。

## 東長崎駅周辺施設等計画図



### < 東長崎駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針 >

・計画期間中の整備目標台数は400台以上であるが、細街路が多く自転車の短時間利用も多い地区特性等に配慮し、鉄道事業者が自ら目標台数以上の概ね600台規模の有料駐輪場施設の整備・運営を行う。

## 10) 東池袋駅

### (駐輪場施設の現状等)

東池袋駅周辺には、現在、登録制自転車置場が設置されている。

### (自転車利用者の実態)

東池袋置場については、調査時点においては無料の自転車置場であったが、ピーク時には概ね7割程度の利用状況であった。アンケートによると、利用者・放置者とも駅南側の居住者が多い。

### (自転車等乗り入れ数 平成16年度豊島区利用実態調査)

駐輪場施設内		放置自転車等		乗り入れ台数	
区調査 ピーク時 (平日12 時・15時)	241台	区調査 ピーク時 (平日15時)	492台	区調査 ピーク時 (平日15時)	733台

### (駐輪場施設整備状況 カッコ内は原付で外数)

施設名・収容台数
・東池袋登録制自転車置場 450台(10台)

### (駐車施設整備目標台数)

東池袋駅周辺では現在、暫定の登録制置場を除くと駐輪場がない。本計画期間中の駐輪需要想定台数は、放置禁止区域指定による抑制効果を加味すると317台(約300台)となる。本計画期間における整備目標台数はこの300台とする。

### 【事業計画】

施策内容	前期 平成18～22年度	後期 平成23～27年度
・東池袋登録制自転車置場の暫定活用継続	・道路管理者の協力により首都高速高架下の用地の無償占用を継続し、当面は360台規模の登録制自転車置場として暫定活用を継続し、自転車駐車の整理状況により収容定員の見直しを図る。	
	・道路管理者の協力により、都道音羽・池袋線(日の出通り)用地の無償提供を受け、歩道を活用した100台規模の登録制自転車置場として暫定活用を行う。	
・活用可能な用地等の検討	・整備目標台数300台を満たす駐輪場の整備検討を進める。	

## 東池袋駅周辺施設等計画図



### < 東池袋駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針 >

・各道路管理者からの用地提供の協力により、当面は暫定的な駐輪場施設(登録制置場)としての利用を継続する。併せて整備目標台数300台を満たす駐輪場施設の整備検討を進める。

## 11) 要町駅

### (駐輪場施設の現状等)

要町駅周辺には、現在、駅の南北に計2か所の自転車駐輪場が設置されている。

### (自転車利用者の実態)

要町駅北自転車駐輪場については、区民の利用が3/4を占める。区民以外では大半が板橋区である。要町駅南自転車駐輪場については、区民の利用は8割を超える。区民以外では板橋区・練馬区からの利用が多い。利用率は北駐輪場の方が高い。

放置者・駐輪場利用者とも、山手通り以西の居住者が大半を占める。

### (自転車等乗り入れ数 平成16年度豊島区利用実態調査)

駐輪場施設内		放置自転車等		乗り入れ台数	
区調査 ピーク時 (平日12時)	321台	区調査 ピーク時 (休日15時)	799台	区調査 ピーク時 (平日15時)	1,047台 左記ピーク時と 合計数は一致しない。

### (駐輪場施設整備状況 カッコ内は原付で外数)

施設名・収容台数	平成16年度 平均利用率	平成16年度利用者構成比 (年度当初登録者ベース)
・要町駅北自転車駐輪場 200台(10台)	98.8%	・区内75.5%、板橋24.0%
・要町駅南自転車駐輪場 300台	62.2%	・区内83.6%、板橋9.0%、練馬4.1%
*計 500台(10台)		

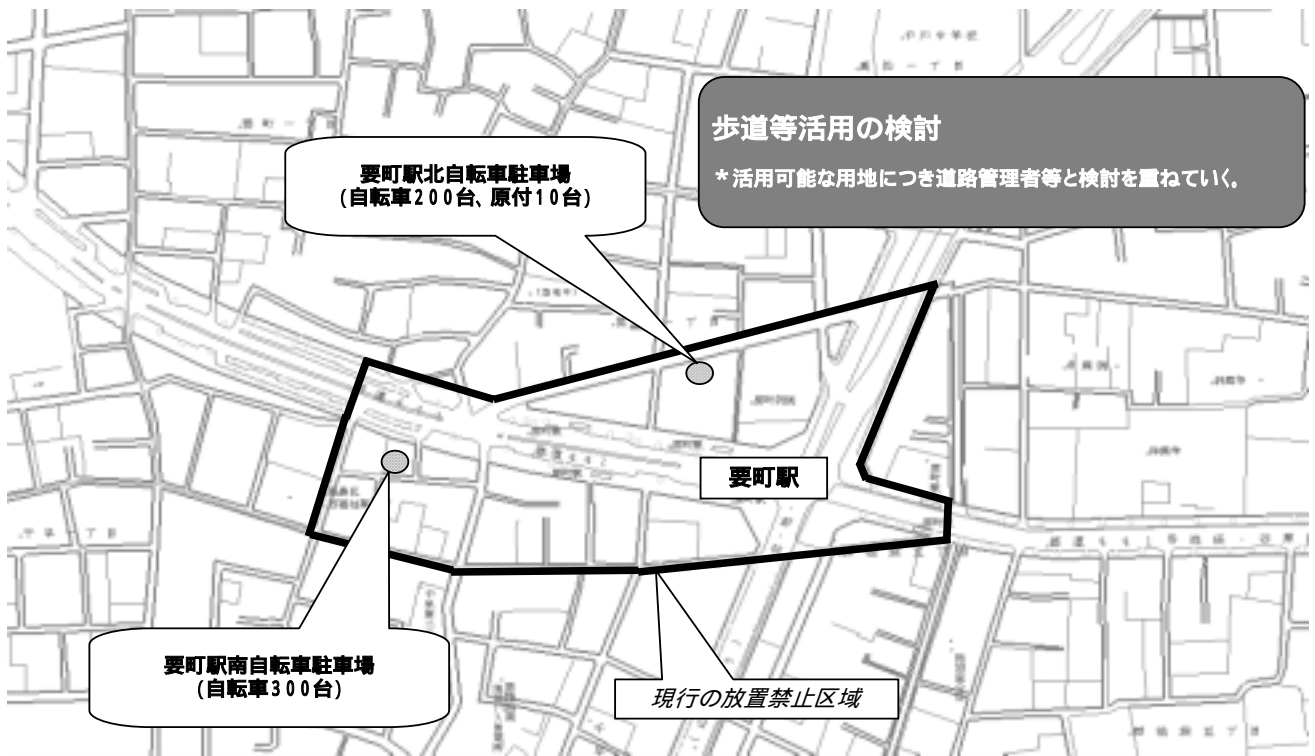
### (駐輪場施設整備目標台数)

要町駅周辺では現在、510台駐車可能な駐輪場が整備されている。本計画期間中の駐輪需要想定台数は1,028台であり、差し引き518台(約500台)が不足していることになる。このうち、本計画期間における整備目標台数は250台とする。

### 【事業計画】

施策内容	前期 平成18～22年度	後期 平成23～27年度
・歩道等活用による駐輪場施設整備の検討	・駐輪場施設として活用可能な用地につき道路管理者等と検討を重ねていく。	
・要町駅北自転車駐輪場の運営継続	・運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。	
・要町駅南自転車駐輪場の運営継続	・運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。	

## 要町駅周辺施設等計画図



### < 要町駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針 >

・計画期間中の整備目標台数は250台であり、目標台数確保のため、駐輪スペースとして活用可能な歩道などの用地につき、道路管理者等の関係者と検討を重ねていく。

## 12) 千川駅

### (駐輪場施設の現状等)

千川駅周辺には、現在、駅の南北に計4か所の自転車駐車が設置されている。

### (自転車利用者の実態)

千川駅北第一自転車駐車場については、区民の利用は約4割で、区民以外では大半が板橋区である。千川駅北第二自転車駐車場については、区民の利用は1割に満たない。区民以外ではこちらもほとんど板橋区である。利用率は北第一駐車場の方がピーク時にはほぼ満車の状況に対し、第二駐車場は2割に満たない。

千川駅西自転車駐車場については、区民の利用は約1/3で、区外利用者の大半は板橋区であるが、練馬区からの利用者も目立つ。千川駅南自転車駐車場については、利用者の大半は区民である。西・南駐車場ともピーク時の利用は高い。

放置者・駐輪場利用者とも、区内西部および板橋区の居住者が大半である。

### (自転車等乗り入れ数 平成16年度豊島区利用実態調査)

駐輪場施設内		放置自転車等		乗り入れ台数	
区調査 ピーク時 (平日18時)	956台	区調査 ピーク時 (休日15時)	766台	区調査 ピーク時 (平日15時)	1,469台 左記ピーク時と 合計数は一致しない。

### (駐輪場施設整備状況 カッコ内は原付で外数)

施設名・収容台数	平成16年度 平均利用率	平成16年度利用者構成比 (年度当初登録者ベース)
・千川駅北第一自転車駐車場 550台 (20台)	131.8%	・板橋52.9%、区内43.9%、埼玉県1.0%
・千川駅北第二自転車駐車場 290台 (10台)	19.3%	・板橋75%、区内・練馬各6.3%
・千川駅西自転車駐車場 200台	95.6%	・板橋51.4%、区内37.0%、練馬6.4%
・千川駅南自転車駐車場 220台	129.5%	・区内91.6%、板橋2.8%、練馬1.9%
*計 1,260台(30台)		

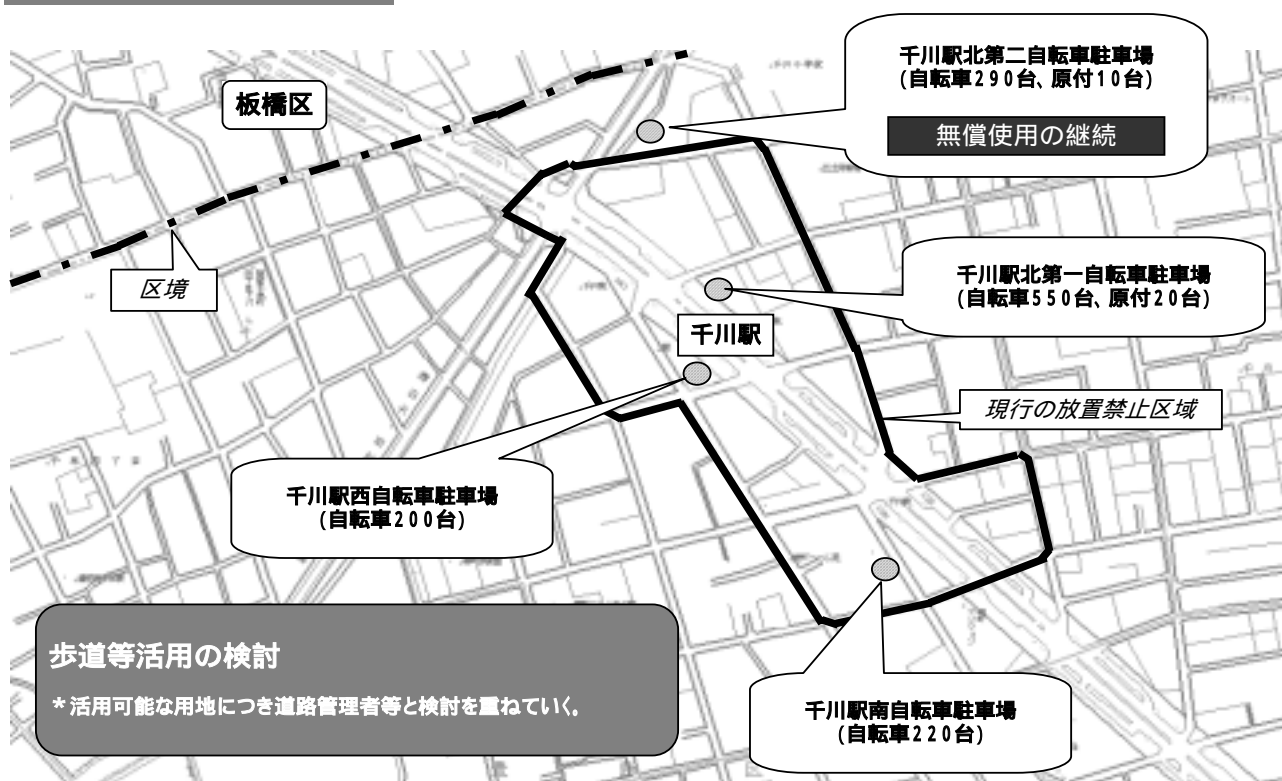
### (駐輪場施設整備目標台数)

千川駅周辺では現在、1,290台駐車が可能な駐輪場が整備されている。本計画期間中の駐輪需要想定台数は1,545台であり、差し引き255台(約250台)が不足していることになる。本計画期間における整備目標台数はこの250台とする。

### 【事業計画】

施策内容	前期	後期
	平成18～22年度	平成23～27年度
・歩道等活用による駐輪場施設整備の検討	・駐輪場施設として活用可能な用地につき道路管理者等と検討を重ねていく。	
・千川駅北第一自転車駐車場の運営継続	・運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。	
・千川駅北第二自転車駐車場の運営継続	・道路管理者の協力により引き続き用地の無償提供を受け、運営を継続し、随時、利用率の向上に努める。また、指定管理者の導入も併せて検討する。	
・千川駅西自転車駐車場の運営継続	・運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。	
・千川駅南自転車駐車場の運営継続	・運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。	

## 千川駅周辺施設等計画図



### < 千川駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針 >

・計画期間中の整備目標台数は250台であり、目標台数確保のため、駐輪スペースとして活用可能な歩道などの用地につき、道路管理者等の関係者と検討を重ねていく。また、千川駅北第二自転車駐車場の利用率向上に努める。

### 13) 西巣鴨駅

#### (駐輪場施設の現状等)

西巣鴨駅周辺には、現在、1か所の自転車駐車が設置されている。

#### (自転車利用者の実態)

西巣鴨駅自転車駐車場については、区民以外ではほとんどが北区であるが、板橋区からの利用も見られる。利用率は約6割である。

駐輪場利用者については明治通り沿いに南は上池袋、北は北区の居住者が目立ち、放置者については白山通り沿いの近距離の居住者が目立つ。

#### (自転車等乗り入れ数 平成16年度豊島区利用実態調査)

駐輪場施設内		放置自転車等		乗り入れ台数	
区調査 ピーク時 (平日12時)	173台	区調査 ピーク時 (平日15時)	223台(うち、北区 41台)	区調査 ピーク時 (平日12時)	396台 左記ピーク時と 合計数は一致しない。

#### (駐輪場施設整備状況)

施設名・収容台数	平成16年度 平均利用率	平成16年度利用者構成比 (年度当初登録者ベース)
・西巣鴨駅自転車駐車場 300台	64.9%	・北区50.4%、区内39.8%、板橋6.8%
<参考> H17.11現在 北区滝野川3丁目自転車駐車場 150台		

#### (駐輪場施設整備目標台数)

西巣鴨駅周辺では現在、本区内に300台駐車が可能な駐輪場が整備されている。本計画期間中の駐輪需要想定台数は282台であり充足しているため、本計画では新たな整備目標台数は掲げない。

#### 【事業計画】

施策内容	前期	後期
	平成18～22年度	平成23～27年度
・西巣鴨駅自転車駐車場の運営継続	・運営を継続し、随時、利用率の向上に努める。また、指定管理者の導入も併せて検討する。	

## 西巢鴨駅周辺施設等計画図



### < 西巢鴨駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針 >

・計画期間中は新たな整備目標台数を掲げない。西巢鴨駅自転車駐車場の利用率の向上に努める。

#### 14) 新大塚駅(区外所在駅)

##### (駐輪場施設の現状等)

新大塚駅周辺には、現在、駐輪場施設は設置されていない。

##### (自転車利用者の実態)

放置者については、新大塚駅北西部、JR大塚駅の東南部、および文京区の居住者が多い。

##### (自転車等乗り入れ数 平成16年度豊島区利用実態調査)

駐輪場施設内		放置自転車等		乗り入れ台数	
区調査 ピーク時		区調査 ピーク時 (平日15時)	640台 (うち、文京区34台)	区調査 ピーク時 (平日15時)	640台

##### (駐輪場施設整備状況)

施設名・収容台数
・なし

##### (駐輪場施設整備目標台数)

新大塚駅周辺では現在、駐輪場施設がない。本計画期間中の駐輪需要想定台数は新規に放置禁止区域指定による抑制効果を加味すると270台(約250台)が不足していることになるが、関係機関との協議により、将来の整備方針を検討していく。

##### 【事業計画】

施策内容	前期	後期
	平成18～22年度	平成23～27年度
・関係機関との対策検討	・駐輪場施設として活用可能な用地の確保や放置自転車等の対策の検討と併せ、隣接する文京区、道路管理者、鉄道事業者等の関係機関と協議し、整備方針を構築していく。	
・放置禁止区域の指定を検討	・駐輪場施設の目処が付いた時点で放置禁止区域指定の検討を行う。	

## 新大塚駅周辺施設等計画図



### < 新大塚駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針 >

・駐輪場施設として活用可能な用地の確保や放置自転車等の対策などの検討と併せ、隣接する文京区、道路管理者、鉄道事業者等の関係機関と協議し、整備方針を構築していく。

## 15) 落合南長崎駅(区外所在駅)

### (駐輪場施設の現状等)

落合南長崎駅周辺には、現在、自転車駐車が1か所設置されている。

### (自転車利用者の実態)

放置者については、北側は西武池袋線、東側は山手通り、南側は目白通りを超え新宿区からと、比較的近距離の居住者に限定されているのに対し、駐輪場利用者はそれらに加え西武池袋線の北側や中野・練馬区の居住者も多くなっている。駐輪場利用率はピーク時にはほぼ満車の利用となっており、区民が2/3を占める。

### (自転車等乗り入れ数 平成16年度豊島区利用実態調査)

駐輪場施設内		放置自転車等		乗り入れ台数	
区調査 ピーク時 (平日15 時)	236台	区調査 ピーク時 (平日15時)	293台(うち、新宿 区152台)	区調査 ピーク時 (平日15時)	529台

### (駐輪場施設整備状況 カッコ内は原付で外数)

施設名・収容台数	平成16年度 平均利用率	平成16年度利用者構成比 (年度当初登録者ベース)
・南長崎自転車駐車場 270台(10台)	120.2%	・区内65.4%、新宿17.9%、中野10.3%、練馬3.8%
<参考> H17.11現在 新宿区落合南長崎駅前自転車等整理区画(原付を含む) 90台		

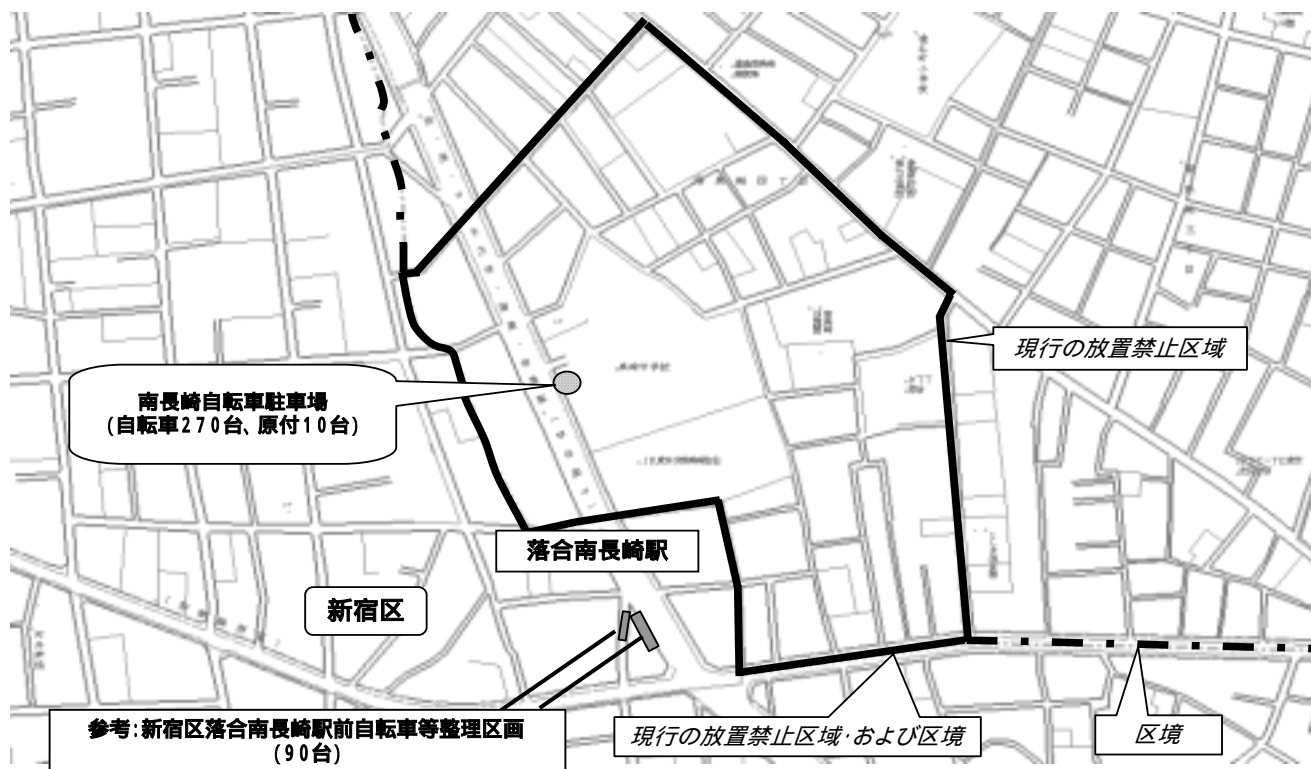
### (駐輪場施設整備目標台数)

落合南長崎駅周辺では現在、本区内に280台駐車が可能な駐輪場が整備されている。本計画期間中の駐輪需要想定台数は274台であり充足しているため、本計画では新たな整備目標台数は掲げない。

### 【事業計画】

施策内容	前期	後期
	平成18～22年度	平成23～27年度
・落合南長崎駅自転車駐車場の運営継続	・運営を継続するとともに、指定管理者の導入も併せて検討する。	

## 落合南長崎駅周辺施設等計画図



### < 落合南長崎駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針 >

・計画期間中は新たな整備目標台数を掲げない。

## 16) 高田馬場駅(区外所在駅)

### (駐輪場施設の現状と今後の方針)

高田馬場駅周辺には、現在、登録制自転車置場が1か所設置されている。

### (駐輪場施設整備状況)

施設名・収容台数
・神田川第一登録制自転車置場 60台
<参考> H17.11現在 新宿区の高田馬場駅周辺自転車駐車場(3か所 526台)、自転車等整理区画(7か所 525台)、共に原付を含む

### (駐輪場施設整備目標台数)

高田馬場駅周辺では登録制自転車置場を平成16年に開設している。本区エリアは駅から多少離れていることもあり区内での目立った放置はない。今後は区内での放置の動向も踏まえ、隣接する新宿区と協議を行い将来の整備方針を検討していく。

### 【事業計画】

施策内容	前期 平成18～22年度	後期 平成23～27年度
・神田川第一登録制自転車置場の暫定活用継続	・暫定活用を継続する。	

### 高田馬場駅周辺施設等計画図



### <高田馬場駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針>

・隣接する新宿区と協議を行い将来の整備方針を検討していく。

## 17) (仮称)雑司が谷駅

### (駐輪場施設整備目標台数)

(仮称)雑司が谷駅は平成20年開業予定の「地下鉄13号線」の新駅である。駅勢圏からの推計あるいは近隣の駐輪場における利用者からの推計によると、駐輪需要想定台数は約200台から460台規模と推測される。本計画における整備目標台数はこのうち最低でも200台以上とする。

### 【事業計画】

施策内容	前期 平成18～22年度	後期 平成23～27年度
・活用可能な用地等の検討	・新駅開設に併せ、活用可能な用地等の検討など、鉄道事業者等の関係機関との協議を重ね、整備方針を構築していく。	
・放置禁止区域の指定を検討	・駐輪場施設の目処が付いた時点で放置禁止区域指定の検討を行う。	

### (仮称)雑司が谷駅周辺施設等計画図



### < (仮称)雑司が谷駅周辺の新規駐輪場施設整備等の方針 >

・計画期間中の整備目標台数は200台以上である。新線開通に伴う駅であり、駐輪場施設として活用可能な用地やその整備等につき、鉄道事業者等との協議を重ね、整備方針を構築していく。

### 条例による附置義務駐輪場の整備と制度の見直し

区では、自転車法に基づく条例により、百貨店やスーパー、銀行、遊技場などに駐輪場の設置を義務づけている。しかし、これら施設の他にも集客力の高い飲食店あるいは多数の生徒が集まる学習塾など、条例の適用外となっている施設においても、放置自転車の問題が生じている場合も見受けられる。

これらの施設周辺における放置自転車問題を解消するため、区は条例上の附置義務対象施設につき、利用者の利便性に配慮した駐輪場の整備と、対象施設や地域の範囲拡大等の制度見直しに努めるものとする。

#### 【事業計画】

施策内容	前期	後期
	平成18～22年度	平成23～27年度
・条例による附置義務駐輪場の整備と制度の見直し	・現在の条例対象施設につき条例に基づく立入検査を行い、附置義務の遵守を図る。 ・集客力が高く自転車利用者が多く見られる施設等につき、その実態を検証した上で新たな附置義務制度につき検討する。	

### 民間による駐輪場整備の奨励

区は、民間による駐輪場の整備につき、その積極的な建設等が可能となるよう、公的融資制度の周知に努めるとともに、区独自の制度についても導入を検討する。

#### 【事業計画】

施策内容	前期	後期
	平成18～22年度	平成23～27年度
・民間による駐輪場整備の奨励	・国や(財)道路開発振興センター等による融資斡旋制度のPRを図る。 ・官民協働による駐輪場整備のあり方について検討する。 ・その他民間駐輪場運営支援を検討する。	

## (2) 鉄道事業者の講ずる措置

### 用地に関する情報の提供

鉄道事業者は、駅および駅周辺の鉄道用地のうち、高架下、駅前広場、関連施設地下部分、線路上空など、駐輪場として利用可能な用地の有無につき、常に十分精査に努めるとともに、区および道路管理者とも連携を密に図り、駐輪場整備の協力要請があった場合には、利用可能な用地に関する情報の提供に努める。

### 駐輪場の計画における事前調整

鉄道事業者は、その所有する用地内に新たな施設を計画する場合や、既存駅の改良および新駅の設置にあたっては、区と相互に協力し、計画段階から必要な情報の提供および駐輪場のスペースの確保に努める。

### 用地の提供・駐輪場の整備等

鉄道事業者は、区から駐輪場の確保について協力要請があった場合には、利用可能な用地の貸付その他の措置を講ずるよう努める。

(参考 本計画策定時の鉄道事業者の協力・検討内容)

(協力内容)

駅名	協力内容
池袋	東西を結ぶ「ウィロード」脇敷地に建設予定の業務用施設のうち、倉庫として活用予定であった地下部分を用途変更し、駐輪場スペースとして区へ提供する。(約220㎡) 池袋駅前公園横の用地(業務用通路の一部)を駐輪場用地として区へ無償提供する。(約200㎡) 有楽町線地下通路部分につき、駐輪場としての活用が可能か各法令等の規定がクリアできることを条件に、区へ無償提供する。(約600㎡) 北口から池袋大橋に至る歩道に隣接する鉄道用地(線路敷)の一部を区へ無償提供する。(約70㎡)
大塚	南口駅前広場の地下部分を区へ無償提供する。(約1,500㎡) 駅改良に伴い検討している駅周辺開発に併せ、附置義務分を含めた一定規模の駐輪場を鉄道事業者等で整備・運営する。 既存の北口置場用地の区への無償提供を継続する。(約168㎡)
巣鴨	商業施設の開発を伴う駅改良に併せ、附置義務分を含めた駐輪場を鉄道事業者等で整備・運営する。(商業施設附置義務台数約60台+60台規模) 巣鴨駅第三自転車駐車場用地の提供を継続する(現行は約146㎡で収容台数120台)。また、今後、交通局営業所の改修等を行う際には、駐輪場用地を現在の2倍程度(約300㎡)に拡大し区へ提供するとともに、その賃借料についても減額を検討する。
東長崎	駅の改良に併せ、細街路が多く短時間駐車が多い地区特性等に配慮し、区の目標台数以上の駐輪場につき、駅の南北口にバランス良く鉄道事業者が自ら整備・運営する。(概ね600台規模)
椎名町	椎名町南口駐輪場につき、引き続き鉄道事業者が自ら整備・運営する。(現行で200台)

(検討内容)

駅名	検討内容
池袋	プラザ駐輪場の収容台数拡大の実現に向け、区分所有者間で検討する。 メトロポリタン駐車場東側の業務用に使用している用地につき、放置自転車保管所または駐輪場用地としての活用を検討する。
(仮)雑司が谷	地下鉄13号線の新駅工事の中で、区の駐輪場用地の有効活用に協力する。

### (3) 自転車走行環境の整備

#### 自転車道を含む走行環境の整備

区は、「板橋区・豊島区自転車利用環境整備基本計画」(\*13)の基本的考え方を踏まえ、歩行者の安全に配慮した魅力ある走行空間の形成に努めるものとする。

区と道路管理者、警察は、互いの協力のもと、道路を整備するにあたり歩行者・自転車双方の安全性を確保した構造となるよう配慮する。また、自転車通行が認められる歩道については、可能な限り路面表示やカラー舗装を行うなど、自転車の走行空間と歩行者空間の分離に努める。また、地域住民は道路上の障害物の除去に協力する。

#### 歩道等を活用した駐輪場の整備

道路法施行令の改正に伴い、各鉄道駅周辺において必要がある場合には、歩道等の一部を駐輪場として活用するものとする。なお、これら駐輪場施設の設置・運営を行う者は、景観または歩行者の通行環境を十分に精査した上で、地域住民や商店街等と協議を行い整備するものとし、交通管理者である警察は積極的にこれに協力する。

#### 【事業計画】

施策内容	前期 平成18～22年度	後期 平成23～27年度
自転車道を含む走行環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車利用空間ネットワーク(*14)の構築に努める。</li> <li>・都市計画道路等の整備に伴う歩行者の安全に配慮した自転車走行環境レーンの確保を行う。</li> <li>・道路占用物の整理に努める。</li> <li>・沿道住民・商店街との協力による通行障害物の除去に努める。</li> </ul>	
歩道等を活用した駐輪場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場施設整備目標台数を踏まえた整備を行う。</li> <li>・社会貢献を目的としたNPO法人等、その団体を十分に精査した上で、民間事業者による施設整備・運営を推進する。</li> </ul>	

\*13) 「板橋区・豊島区自転車利用環境整備基本計画」 この計画は本区と板橋区が平成11年12月に当時の建設省の自転車利用環境整備モデル都市に指定されたことを受け、今後都市における日常的な交通手段として自転車の利用促進を図るため、自転車が快適かつ安全に走行できる空間の整備に向けた基本計画としてまとめたものである。

\*14) 「自転車利用空間ネットワーク」 豊島・板橋両区が連携し、主要道を中心に自転車の走行環境を整備する考え方。

## 第5章 計画の推進のために

### 1. 関係主体の役割とその連携強化

前章で述べた施策を効果的に推進し、実効性のあるものとするために、放置自転車等の問題は「まちづくり」の大きな課題の一つであるという認識のもと、下記のとおり自転車等の利用者、区民、行政や関係団体等がそれぞれの立場で主体となって自転車問題を考え、行動し、役割を果たすとともに、互いの緊密な連携を図りながら本計画の実現を目指すものとする。

#### 自転車等利用者

自転車等利用者は、放置が街にもたらす様々な弊害をきちんと認識し、自転車等の利用にあたっては交通法規を守り、歩行者を気づかうものとする。また駐輪場を利用する際には使用料の適正負担をきちんと行うとともに、万一放置自転車等として区の撤去にあった場合には、その撤去保管手数料の負担の重みを十分に認識し、速やかな納付に努めるものとする。

#### 区民

区民は、放置自転車問題を地域の課題として自覚を持ち、自ら主体的にその解決に向け取り組むものとする。

#### 豊島区

豊島区は、基礎的自治体として、自転車の適正利用の啓発、放置自転車等の撤去、駐輪場施設の整備など、自転車に関する諸問題に責任を持って総合的に取り組むものとする。また、地域住民団体等が自らが主体となった協議会活動や駐輪場の設置・運営などに取り組む場合には、その支援に努めるものとする。

#### 道路管理者

道路管理者は、駅前広場や駅周辺の道路に多くの自転車等が放置されている実態を踏まえ、主体的に対策を講じるものとする。また、自転車法や改正道路法施行令の趣旨に則り、駐輪場施設の整備に努めるとともに、区から用地の提供について申し入れがあった場合には、積極的に協力するものとする。

#### 鉄道事業者

鉄道事業者は、自転車法および関係省庁の通達等の趣旨に則り、前章で述べた取り組みを推進する。また、区や関係機関との適切な連携のもとで駐輪場施設の整備や放置防止の啓発活動等の放置自転車問題の解決に努め、区が実施する施策に積極的に協力するものとする。

#### 警察

警察は交通管理者として、前章で述べた取り組みを推進するとともに、特に改正道路法に基づき道路上の駐輪場施設の設置につき区をはじめとする道路管理者から協力を求められた場合には、積極的に協力するものとする。

#### 公共施設・商業施設設置管理者

公共施設・商業施設の設置・管理者は、条例に基づき駐輪場の附置義務を遵守するとともに、施設来場者の自転車等の適正利用の呼びかけや施設周辺の自転車等の整理に努めるものとする。また、附置義務の適用外の施設についても、必要規模の駐輪場の設置に努める等、自転車の放置防止に積極的に協力するものとする。

### 2. 財源の確保

長引く経済不況により、区の財政は今後ますます厳しいものになることが予想される。よって、駐輪場の利用率の向上、運営経費の節減等により事業の効率化を推進するとともに、駐輪場施設の整備にあたっては可能な限り国や都、各種財団などの補助金等を活用し財源の確保に努めることとする。また、放置自転車等の撤去保管手数料や駐輪場の使用料についても、原因者負担の適正化の観点から必要に応じ見直しを行うものとする。

### 3. 自転車等駐車対策協議会

区は、必要に応じて「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（自転車法）に基づく「自転車等駐車対策協議会」の召集を同協議会の会長に要請し、本計画における事業内容およびその進捗状況につき意見を求め、検証を行うものとする。

# 資料編

## 資料1 近隣区自転車等登録台数比較

\* 第4回「第二分科会」資料(H17.7.8)より

\* 自転車防犯登録台数は「警視庁交通年間」調べ \* 原付は都総務局行政部「市町村税の課税状況調査結果」調べ

区名	人口 (H16.1.1)	人口 (H13.1.1)	人口 上昇率	自転車防犯 登録台数 (H15.12.末)	人口1人あたり 登録台数 (H15)	自転車防犯 登録台数 (H12.12.末)	人口1人あたり 登録台数 (H12)	自転車登録 上昇率	原付登録台数 (H16.7.1現在)	人口1人あたり 登録台数 (H16)	原付登録台数 (H13.7.1現在)	人口1人あたり 登録台数 (H13)	原付登録 上昇率
新宿	315,869	288,661	109.4%	348,454	1.10	280,338	0.97	124.3%	14,960	0.05	15,960	0.06	93.7%
文京	180,689	176,114	102.6%	118,867	0.66	98,682	0.56	120.5%	8,719	0.05	9,265	0.05	94.1%
<b>豊島</b>	<b>252,874</b>	<b>250,743</b>	<b>100.8%</b>	<b>329,911</b>	<b>1.30</b>	<b>330,356</b>	<b>1.32</b>	<b>99.9%</b>	<b>9,514</b>	<b>0.04</b>	<b>10,498</b>	<b>0.04</b>	<b>90.6%</b>
北	340,507	328,420	103.7%	284,921	0.84	284,457	0.87	100.2%	13,415	0.04	14,336	0.04	93.6%
板橋	528,939	512,358	103.2%	403,120	0.76	354,599	0.69	113.7%	23,361	0.04	24,458	0.05	95.5%
練馬	670,483	662,383	101.2%	560,247	0.84	522,474	0.79	107.2%	31,904	0.05	32,585	0.05	97.9%
<b>平均</b>	<b>381,560</b>	<b>369,780</b>	<b>103.5%</b>	<b>340,920</b>	<b>0.92</b>	<b>311,818</b>	<b>0.87</b>	<b>110.9%</b>	<b>16,979</b>	<b>0.04</b>	<b>17,850</b>	<b>0.05</b>	<b>94.2%</b>

## 資料2 区立駐輪場利用率一覧

(平成16年度 有料自転車駐車場の利用状況 原付を除く)

駐輪場名 (自転車駐車場)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均利用率
駒込駅北	46.4%	48.0%	45.2%	52.1%	47.4%	48.1%	48.7%	51.6%	45.4%	46.0%	41.2%	44.3%	47.0%
巣鴨駅北	77.5%	83.9%	85.2%	90.1%	83.0%	92.2%	83.6%	91.0%	79.7%	86.9%	73.8%	83.6%	84.2%
巣鴨駅南(旧)	83.1%	133.1%	118.5%	98.5%	114.6%	90.8%	112.3%	108.5%	102.3%	114.6%	81.5%	130.8%	107.4%
巣鴨駅第三	116.4%	158.2%	144.5%	122.7%	131.8%	127.3%	150.0%	131.8%	117.3%	142.7%	107.3%	141.8%	132.7%
西巣鴨駅	68.3%	71.8%	63.6%	69.0%	61.2%	70.0%	65.1%	72.7%	54.8%	67.1%	56.3%	58.7%	64.9%
池袋駅東	93.4%	107.6%	91.7%	105.5%	95.4%	101.7%	92.4%	98.7%	96.8%	90.9%	80.8%	102.8%	96.5%
池袋駅北	36.5%	36.2%	36.0%	39.8%	37.3%	39.7%	37.6%	40.5%	34.3%	39.4%	33.7%	37.3%	37.4%
池袋駅西	24.5%	27.7%	25.5%	26.7%	24.2%	26.7%	25.8%	30.2%	26.3%	27.1%	23.2%	26.3%	26.2%
要町駅南	57.5%	65.0%	55.3%	63.5%	63.5%	62.4%	59.5%	72.4%	59.6%	65.2%	58.2%	63.8%	62.2%
要町駅北	86.5%	106.0%	98.5%	92.5%	107.5%	93.0%	100.5%	103.5%	101.0%	103.0%	78.5%	115.0%	98.8%
千川駅南	124.6%	130.1%	126.3%	133.9%	136.1%	126.3%	135.3%	132.5%	122.9%	127.8%	114.9%	143.0%	129.5%
千川駅北第一	120.8%	131.5%	132.7%	139.5%	136.1%	132.1%	128.7%	135.8%	131.3%	127.9%	119.0%	146.9%	131.9%
千川駅北第二	24.8%	20.3%	20.0%	19.3%	16.2%	19.0%	20.3%	21.4%	20.0%	18.3%	13.8%	17.6%	19.3%
千川駅西	81.5%	94.5%	89.0%	102.5%	89.5%	93.0%	98.0%	94.0%	109.5%	97.5%	82.0%	116.0%	95.6%
目白駅西	164.9%	176.0%	158.2%	171.2%	161.1%	162.7%	161.3%	158.9%	149.4%	150.4%	123.3%	157.6%	157.9%
目白駅東	133.6%	145.5%	132.5%	141.1%	132.1%	137.6%	126.5%	140.0%	126.0%	128.9%	110.5%	137.1%	132.6%
目白駅北	39.0%	46.0%	42.0%	36.5%	40.5%	51.0%	44.8%	43.0%	39.3%	39.3%	30.0%	38.5%	40.8%
南長崎	114.5%	130.3%	116.9%	129.8%	117.5%	124.5%	124.4%	120.6%	120.1%	115.2%	102.6%	126.1%	120.2%

**全体の平均利用率 76.9%**

\* (全部の駐輪場の定期利用台数 + 当日利用の1日あたり平均利用台数)を全部の駐輪場収容台数で割ったもの。

### 資料3 平成16年度各駅自転車利用実態調査の概要

\* 第4回「第二分科会」資料(H17.7.8)より

- \* 調査時期 : 平成16年11月16日～25日 他補足調査
- \* 調査駅 : 池袋・大塚・巣鴨・目白・駒込・北池袋・下板橋・椎名町・東長崎・東池袋・要町・千川・新大塚・西巣鴨・落合南長崎
- \* 調査内容 :
  - ・ 放置自転車等台数調査  
始発から終電までを次の8つの時間帯に分けて調査員がカウントした。  
1)始発時 2)始発～7:00 3)7:00～9:00 4)9:00～12:00  
5)12:00～15:00 6)15:00～18:00 7)18:00～20:00 8)20:00～終電
  - ・ 駐輪場利用台数調査  
始発から終電までを上記8つの時間帯に分けて調査員がカウントした。  
自転車利用者(放置者・駐輪場利用者)へのアンケート  
・ 放置者に対するアンケートは、池袋・大塚・巣鴨の3駅においては調査員が1日数回巡回し、自転車のハンドル等に調査用ハガキをくくりつけ、郵送により回収をおこなった。また、その他の駅については調査票をもった調査員が各駅周辺で放置者に対する調査協力を求め、聞き取り調査をおこなった。  
・ 駐輪場の利用者に対するアンケートは、管理人がいないところは車体へのくくり付け、管理人がいる駐輪場については配布願いをし調査ハガキの手渡しを行った。  
・ アンケートの内容は、放置・駐輪の目的、放置・駐輪後の交通機関利用等である。
- \* アンケート回収状況
  - ・ 放置者アンケートハガキ 平日10,682枚配付中、880枚  
休日10,519枚配付中、633枚
  - ・ 放置者聞き取り調査 平日491人  
休日377人
  - ・ 駐輪場調査ハガキ 平日7,825枚配付中、1,995枚  
休日3,691枚配布中、705枚

#### 池袋駅

##### H14・H16自転車利用台数比較(ピーク時)

自転車利用(放置と適正駐車のピーク時間が異なる場合があるため、必ずしも両者を足した数が乗入れとイコールにならない。)

- ・ 平日 H.14調査 : 乗入れ9763台、放置8876台、適正駐車1992台  
H.16調査 : 乗入れ10010台、放置8053台、適正駐車2449台
- ・ 休日 H.14調査 : 乗入れ10505台、放置9204台、適正駐車1301台  
H.16調査 : 乗入れ10318台、放置8957台、適正駐車1360台

\* 平日は乗入れ台数は微増、放置がやや減少し、適正駐車台数が増えている。

\* 休日は乗入れ台数は横ばい、放置がやや減少、適正駐車台数は横ばいである。

##### H16アンケート結果

放置者(回収 平日425/6000人・休日353/6000人)

放置後に鉄道を利用する者は、平日で約42%、休日では約44%となっている。

放置者の利用目的は、平日は通勤・通学が約48%、買い物・食事・娯楽等が約35%を占める。休日は通勤・通学が約32%、買い物・食事・娯楽等が約59%である。

駐輪場等利用者(回収 平日559/1949人・休日237/1186人)

駐輪後に鉄道を利用する者は、平日で約78%、休日では約57%となっている。

駐輪場利用者の目的は、平日は通勤・通学が約78%、買い物・食事・娯楽等が約11%である。休日は通勤・通学が約47%、買い物・食事・娯楽等が約40%である。

## 大塚駅

### H14・H16自転車利用台数調査比較（ピーク時）

自転車利用（放置と適正駐車のピーク時間が異なる場合があるため、必ずしも両者を足した数が乗入れとイコールにならない。）

- ・平日 H.14調査： 乗入れ4605台、放置3831台、適正駐車774台  
H.16調査： 乗入れ4871台、放置4121台、適正駐車847台
- ・休日 H.14調査： 乗入れ3795台、放置3217台、適正駐車578台  
H.16調査： 乗入れ3771台、放置3305台、適正駐車466台

\* 平日は乗入れ台数全体が微増。

\* 休日は乗入れ台数は横ばいだが、放置が微増、適正駐車はやや減少している。

### H16アンケート結果

放置者（回収 平日308 / 3000人・休日132 / 2519人）

放置後に鉄道を利用する者は、平日で約75%、休日では約71%となっている。

放置者の利用目的は、平日は通勤・通学が約80%とほとんどである。休日は通勤・通学が48%、買い物・食事・娯楽等が約35%を占める。

自転車置場利用者（回収 平日69 / 765人・休日37人 / 532人）

駐輪後に鉄道を利用する者は、平日で約80%、休日では約81%となっている。

駐輪後の利用目的は、平日は通勤・通学が約77%、買い物・食事・娯楽等が約10%である。休日は通勤・通学が約46%、買い物・食事・娯楽が約35%である。

（\* 都電利用者は鉄道利用者に含んでいない。）

## 巣鴨駅

### H14・H16自転車利用台数比較（ピーク時）

自転車利用（放置と適正駐車のピーク時間が異なる場合があるため、必ずしも両者を足した数が乗入れとイコールにならない。）

- ・平日 H.14調査： 乗入れ3046台、放置2248台、適正駐車798台  
H.16調査： 乗入れ2266台、放置1543台、適正駐車1025台
- ・休日 H.14調査： 乗入れ2795台、放置2656台、適正駐車386台  
H.16調査： 乗入れ2575台、放置2050台、適正駐車525台

\* 平日は、乗入れ台数および放置台数が減少し、適正駐車が増えている。

\* 休日も平日ほど顕著ではないが、同様の傾向が見られる。

### H16アンケート結果

放置者（回収 平日147 / 1682人、休日148 / 2000人）

放置後に鉄道を利用する者は、平日で約48%、休日では約59%となっている。

放置者の利用目的は、平日は通勤・通学が約48%、買い物・食事・娯楽等が約30%を占める。休日は通勤・通学が約22%、買い物・食事・娯楽等が約66%を占める。

駐車場等利用者（回収 平日247 / 820人、休日91 / 389人）

駐輪後の鉄道を利用する者は、平日で約86%、休日では約62%となっている。

駐輪場利用者の目的は、平日は通勤・通学が約76%、買い物・食事・娯楽等が約17%である。休日は通勤・通学が約24%、買い物・食事・娯楽等が約69%である。

## 目白駅

### H14・H16自転車利用台数比較（ピーク時）

自転車利用（放置と適正駐車のピーク時間が同じため、両者の合計が乗入れ台数となる。）

- ・平日 H.14調査： 乗入れ1556台、放置395台、適正駐車1161台  
H.16調査： 乗入れ1711台、放置452台、適正駐車1259台
- ・休日 H.14調査： 乗入れ1074台、放置551台、適正駐車523台  
H.16調査： 乗入れ1292台、放置613台（区内493台）、適正駐車679台

\* 前回より調査区域が若干広がったため、乗入れ台数はその分を差し引くと横ばいの状況である。なお、適正駐車台数はその分を差し引いても増加している。

### H16アンケート結果

放置者（回収 平日56名・休日56名 共に区内エリアのみの聞き取り調査）

放置後に鉄道を利用する者は、平日で約16%、休日では約46%となっている。

放置者の利用目的は、平日は通勤・通学が約32%、買い物・食事・娯楽等が約54%を占める。休日は通勤・通学が約23%、買い物・食事・娯楽等が約59%である。

駐車場等利用者（回収 平日323 / 1167人、休日125 / 505人）

駐輪後に鉄道を利用する者は、平日で約95%、休日では約91%となっている。

駐輪場利用者の目的は、平日は通勤・通学が約87%、買い物・食事・娯楽等が約6%である。休日は通勤・通学が約54%、買い物・食事・娯楽等が約25%である。

## 駒込駅

### H14・H16自転車利用台数比較（ピーク時）

自転車利用（放置と適正駐車のピーク時間が異なる場合があるため、必ずしも両者を足した数が乗入れとイコールにならない。）

- ・平日 H.14調査： 乗入れ888台、放置655台、適正駐車278台  
H.16調査： 乗入れ1667台、放置890台、適正駐車874台（区内331台）
- ・休日 H.14調査： 乗入れ722台、放置581台、適正駐車172台  
H.16調査： 乗入れ1430台、放置1052台（区内609台）、適正駐車378台（区内187台）

\* 全体の台数が平日・休日ともにH.14調査時点よりも増加しているが、調査範囲をH14調査よりも広げたことが大きな要因である。

### H16アンケート結果

放置者（回収 平日15人・休日55人 共に区内エリアのみの聞き取り調査）

放置後に鉄道を利用する者は、平日で約75%、休日では約60%となっている。

放置者の利用目的は、平日は通勤・通学が約35%、買い物・食事・娯楽等が約45%である。休日は通勤・通学が約15%、買い物・食事・娯楽等が約73%を占める。

駐車場等利用者（回収 平日92 / 280人・休日24 / 105人 区内駐車場のみ）

駐輪後に鉄道を利用する者は、平日で約95%、休日で約96%となっている。

駐輪場利用者の目的は、平日・休日とも通勤・通学が約96%を占めた。

## 北池袋駅

### H14・H16自転車利用台数比較（ピーク時）

自転車利用（放置と適正駐車のピーク時間が同じため、両者の合計が乗入れ台数となる。）

- ・平日 H.14調査： 乗入れ325台、放置187台、適正駐車138台
- H.16調査： 乗入れ325台、放置213台、適正駐車112台

\*乗入れ台数としては横ばいだが、やや放置が増え適正駐車が減少している。

### H16アンケート結果

放置者（回収 10人 聞き取り調査）

放置後に鉄道を利用する者は90%である。

放置者の利用目的は、通勤・通学が90%、買い物・食事・娯楽等が10%である。

置場利用者（回収 35 / 140人）

駐輪後に鉄道を利用する者は、約89%である。

置場利用者の目的は、通勤・通学で約89%を占めた。

## 下板橋駅

### H14・H16自転車利用台数比較（ピーク時）

自転車利用（放置と適正駐車のピーク時間が異なる場合があるため、必ずしも両者を足した数が乗入れとイコールにならない。）

- ・平日 H.14調査： 乗入れ689台、放置232台、適正駐車490台
- H.16調査： 乗入れ752台、放置225台（区内149台）、適正駐車542台（区内281台）

\*全体の台数がH.14調査時点よりもやや増加しているが、調査範囲をH14調査よりも拡大したことが大きな要因である。

### H16アンケート結果

放置者（回収 52人 区内エリアのみの聞き取り調査）

放置後に鉄道を利用する者は、約88%である。

放置者の利用目的は、通勤・通学が約65%、買い物・食事・娯楽等が約27%を占める。

置場利用者（回収 48 / 400人）

駐輪後に鉄道を利用する者は、約92%である。

置場利用者の目的は、約85%が通勤・通学を占めた。

## 推名町駅

### H14・H16自転車利用台数比較（ピーク時）

自転車利用（放置と適正駐車のピーク時間が異なる場合があるため、必ずしも両者を足した数が乗入れとイコールにならない。）

・平日 H.14調査： 乗入れ542台、放置354台、適正駐車210台

H.16調査： 乗入れ923台、放置314台、適正駐車635台

・休日 H.14調査： 乗入れ622台、放置502台、適正駐車127台

H.16調査： 乗入れ717台、放置321台、適正駐車396台

\* 適正駐車の平日・休日の台数の増加および休日の放置減少は、新たに推名町公園置場ができたことによるものと考えられる。

### H16アンケート結果

放置者（回収 平日28人・休日55人 聞き取り調査）

放置後に鉄道を利用する者は、平日で約43%、休日で約29%となっている。

放置者の利用目的は、平日は通勤・通学が約39%、買い物・食事・娯楽等が約54%を占める。休日は通勤・通学が約5%、買い物・食事・娯楽等が約78%を占める。

駐輪場等利用者（回収 平日48 / 363人・休日26 / 216人）

駐輪後に鉄道を利用する者は、平日が約96%、休日で約92%となっている。

駐輪場等利用者の目的は、平日は通勤・通学が約88%を占める。休日は通勤・通学が約50%、買い物・食事・娯楽等が約39%となっている。

## 東長崎駅

### H14・H16自転車利用者台数比較（ピーク時）

自転車利用（放置と適正駐車のピーク時間が異なる場合があるため、必ずしも両者を足した数が乗入れとイコールにならない。）

・平日 H.14調査： 乗入れ749台、放置530台、適正駐車278台

H.16調査： 乗入れ553台、放置357台、適正駐車196台

・休日 H.14調査： 乗入れ681台、放置581台、適正駐車103台

H.16調査： 乗入れ623台、放置489台、適正駐車173台

\* 平日は乗入れが減少している。

\* 休日は乗入れそのものはほぼ横ばいで、放置が減少し、適正駐車が増加している。

### H16アンケート結果

放置者（回収 平日54人・休日60人 聞き取り調査）

放置後に鉄道を利用した者は、平日で約30%、休日は約33%である。

放置者の利用目的は、平日は通勤・通学が約19%、買い物・食事・娯楽等が約76%である。休日は通勤・通学が約2%、買い物・食事・娯楽等が約95%を占める。

駐輪場等利用者（回収 平日50 / 320人・休日21 / 122人）

駐輪後に鉄道を利用する者は、平日が約82%、休日で約95%となっている。

駐輪場等利用者の目的は、平日は通勤・通学が約64%、買い物・食事・娯楽等が約22%となっている。休日は通勤・通学が約90%を占めている。

## 東池袋駅

### H14・H16自転車利用台数比較（ピーク時）

自転車利用（放置と適正駐車の違いが異なる場合があるため、必ずしも両者を足した数が乗入れとイコールにならない。）

- ・平日 H.14調査： 乗入れ752台、放置534台、適正駐車218台  
H.16調査： 乗入れ733台、放置492台、適正駐車241台
  - ・休日 H.14調査： 乗入れ471台、放置303台、適正駐車168台  
H.16調査： 乗入れ457台、放置291台、適正駐車167台
- \* 平日・休日ともすべて台数はほぼ横ばいである。

### H16アンケート結果

放置者（回収 平日51人・休日49人 聞き取り調査）

放置後に鉄道を利用した者は、平日で約65%、休日は約69%となっている。

放置者の利用目的は、平日は通勤・通学が約57%、買い物・食事・娯楽等が約28%である。休日は通勤・通学が約43%、買い物・食事・娯楽等が約35%である。

駐輪場等利用者（回収 平日49 / 220人・休日30 / 170人）

駐輪後に鉄道を利用する者は、平日が約59%、休日で約50%となっている。

駐輪場等利用者の目的は、平日は通勤・通学が約74%、買い物・食事・娯楽等が約16%となっている。休日は通勤・通学が約53%、買い物・食事・娯楽等が約23%となっている。

（都電利用者は鉄道利用者に含まれない。）

## 要町駅

### H14・H16自転車利用台数比較（ピーク時）

自転車利用（放置と適正駐車の違いが異なる場合があるため、必ずしも両者を足した数が乗入れとイコールにならない。）

- ・平日 H.14調査： 乗入れ927台、放置703台、適正駐車286台  
H.16調査： 乗入れ1047台、放置739台、適正駐車321台
- ・休日 H.14調査： 乗入れ692台、放置603台、適正駐車96台  
H.16調査： 乗入れ917台、放置799台、適正駐車125台

\* 平日は、乗入れ、放置、適正駐車台数とも微増している。

\* 休日についてもすべて増加しているが、平日に比べると増加率が大きい。

### H16アンケート結果

放置者（回収 平日37人・休日50人 聞き取り調査）

放置後に鉄道を利用した者は、平日で約43%、休日は約86%である。

放置者の利用目的は、平日は通勤・通学が約41%、買い物・食事・娯楽等が約30%である。休日は通勤・通学が約28%、買い物・食事・娯楽等が約66%を占める。

駐輪場等利用者（回収 平日104 / 290人・休日32 / 113人）

駐輪後に鉄道を利用する者は、平日が約97%、休日で約94%となっている。

駐輪場等利用者の目的は、平日は通勤・通学が約92%を占める。休日は通勤・通学が約72%、買い物・食事・娯楽等が約28%となっている。

## 千川駅

### H14・H16自転車利用台数比較（ピーク時）

自転車利用（放置と適正駐車のピーク時間が異なる場合があるため、必ずしも両者を足した数が乗入れとイコールにならない。）

- ・平日 H.14調査： 乗入れ1508台、放置769台、適正駐車1048台  
H.16調査： 乗入れ1469台、放置522台、適正駐車956台
- ・休日 H.14調査： 乗入れ1435台、放置1015台、適正駐車420台  
H.16調査： 乗入れ1184台、放置766台、適正駐車455台

\* 平日については、乗入れ台数は横ばいであるが、放置が減少している。

\* 休日については、乗入れ台数と放置がかなり減少している。

### H16アンケート調査

放置者（回収 平日58人・休日52人 聞き取り調査）

放置後に鉄道を利用した者は、平日で約78%、休日は約73%である。

放置者の利用目的は、平日は通勤・通学が約33%、買い物・食事・娯楽等が約38%である。休日は通勤・通学が約10%で、買い物・食事・娯楽等が約81%を占める。

駐輪場利用者（回収 平日294 / 905人・休日82 / 353人）

駐輪後に鉄道を利用する者は、平日が約97%、休日で約95%となっている。

駐輪場等利用者の目的は、平日は通勤・通学が約91%を占める。休日は通勤・通学が約55%、買い物・食事・娯楽等が約34%となっている。

## 西栗岡駅

### H14・H16自転車利用台数比較（ピーク時）

自転車利用（放置と適正駐車のピーク時間が異なる場合があるため、必ずしも両者を足した数が乗入れとイコールにならない。）

- ・平日 H.14調査： 乗入れ539台、放置408台、適正駐車134台  
H.16調査： 乗入れ396台、放置224台（区内182台）、適正駐車173台

\* 前回に比べ調査区域が広がったにもかかわらず、乗入れ、放置は減少している。適正駐車台数は増加している。

### H16アンケート調査

放置者（回収 21人 聞き取り調査）

放置後に鉄道を利用した者は約57%である。

放置者の利用目的は、通勤・通学が約14%、買い物・食事・娯楽等が約43%、業務が約24%である。

駐輪場利用者（回収 47 / 140人）

駐輪後に鉄道を利用する者は、約89%である。

駐輪場等利用者の目的は、通勤・通学が約83%、買い物・食事・娯楽等が約6%となっている。

## 新大塚駅

H14・H16自転車利用台数比較（ピーク時）

自転車利用（放置自転車のみ）

- ・平日 H.14調査：580台  
H.16調査：640台（区内606台）

\* 放置自転車は微増している。

H16アンケート結果

放置者（回収 41人 聞き取り調査）

放置後に鉄道を利用した者は、約66%である。

放置者の利用目的は、通勤・通学が22%、買い物・食事・娯楽等が29%、業務が12%、通院が27%を占める。

## 落合南長崎駅

H14・H16自転車利用台数比較（ピーク時）

自転車利用（放置と適正駐車のピーク時間が異なる場合があるため、必ずしも両者を足した数が乗入れとイコールにならない。）

- ・平日 H.14調査： 乗入れ431台、放置190台、適正駐車253台  
H.16調査： 乗入れ529台、放置293台（区内141台）、適正駐車236台

\* 適正駐車台数は横ばいであるが、放置および乗入れ台数が増加している。  
これは、今回の調査区域が前回より広いことが挙げられる。

H16アンケート結果

放置者（回収 68人 聞き取り調査）

放置後に鉄道を利用した者は約3%である。

放置自転車の利用目的は、通勤・通学が約22%、買い物・食事・娯楽等が約71%を占める。

駐輪場利用者（回収 28 / 66人）

駐輪後に鉄道を利用する者は、100%である。

駐輪場等利用者の目的は、通勤・通学が約68%、買い物・食事・娯楽等が約18%となっている。

## 豊島区における自転車利用実態の特性と問題点

### (1) 自転車利用のパターン分類

区内各駅において、放置禁止区域全体にわたって放置自転車等が発生している。発生している道路は、広幅員道路の歩道だけでなく、狭隘な道路にも発生しており、歩行者にとって通行の障害となっている。

自転車利用の目的は、通勤・通学だけでなく買い物・食事・娯楽等の比率も高くなっていることから、鉄道利用の末端交通手段という利用だけでなく、短中距離の移動交通手段として利用されていることが分かる。

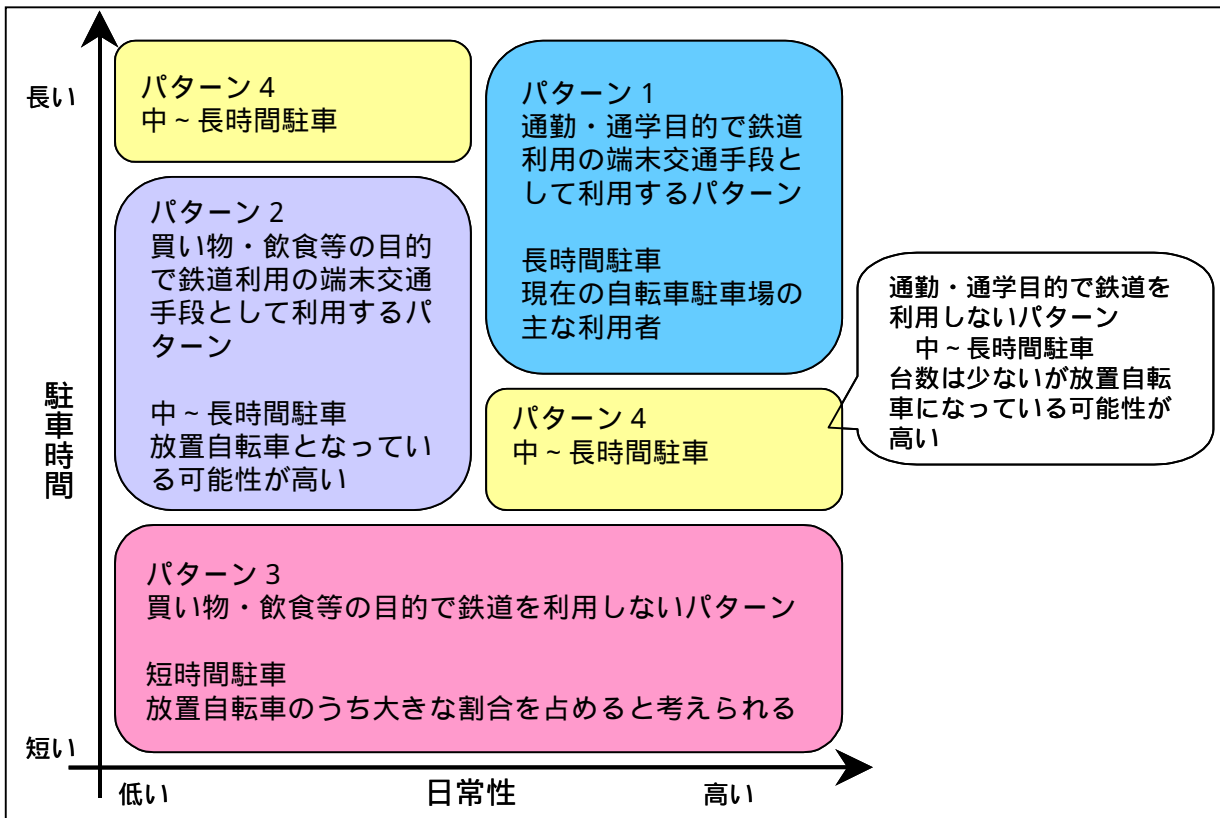
駐輪場の利用者は、鉄道の末端交通手段としての利用比率が高いのに対し、放置者は、駅や曜日によっては鉄道を利用しない比率が高くなる場合もあり、駅周辺に立地する店舗等の利用を目的とした自転車利用が、放置自転車等の発生の要因の一つであることがわかる。

自転車を鉄道利用の末端交通手段として利用している場合、自転車以外の交通手段を利用しない場合に比べて、移動時間も付加されることもあり、駐車時間が長くなる傾向がある。

駐輪場を利用する自転車は、放置自転車に比べて、駐車時間が長く、通勤・通学を目的とする鉄道利用の末端交通手段として利用比率が高くなっている。

通勤・通学のように日常性が高く、駐車時間が長くなる場合は、駐輪場を利用する人が多く、休日の買い物など日常性が低い場合や日々の買い物などのように日常性が高い場合のどちらでも、放置につながるという傾向がある。

このような利用実態から、駅に乗り入れる自転車は、駐車時間と日常性の点から、下図に示す4パターンに分類できるものと考えられる。



パターン1は、通勤・通学目的で平日に日常的に長時間駐車をする利用者数の多いパターンである。このパターンの利用者は、有料の駐輪場の利用者の大半を占めている。しかし、一部の駅では、駐輪場の収容台数が絶対的に不足しているために放置自転車となっていることが考えられ、本パターンの自転車等を収容可能な駐輪場の整備が必要になっている。

パターン2は、買い物・飲食等を目的として、主に休日に自転車を鉄道末端の交通手段として利用するパターンであり、鉄道を利用することからも比較的長い駐車時間となるものと考えられる。しかし、休日主体の利用で、有料の駐輪場を常時利用する割合が低く、放置自転車となっている可能性が高い。このような利用に対しては、有料の駐輪場における無料駐車時間(3時間以内無料など)の周知やコイン式の駐輪場を整備すること等の対策を講じることが必要だと考えられるが、利用者のモラル向上を図ることを前提とする必要がある。

パターン3は、買い物・飲食等を目的とした駐輪であり、利用する施設によって駐輪時間に幅があると想定される。例えば、金融機関のような施設の場合、1台の駐輪時間は短時間であるが、利用者が多いために日常的に多くの放置自転車等が発生し、パチンコ店のような娯楽施設の利用の場合、1台の駐車時間が長くなるために、放置が多くなるというといったことが考えられる。

また、本パターンの特徴として、駐輪場の収容台数に余裕があっても利用せず施設近辺に駐輪するなど、放置自転車等となる可能性が高い。

このような利用形態に対して、現状では特定の施設について、条例による駐輪場の整備を義務づけることにより対応しているが、既存建物の施設内容が変更される場合には新たに整備することが難しいこと、附置義務の対象施設が少ないこと、使いやすい場所に設置されていない場合や、駐輪場への案内が不十分であること等の問題があり、放置自転車等の解消には至っていないのが現状である。

今後は、既存施設に対する附置義務の適用、附置義務駐輪場等の適正な配置と運用などについて検討することが必要である。

パターン4は、最も利用台数が少ないと考えられるパターンであるが、池袋駅のように駅周辺にオフィス、専門学校、予備校などが立地している場合、そこへの通勤・通学を目的とした駐輪も発生していると考えられる。

通勤・通学を目的としているために、長時間駐輪となることが考えられること、現在の駐輪場の附置義務は、施設利用者を対象としているために、通勤・通学者のための駐輪場はほとんど整備されていないことから、放置自転車等となっている可能性が高い。このような利用に対応していくためには、附置義務対象施設の拡大、駐輪場利用への転換を促すモラル向上を図ることが必要になる。

## (2) 自転車利用実態からみた区内各駅の特徴

自転車利用のパターン分類をふまえて、区内各駅に乗り入れる自転車をパターン分類することにより、主要駅を類型化する。

分析の結果として、次のような類型に区分することができる。

類型1：パターン1・パターン2の比率が高く、パターン3の比率が小さい駅

この類型に属するのは池袋駅、駒込駅であり、ターミナル性の高い駅が相当する類型だと考えられる。

類型2：パターン1の比率が高く、パターン2・パターン3の比率が小さい駅

この類型に属するのは大塚駅、目白駅、椎名町駅であり、通勤・通学目的の鉄道利用の端末交通手段としての自転車乗り入れが大半を占めることから、駅勢圏が広く、平日の乗降客数の多い駅が相当する類型だと考えられる。

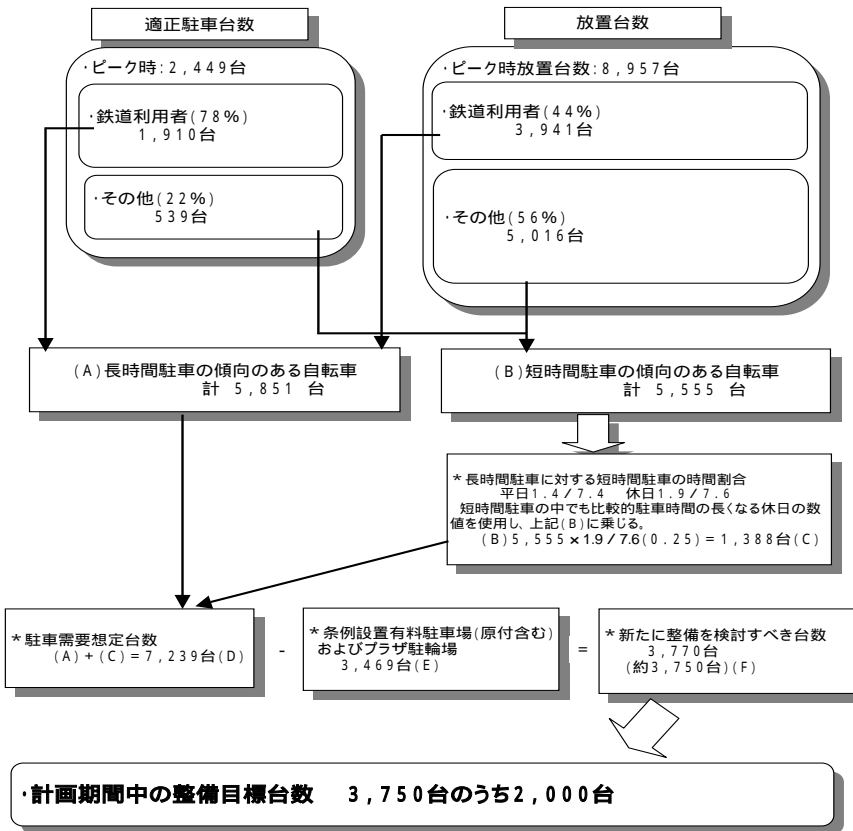
類型3：パターン1およびパターン3の比率が高い駅

この類型に属するのは巣鴨駅、東長崎駅、東池袋駅、要町駅、千川駅である。通勤・通学目的の鉄道利用の端末交通手段としてだけでなく、駅周辺の商店街を日常的に利用する人も多い駅であり、住宅市街地に位置する郊外駅が相当する。

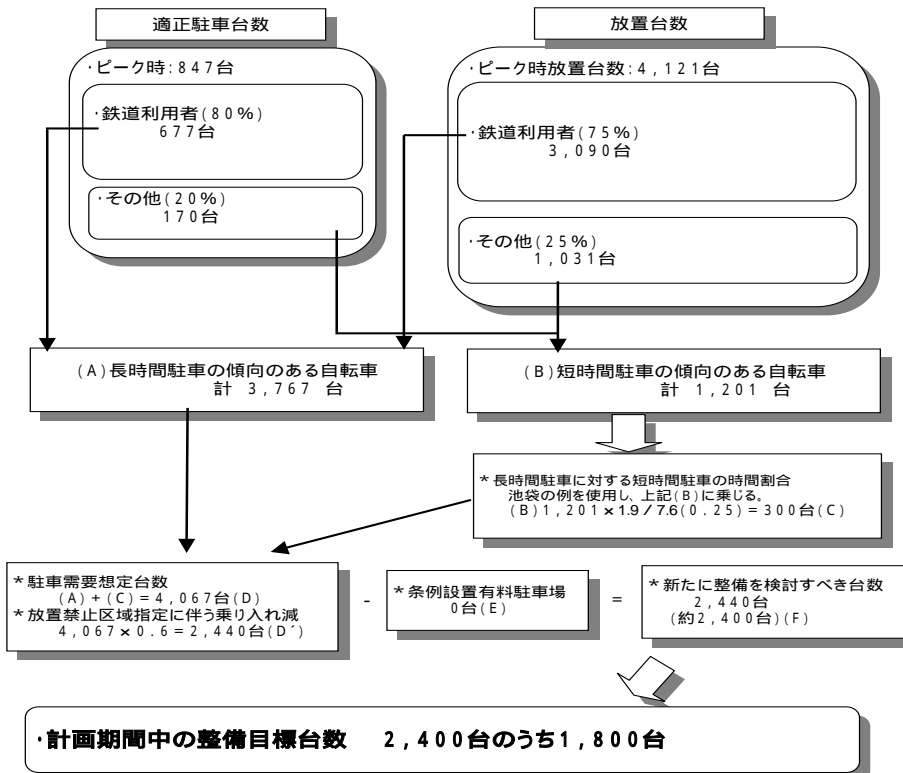
# 資料4 各駅ごとの駐輪場施設整備目標台数について

\* 第5回「第二分科会」資料(H17.7.8)より

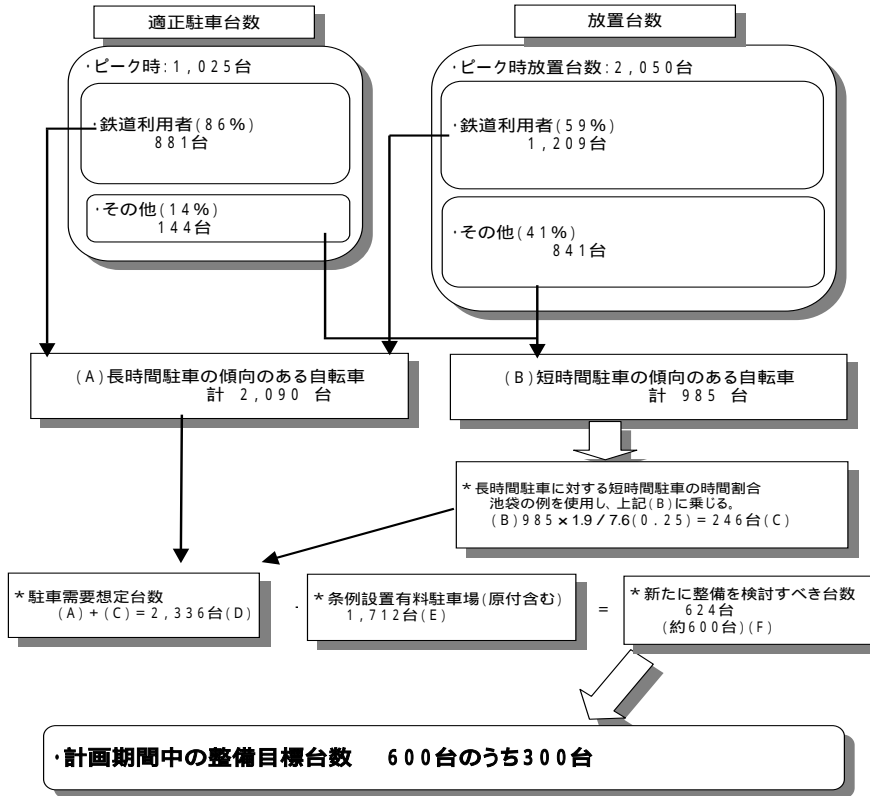
## <池袋駅>



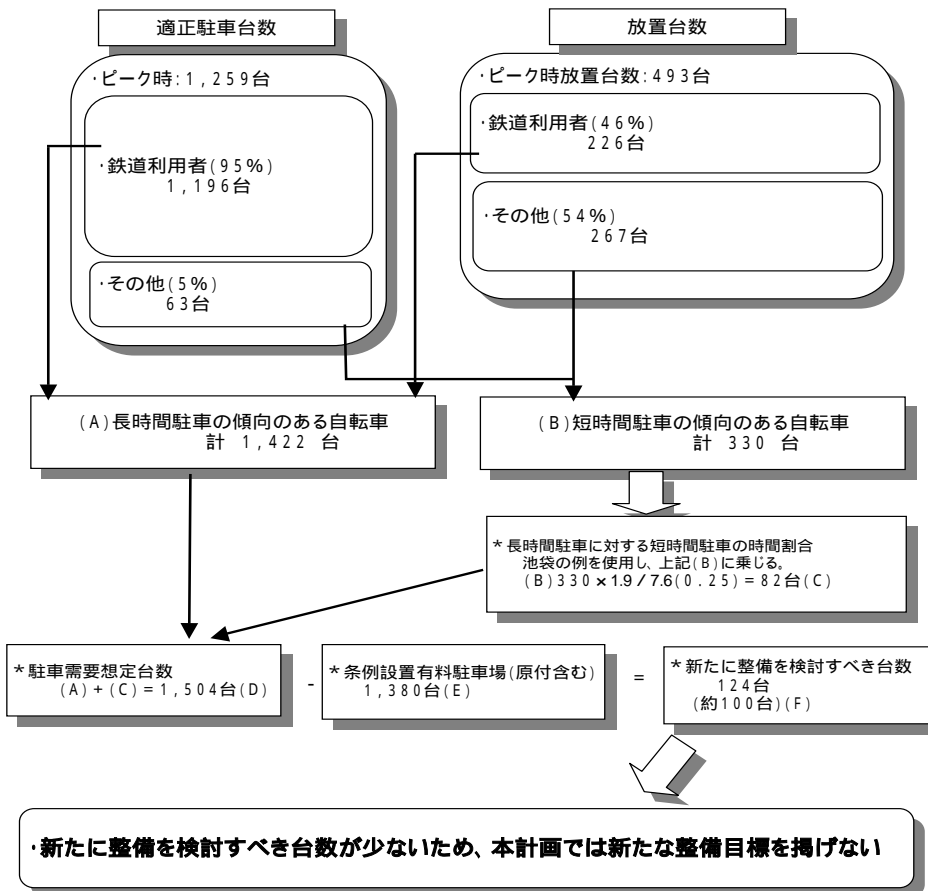
## <大塚駅>



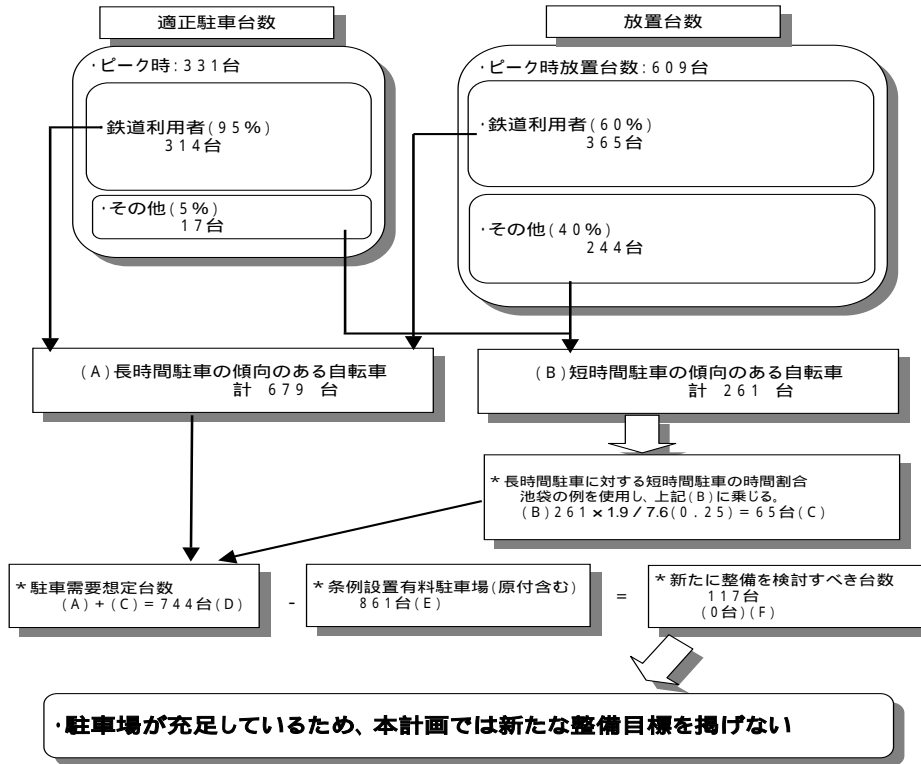
< 巢鴨駅 >



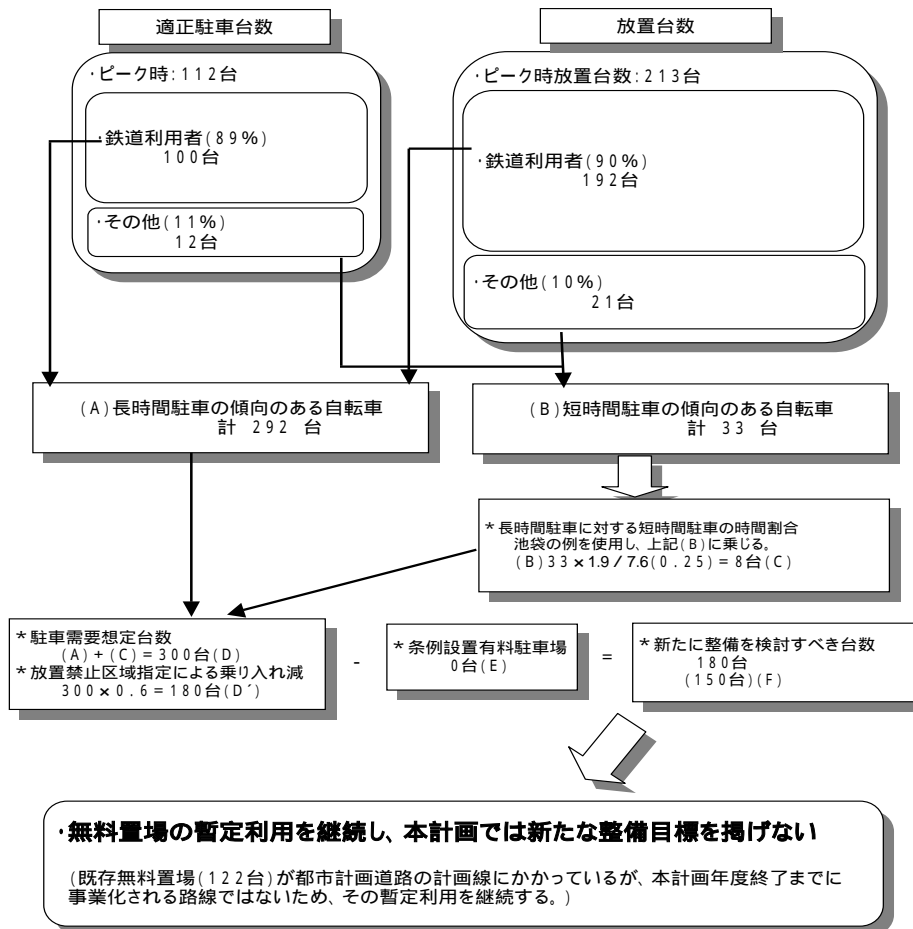
< 目白駅 >



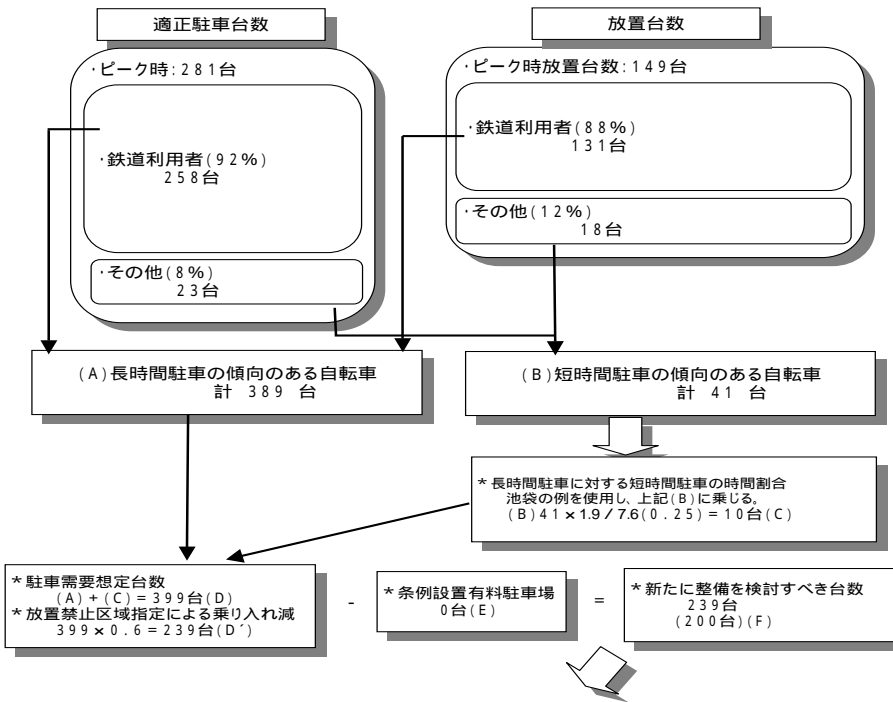
<駒込駅>



<北池袋駅>



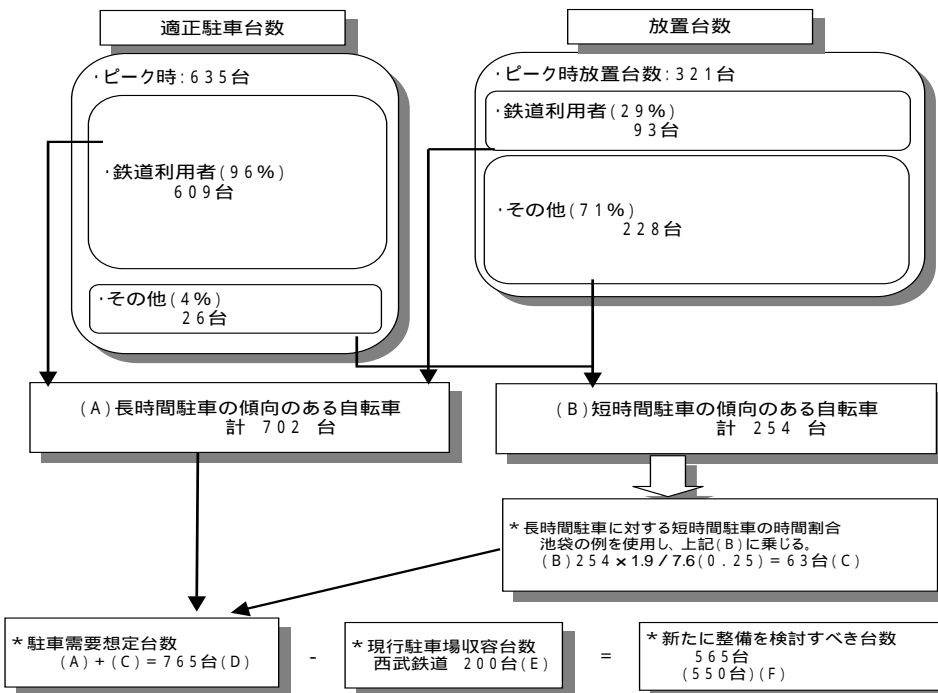
< 下板橋駅 >



・既存施設の暫定利用を継続し、本計画では新たな整備目標を掲げない

(既存無料置場(261台)が都市計画道路の計画線にかかっているが、本計画年度終了までに事業化される路線ではないため、その暫定利用を継続し平成17年度中に200台規模以上の有料駐車場への転用を図る。よって、計画期間中は新規施設等の整備は行わない。)

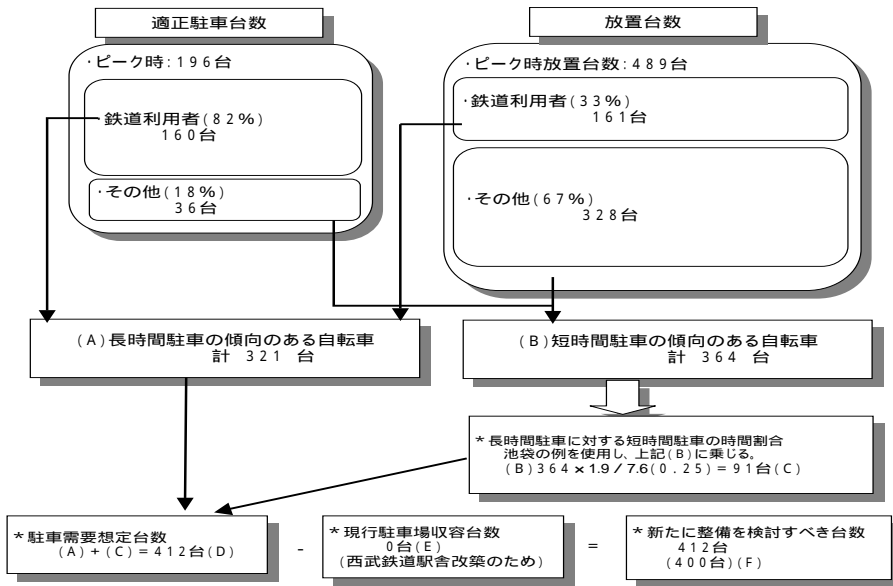
< 椎名町駅 >



・計画期間中の整備目標台数 550台以上

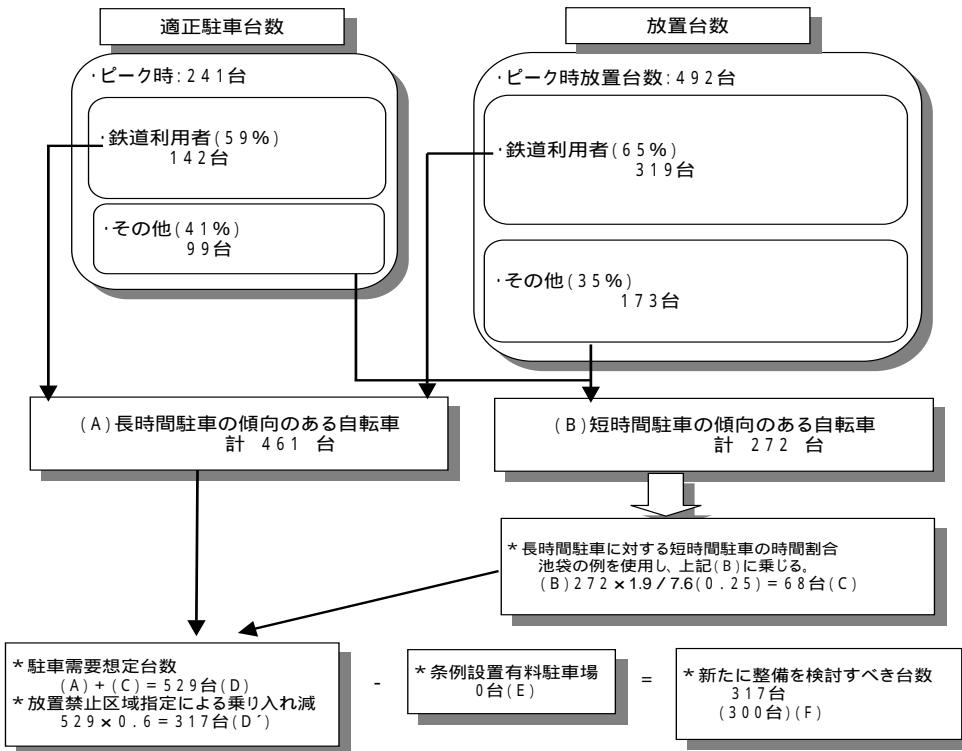
(短時間駐車が多いことも視野に入れ検討する。)

< 東長崎駅 >



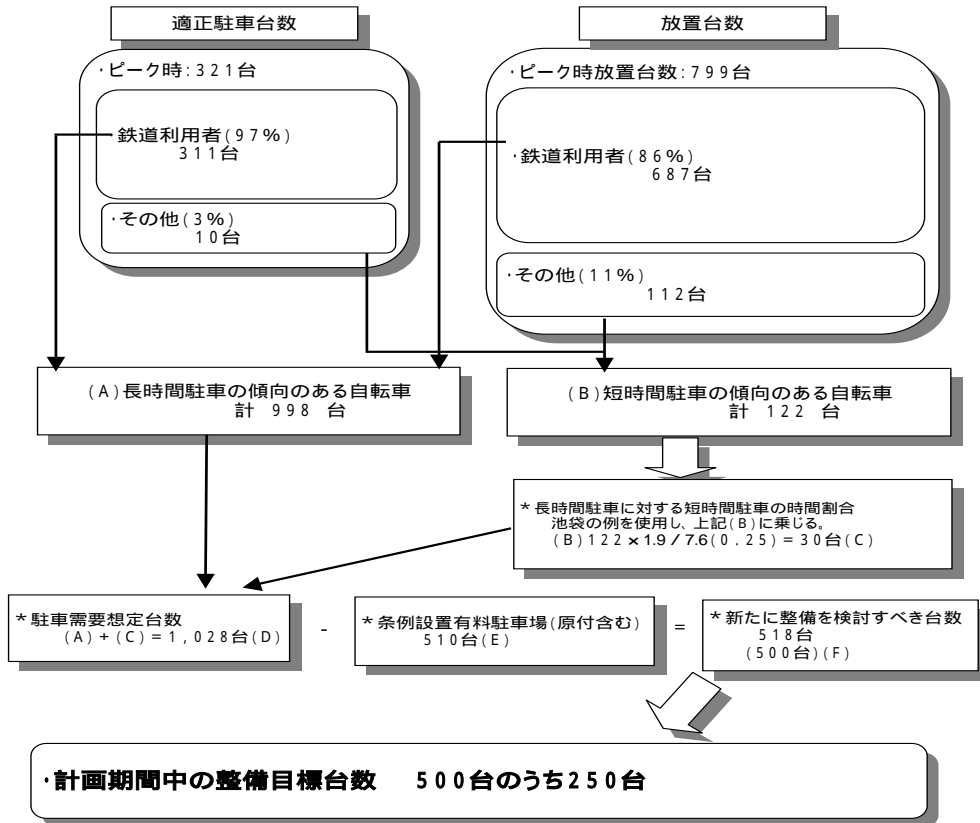
**・計画期間中の整備目標台数 400台以上**  
 (レンタサイクル利用者の影響や、短時間駐車が多いことも視野に入れ対策を検討する。)

< 東池袋駅 >

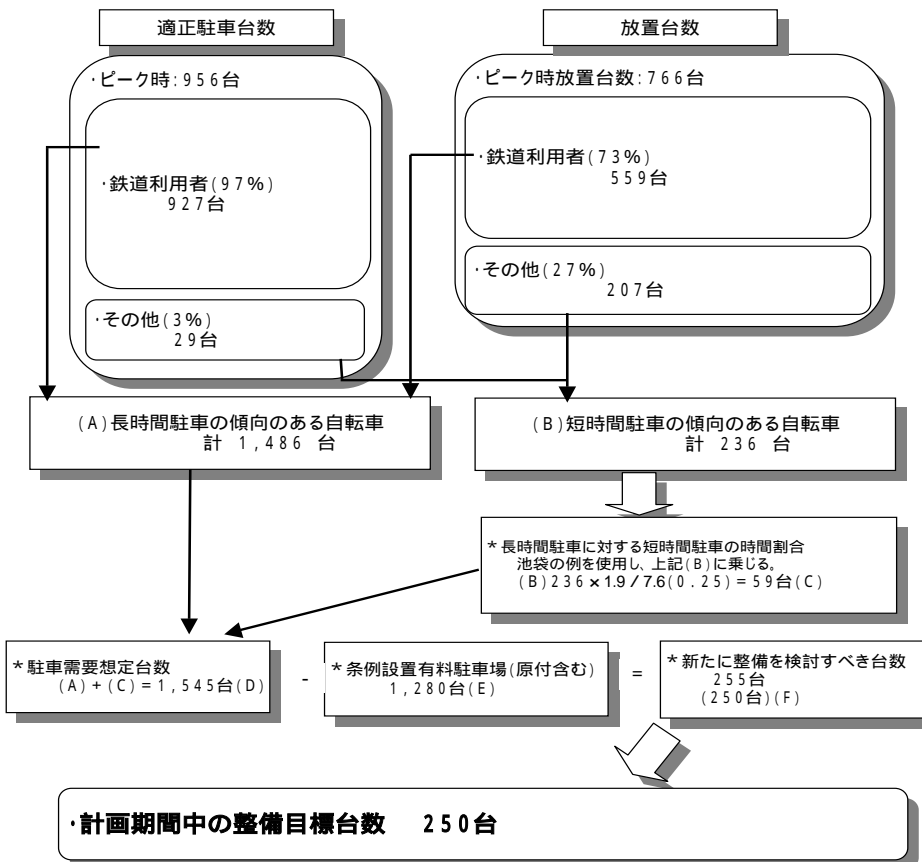


**・計画期間中の整備目標台数 300台**

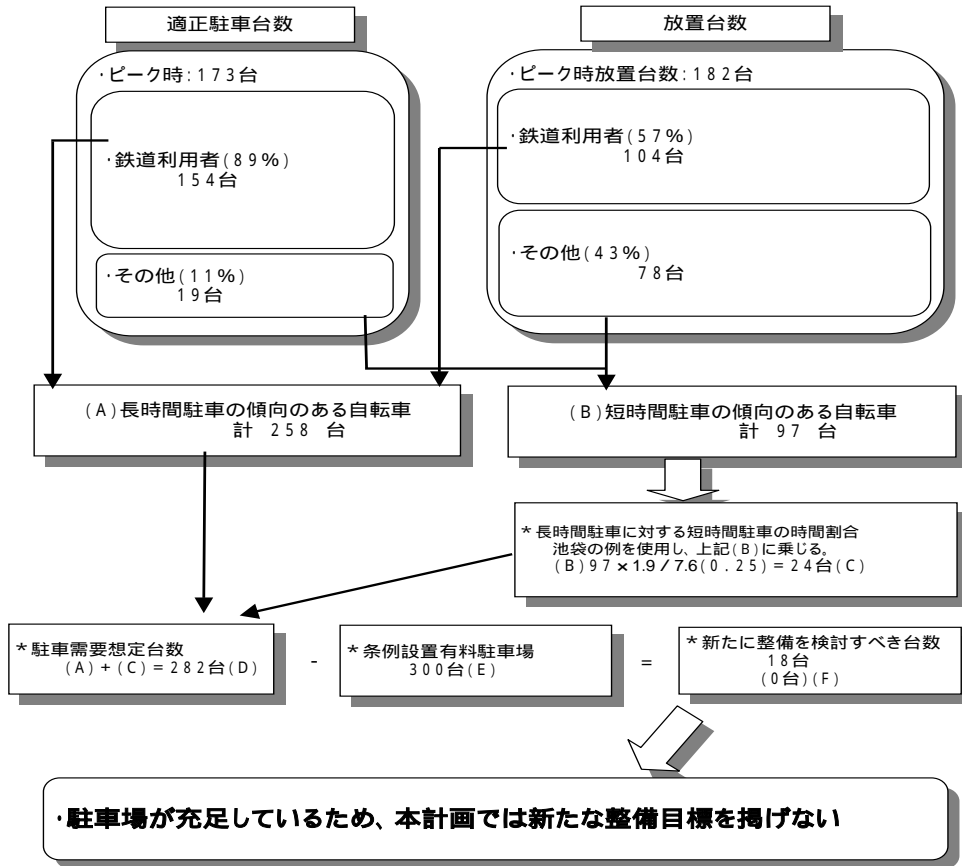
<要町駅>



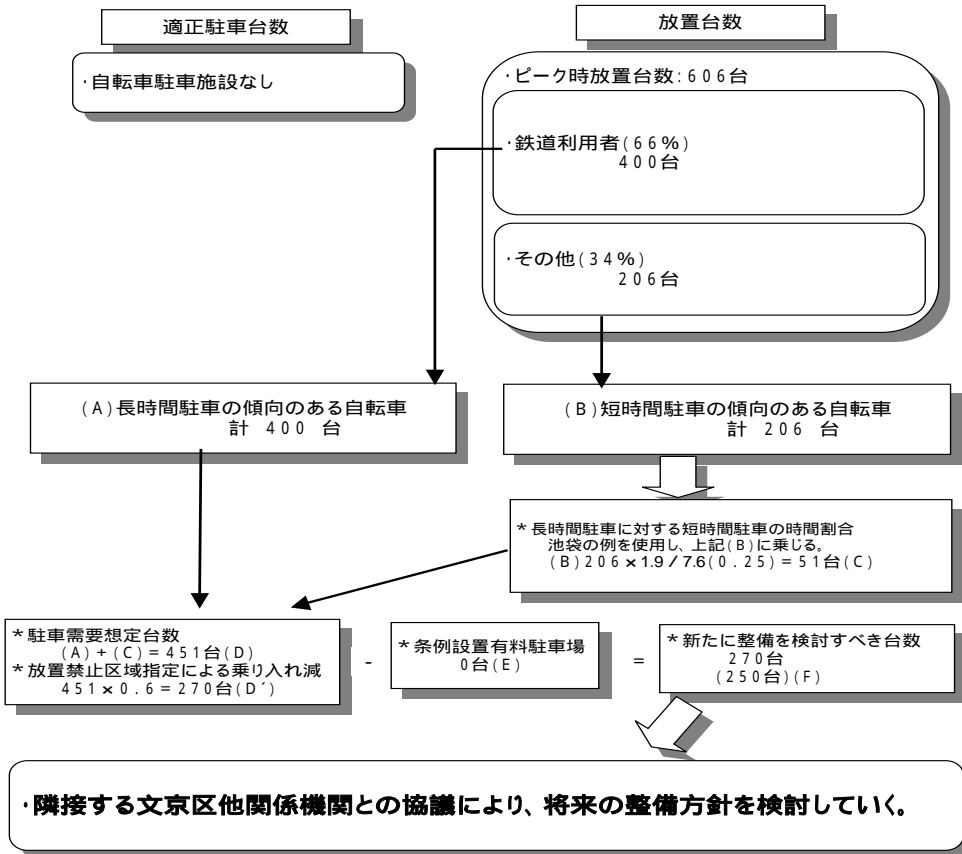
<千川駅>



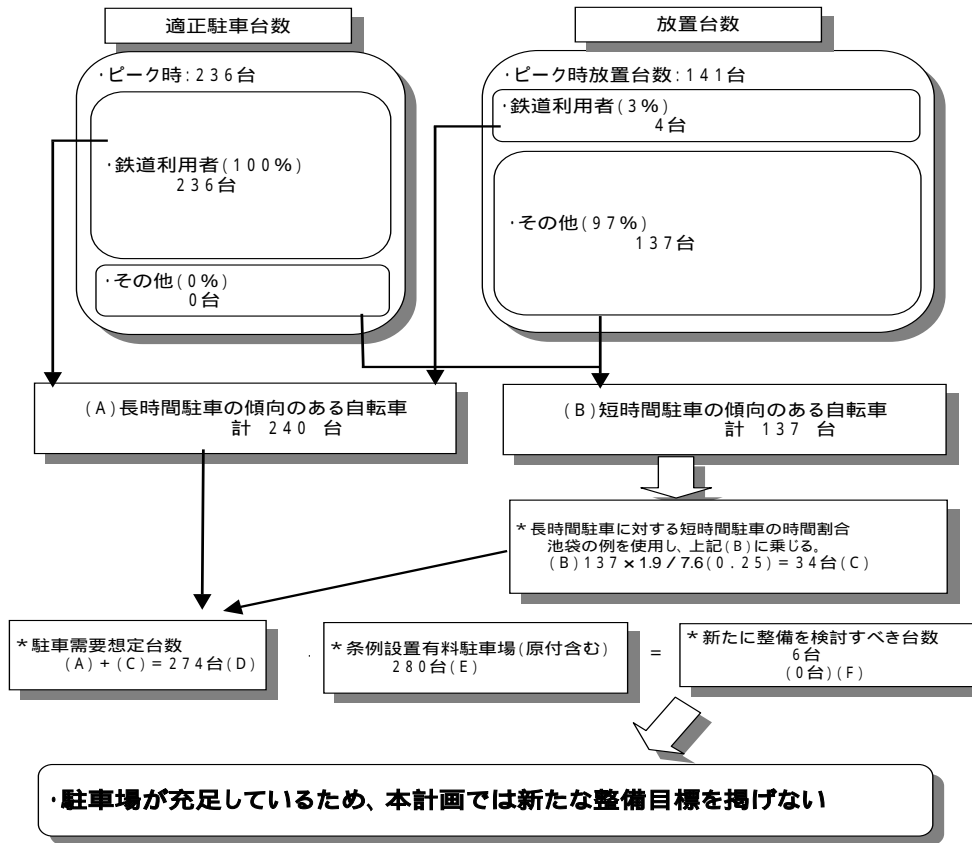
<西葉鴨駅>



<新大塚駅>



< 落合南長崎駅 >



< 高田馬場駅 >

登録有料自転車置場を平成16年に開設以来、本区エリアは駅から多少離れていることもあり区内での目だつた放置はない。今後は放置の動向を踏まえ、新宿区との協議をしながら必要に応じて施策を検討する。

**・隣接する新宿区と協議により、将来の整備方針を検討していく。**

< (仮称)雑司が谷駅 >

地下鉄13号線の平成20年の開業予定に伴う新駅である。まず、当駅においては実態調査のデータが無いため、駅勢圏を豊島区南池袋3～4丁目、雑司が谷1～3丁目、目白1～2丁目、高田1～2丁目、文京区目白台1～3丁目と想定し、区内地下鉄駅の平均自転車利用率を乗じて算出した自転車乗入れ台数から、次の二通りの推計を行い、最終目標を掲げるものとする。

- (1) 駅勢圏からの推計  
 現在の駅勢圏内人口 約29,000人  
 区内自転車等利用率 1.1%  
 自転車等乗入れ台数の推計  $29,000 \times 1.1\% = 319$ 台(約320台)  
 この300台をベースに、放置禁止区域の指定による本区実績からの抑制効果(40%減)を当てはめ、  
 $320 \times 0.6 = 192$ 台をベースとする。…(A)
- (2) 近隣の駐輪場施設における利用者からの推計  
 グリーン大通り登録制置場利用者中、上記の駅勢圏内居住者の自転車等台数 約380台  
 目白駅東自転車駐車場利用者中、上記の駅勢圏内居住者の自転車等台数 約80台  
 これらを併せると460台がベースとなる。…(B)

上記(A)から(B)の範囲内で整備目標台数を検討する。

**・計画期間中の整備目標台数 200台以上**

## 資料5 豊島区自転車等駐車対策協議会

### 委員名簿

【委員26名】

平成18年3月27日現在

区分	氏名	役職名等	分科会
区民 ・ 区 長 推 薦 者	1 アダチ イサオ 足立 勲	商店街連合会会長	第一
	2 ウチダ タダシ 内田 忠	町会連合会副会長	第一
	3 オキムラ カズイチロウ 荻村 和一郎	大塚駅周辺を考える会サンモール大塚理事長	第二
	4 キガワ ユリコ 木川 るり子	区民公募	第一
	5 キノウタ ヒロアキ 京谷 宣明	豊島区身体障害者福祉協会事務局長	第一
	6 サイキ マサヨシ 齋木 勝好	池袋西口商店街連合会会長	第二
	7 ナスキ シゲル 並木 茂	自転車商組合豊島支部長	第一
	8 ヤナギダ ヨシフミ 柳田 好史	区民公募(自転車専用道推進ボランティア)	第二
区 議 会 議 員	1 モトハシ ヒロユキ 本橋 弘隆	区議会議員	第一・二
	2 コバヤシ トシフミ 小林 俊史	区議会議員	第一・二
	3 モリ トオル 森 とおる	区議会議員	第一・二
	4 オグラ ヒデアキ 小倉 秀雄	区議会議員	第一・二
学 識 経 験 者	会 長 オオタ カツシゲ 太田 勝敏	東洋大学国際地域学部教授 (第一分科会会長)	第一・二
	副 会 長 モロオカ ショウジ 諸岡 昭二	交通評論家 (第二分科会会長)	第一・二
関 係 団 体	1 キクチ シンジ 菊地 慎二	関東百貨店協会 参事	第一
	2 キムラ シンペイ 木村 俊平	日本チェーンストア協会関東支部事務局	第一
鉄 道 事 業 者	1 サウ 忠好 佐藤 忠好	東武鉄道株式会社鉄道事業本部東上業務部営業課長	第二
	2 ネギ 義則 根木 義則	東京都交通局総務部副参事(計画調整担当)	第二
	3 ハウチ 次雄 張替 次雄	東京地下鉄株式会社鉄道本部計画管理部計画課長	第二
	4 マツダ 芳隆 松田 芳隆	東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画室企画室長	第二
	5 ヤマザキ 公之 山崎 公之	西武鉄道株式会社鉄道本部計画管理部計画課課長	第二
官 公 署	1 シハラ 正美 篠原 正美	国交省東京国道事務所交通対策課長	第二
	2 ナカヤマ 邦雄 中山 邦雄	東京都第四建設事務所管理課長	第二
	3 オノ 政幸 小野 政幸	池袋警察署交通課長	第一
	4 オバタ 則孝 小幡 則孝	巢鴨警察署交通課長	第一
	5 ヒグチ ミツオ 樋口 三男	目白警察署交通課長	第一

\*敬称略:原則として50音順(区議会議員は議席順、行政機関は行政順)

委員の変更について

(敬称略)

氏名	所属団体等(在任当時)	在任期間
小澤信夫	日本チェーンストア協会関東支部	H16.6.30～H17.6.9
高木克典	西武鉄道株式会社管理本部営業計画課長	H16.6.30～H16.9.20 H17.3.29～H17.10.13
中村 仁	西武鉄道株式会社管理本部企画部次長	H16.9.21～H17.3.28
土岐勝広	東京都交通局総務部総合計画課長	H16.6.30～H17.10.13
乙守和人	国土交通省東京国道事務所交通対策課長	H16.6.30～H17.3.31
熊本敬治	東京都建設局第四建設事務所管理課長	H16.6.30～H17.3.28
佐藤清廣	警視庁池袋警察署交通課長	H16.6.30～H17.3.28
大塚勝哉	警視庁池袋警察署交通課長	H17.3.29～H18.2.28
飯坂忠雄	警視庁巣鴨警察署交通課長	H16.6.30～H17.3.28
黒澤英二	警視庁目白警察署交通課長	H16.6.30～H17.3.28

検討経緯

自転車等駐車対策協議会 開催経緯

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会 (全体会)	平成16年 6月30日(第1回)	(1)委員の委嘱 (2)会長・副会長の選任 (3)諮問(総合計画の策定について) (4)区長挨拶 (5)自転車法の解説 (6)豊島区の状況について
	平成17年 3月29日(第2回)	(1)これまでの経緯 (2)駐車場利用者と放置者特性の分析 (3)総合計画体系骨子の検討
	平成17年 5月16日(第3回)	(1)総合計画と他の関連計画との関係について (2)総合計画の検討 (3)今後の進め方について
	平成17年 10月14日(第4回)	(1)総合計画の検討における「中間のまとめ」について
	平成17年 12月19日(第5回)	(1)総合計画(素案)の検討について
	平成18年 2月20日(第6回)	(1)総合計画(素案その2)の検討について
	平成18年 3月27日(第7回)	(1)総合計画(案)の答申について (2)答申後の協議会のあり方について
第一分科会	平成16年 10月22日(第1回)	(1)分科会の審議事項について (2)担任分野の体系について (3)自転車駐車の状況について (4)板橋区・豊島区自転車利用環境整備基本計画について
	平成17年 6月10日(第2回)	(1)総合計画の構成・内容について
	平成17年 7月29日(第3回)	(1)総合計画の構成・内容について
第二分科会	平成16年 8月10日(第1回)	(1)分科会の審議事項について (2)担任分野の体系について (3)駅周辺放置自転車の状況について (4)駅別乗入れ台数について (5)豊島区立有料駐車場の利用状況について
	平成16年 9月21日(第2回)	(1)自転車関連経費等各区比較 (2)区立駐車場利用者の状況について (3)鉄道事業者による区内資産の利用状況等について (4)道路管理者による道路上の駐車施設の状況について (5)大塚駅の状況等について (6)地下鉄13号線雑司が谷駅の開設状況について
	平成16年 11月19日(第3回)	(1)豊島区の人口分布について (2)区立駐車場の利用状況について (3)池袋駅周辺の状況と対策について
	平成17年 7月8日(第4回)	(1)総合計画の構成・内容について
	平成17年 9月9日(第5回)	(1)総合計画の構成・内容について
	平成17年 11月7日(第6回)	(1)各駅ごとの具体的な自転車駐車施設整備方針について

## 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

### (目的)

**第1条** この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の促進に資することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 2 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。)をいう。
- 3 自転車等の駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 4 道路 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路および一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 5 道路管理者 道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

### (国及び地方公共団体の責務)

**第3条** 国及び地方公共団体は、第1条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

### (良好な自転車交通網の形成)

**第4条** 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するための必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。

3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

### (自転車等の駐車対策の総合的推進)

**第5条** 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。

3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。

5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等(自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。)の撤去等に努めるものとする。

**第6条** 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認めるところにおいて条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3 市町村長は、第1項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

4 第2項前段の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等(前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

5 第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。

6 都道府県警察は、市町村から、第1項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

#### (総合計画)

第7条 市町村は、第5条第1項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画(以下「総合計画」という。)を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする

- 一 総合計画の対象とする区域
- 二 総合計画の目標及び期間
- 三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要
- 四 第5条第2項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者(以下「設置協力鉄道事業者」という。)の講ずる措置
- 五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
- 六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
- 七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当っては、第2項第3号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者(第5条第4項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。)と、第2項第4号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第2項第3号の主要な自転車等駐車場の設置主体となった者及び同項第4号の設置協力鉄道事業者となった者は、総合計画に従って必要な措置を講じなければならない。

#### (自転車等駐車対策協議会)

**第8条** 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

#### (自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

**第9条** 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術的指針を定めることができる。

#### (都市計画等における配慮)

**第10条** 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない

#### (交通安全活動の推進)

**第11条** 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

#### (自転車等の利用者の責務)

**第12条** 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

#### (自転車の安全性の確保)

**第13条** 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備すること等により、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

#### (自転車製造業者等の責務)

**第14条** 自転車の製造(組立を含む。以下同じ。)を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前2項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

## (国の助成措置等)

**第15条** 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車等駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

3 国は、前2項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他の自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者が必要と認めるものに対し、資金のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法(昭和23年法律第73号)及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

## 附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第12条3項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。

3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第12条第3項の規定にかかわらず、改正前の第9条第3項の規定の例による。

# 豊島区自転車等の放置防止に関する条例

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)に定めるもののほか、公共の場所における自転車等の放置防止及び自転車駐車場の附置義務等に関し必要な事項を定めることにより、区民の快適で安全な生活環境を確保することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 二 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所で、自転車等の駐車施設以外の場所をいう。
- 三 放置 公共の場所において、自転車等の利用者が自転車等を離れて、直ちに当該自転車等を移動させることができない状態をいう。

### (区の責務)

**第3条** 区は、第1条の目的を達成するため、自転車等の放置防止に関する意識の啓発、自転車等の駐車施設の設置その他必要な施策の実施に努めなければならない。

### (区民の責務)

**第4条** 区民は、自転車等の放置の防止について、区の実施する施策に協力しなければならない。

### (自転車等の利用者等の責務)

**第5条** 自転車等の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)は、公共の場所において自転車等を放置することのないよう努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の利用者等は、その利用する自転車に、法第12条第3項の規定による防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

### (鉄道事業者の責務)

**第6条** 鉄道事業者は、鉄道の利用者の利便に供するため、自ら自転車等の駐車施設の設置に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

### **(施設の設置者等の責務)**

**第7条** 公共施設、商業施設、娯楽施設等の自転車等の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、自ら自転車等の駐車施設の設置に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

### **(自転車等の小売業者の責務)**

**第8条** 自転車等の小売を業とする者は、防犯登録の勧奨に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

## **第2章 自転車等の放置防止**

### **(放置禁止区域の指定等)**

**第9条** 区長は、自転車等の駐車施設が整備されている地域で、自転車等の放置が著しく、通行の障害が恒常的であり、災害及び救急時における緊急活動又は避難行動がなし得ないと認められる場所を自転車等の放置を禁止する区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又は解除することができる。
- 3 前2項の規定により放置禁止区域を指定し、又は変更し、若しくは解除したときは、区長は、規則で定める事項を告示しなければならない。
- 4 区長は、放置禁止区域を指定し、又は変更したときは、自転車等の利用者等に対し、放置禁止区域を周知するとともに、当該区域内に自転車等を放置することのないよう指導するものとする。

### **(自転車等の放置禁止)**

**第10条** 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

### **(放置禁止区域内の放置自転車等に対する措置)**

**第11条** 区長は、前条の規定に違反して、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

### **(放置禁止区域外の放置自転車等に対する措置)**

**第12条** 区長は、放置禁止区域外の公共の場所において自転車等の放置により、通行の障害が生じ、災害及び救急時における緊急活動又は避難行動が極めて困難になると認められるときは、当該放置されている自転車等の利用者等に対し、これを放置することのないよう指導するものとする。

- 2 区長は、前項に規定する措置を講じてもおお自転車等が放置されているときは、あらかじめ撤去する旨を警告した後、当該自転車等を撤去することができる。

#### (撤去した自転車等に対する措置)

- 第13条** 区長は、第11条又は前条第2項の規定により自転車等を撤去したときは、直ちに、現場にその旨及び保管場所を公示するとともに、当該自転車等を保管しなければならない。
- 2 区長は、自転車等を保管したときは、利用者等を調査し、利用者等の判明したものについては、当該利用者等に対して速やかに引き取るよう通知し、利用者等が判明しないものについては、規則で定める事項を告示しなければならない。
- 3 区長は、第1項の公示の日から相当の期間を経過してもなお引取りのない自転車等については、法第6条第3項の規定により、当該自転車等を売却してその売却代金を保管し、又は廃棄等の処分をすることができる。
- 4 区長は、前項の規定により売却した自転車等について、第1項の公示の日から起算して六月以内に当該自転車等の利用者等がその返還を求めてきたときは、その売却代金を返還するものとする。

#### (費用の徴収)

- 第14条** 区長は、第11条又は第12条第2項の規定により自転車等を撤去し、第13条第1項の規定により保管したときは、撤去及び保管に要した費用として別表に定める額を、当該自転車等の利用者等から徴収することができる。

### 第3章 自転車駐車場の附置義務

#### (区域の指定)

- 第15条** 法第5条第4項の規定に基づく条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、区内の都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域とする。

#### (施設の新築の場合の自転車駐車場の設置)

- 第16条** 指定区域内において、次の表の上欄に掲げる用途(以下「指定用途」という。)に供する施設で、同表の中欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表の下欄により算定した規模の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設から50メートル以内に設置しなければならない。

施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
遊技場	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートル(店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、店舗面積30平方メートル)ごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)

スーパーマーケットその他の大規模小売店舗	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積20平方メートル(店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、店舗面積40平方メートル)ごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
百貨店	店舗面積が1,200平方メートルを超えるもの	店舗面積60平方メートル(店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、店舗面積120平方メートル)ごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
銀行等金融機関	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	店舗面積25平方メートル(店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、店舗面積50平方メートル)ごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)

2 前項の表における施設の用途の範囲及び店舗面積の算定方法は、規則で定める。

**(混合用途施設に係る自転車駐車場の規模)**

**第17条** 前条第1項の表の上欄に掲げる2以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、当該用途ごとに同表の下欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同表の下欄により算定した自転車駐車場の規模とみなして同条の規定を適用する。

**(施設を増築する場合の自転車駐車場の規模)**

**第18条** 指定区域内において、次の各号に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分(第22条の規定に該当するものを含む。)を除く。)をすべて新築したものとみなして、第16条及び前条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

- 一 指定用途に供する施設についての増築で、当該増築後の施設の規模が第16条第1項の表の中欄に掲げる規模となるもの又は指定用途に供する施設で同表の中欄に掲げる規模のものについての増築
- 二 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したものとみなして指定用途ごとに第16条第1項の表の下欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

**(指定区域の内外にわたる施設に係る自転車駐車場の設置)**

**第19条** 施設が指定区域の内外にわたる場合においては、当該施設のうち指定区

域外に存する部分は存しないものとみなして、第16条から前条までの規定を適用する。

#### (自転車駐車場の構造等)

**第20条** 第16条から第18条までの規定により設置される自転車駐車場の構造は、駐車部分の規模を駐車台数1台につき1平方メートル以上とし、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければならない。ただし、特殊な装置を用いる自転車駐車場で区長が適当と認めるものについては、駐車部分の規模を緩和することができる。

#### (自転車駐車場の設置の届出)

**第21条** 第16条から第18条までの規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。届出事項を変更しようとする場合も同様とする。

#### (適用除外)

**第22条** この条例の施行後新たに指定区域となった区域において、指定区域となった日から起算して六月以内に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第16条から第18条までの規定は適用しない。

#### (自転車駐車場の管理)

**第23条** 第9条から第18条までの規定により設置された自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

#### (立入検査)

**第24条** 区長は、第16条から前条までの規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

#### (措置命令)

**第25条** 区長は、第16条から第18条まで、第20条又は第23条の規定に違反した者に対して、相当の期間を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 区長は、前項の措置を命じようとする場合においては、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書を交付しなければならない。

#### (公表)

**第26条** 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表しなければならない。

一 第24条の報告若しくは資料の提出を求めた場合又は同条の立入検査をしようとした場合において、施設若しくは自転車駐車場の所有者若しくは管理者が、そ

の求めに応ぜず若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み若しくは妨げたとき。

二 前条の措置を命じた場合において、命ぜられた者がその命令に従わないとき。

## 第4章 自転車等駐車対策協議会

### (協議会の設置)

**第27条** 自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査協議するため、法第8条の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、区長の諮問に応じ自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査協議するほか、区長に対して、意見を述べることができる。

### (協議会の組織)

**第28条** 協議会は、26人以内の委員で組織する。

2 協議会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

一 区民

二 区議会議員

三 学識経験者

四 関係団体の構成員

五 鉄道事業者

六 警察、道路管理者等関係行政機関の職員

七 その他区長が推薦する者

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 雑則

### (身分証明書の提示)

**第29条** 第11条及び第12条第2項の規定により放置自転車等を撤去する職員並びに第24条の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### (委任)

**第30条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

### 附 則(平成2年3月30日条例第17号)

- 1 この条例は、平成2年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例別表の規定は、平成2年5月1日以後に撤去した自転車等の撤去に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等の撤去に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

### 附 則(平成8年12月24日条例第40号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成5年法律第97号)附則第3項の国家公安委員会規則で定める種類の自転車に係る防犯登録については、この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例(以下「新条例」という。)第5条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条及び別表の規定は、平成9年4月1日以後に撤去する自転車等に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

### 附 則(平成13年3月26日条例第33号)

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例別表の規定は、平成13年7月1日以後に撤去する自転車等に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

### 附 則(平成16年3月19日条例第20号)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区自転車等の放置防止に関する条例別表の規定は、平成16年10月1日以後に撤去する自転車等に係る費用の徴収について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

## 別表(第14条関係)

自転車	5,000円
原動機付自転車	8,000円

## 豊島区立自転車等駐車場条例

### (目的)

**第1条** この条例は、豊島区立自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)の設置及び管理について必要な事項を定め、もって自転車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)を利用する者の利便を図るとともに、自転車等の放置防止に寄与することを目的とする。

### (設置)

**第2条** 駐車場を別表第一のとおり設置する。

2 駐車場の自転車等の収容台数は、規則で定める。

### (休場日及び利用時間)

**第3条** 駐車場の休場日は、1月1日から1月3日までとし、区長は、管理上必要があると認めるときは、臨時に休場日を定めることができる。

2 駐車場の開場時間は、別表二のとおりとする。

### (利用の方法)

**第4条** 駐車場の利用の方法は、次のとおりとする。

- 一 定期利用 1箇月を単位とする利用
- 二 当日利用 1日を単位とする利用

### (定期利用の登録)

**第5条** 駐車場を定期利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、利用の登録(以下「登録」という。)の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認をする場合において、次の各号に掲げる者について必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、優先して前項の承認を与えることができる。

- 一 身体に障害があり、日常生活を営むに当り自転車等の利用を欠かすことができない者
- 二 豊島区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有し、又は勤務先を有する者

3 登録の有効期間は、規則で定める。

### (定期利用の使用料)

**第6条** 前条の規定により登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、別表第三に定める使用料を区長が定める期日までに納入しなければならない。

### (使用料の減免)

**第7条** 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。

- 一 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に規定する保護を受けていると

き。

- 二 身体障害者又は知的障害者が駐車場を利用するとき。
- 三 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に規定する児童扶養手当を受けているとき。
- 四 その他区長が特に必要があると認めるとき。

#### (利用できる者)

**第8条** 定期利用による駐車場の利用は、前2条の規定により使用料を納入し、又は使用料の免除を受けた登録者に限り、駐車場を利用することができる。

#### (当日利用)

**第9条** 駐車場を当日利用しようとする者は、規則で定めるところにより利用開始時刻の確認を受けて、駐車場を利用することができる。

- 2 前項の規定により当日利用した者は、規則で定めるところにより利用終了時刻の確認を受けた後、直ちに別表第三に定める使用料を規則で定めるところにより納入しなければならない。
- 3 前項の使用料のうち自転車に係るものは、回数券を用いて納入することができる。この場合において、回数券の種類及び発行価額は、次のとおりとする。

種類	発行価額
150円券 11枚つづり	1,500円
100円券 11枚つづり	1,000円

#### (登録及び利用の制限)

**第10条** 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録又は駐車場の利用を制限することができる。

- 一 第2条第2項に規定する収容台数を超えるとき。
- 二 その他区長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

#### (登録の取消し等)

**第11条** 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は駐車場の利用を停止することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則若しくは区長の指示に違反したとき。
- 二 災害その他の事故により駐車場の利用ができなくなったとき。
- 三 工事その他の理由により、区長が特に必要と認めるとき。

#### (禁止行為)

**第12条** 駐車場を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、当該駐車場で次の行為をしてはならない。

- 一 駐車場の施設若しくは附属設備をき損し、又は汚損すること。
- 二 他の自転車等の駐車を妨げること。

- 三 指定された場所以外に駐車すること。
  - 四 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物又は悪臭を発する物品等を持ち込むこと。
  - 五 みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
  - 六 駐車場の秩序又は風紀を乱すこと。
  - 七 物品販売その他営業行為を行うこと。
  - 八 広告宣伝を行うこと。
  - 九 立入禁止区域に立ち入ること。
  - 十 前各号に定めるもののほか、区長が駐車場の管理上支障があると認めること。
- 2 区長は、前項に掲げる事項のほか、駐車場の利用上必要な条件を定め、又は変更することができる。

#### **(移送及び保管)**

**第13条** 区長は、駐車場内において次の各号のいずれかに該当する自転車等があるときは、これを一定の場所に移送し、保管することができる。

- 一 納付すべき使用料を納付していない自転車等
- 二 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは区長の指示に違反した利用をしている自転車等で、区長が駐車場の管理上移送を必要と認めるもの

#### **(保管した自転車等に対する措置)**

**第14条** 区長は、前条の規定により自転車等を移送し、保管したときは、当該自転車等を返還するため規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 区長は、前条の規定により移送した日の翌日から起算して40日を経過してもなお引取りのない自転車等については、これを処分することができる。

#### **(利用の承認を受けていない自転車等に対する措置)**

**第14条の2** 駐車場内にある利用の承認を受けていない自転車等については、豊島区自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年豊島区条例第38号)第10条の規定に違反して放置されている自転車等とみなして、同条例第11条、第13条及び第14条の規定を適用することができる。

#### **(使用料の不還付)**

**第15条** 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、区長が相当の理由があると認めるときは、その全額又は一部を還付することができる。

#### **(権利の譲渡等の禁止)**

**第16条** 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

#### **(損害賠償)**

**第17条** 駐車場に、自己の責に帰すべき理由により損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額又は免除することができる。

**(指定管理者による管理)**

**第18条** 駐車場の管理業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

**(指定管理者が行う管理業務)**

**第19条** 指定管理者は、次に掲げる管理業務を行うものとする。

- 一 駐車場の利用に関する業務
- 二 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

**(指定管理者が行う管理の基準)**

**第20条** 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に駐車場の管理を行わなければならない。

- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、駐車場の休場日を定める。
- 3 第3条第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、駐車場の開場時間を変更し、又は開場時間を超えて開場することができる。

**(利用料金)**

**第21条** 第6条の登録者及び第9条の規定により駐車場を当日利用した者は、指定管理者に駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)をそれぞれ指定管理者が定める期日までに又は直ちに納入しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第三に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定めるものとする。ただし、次の各号の表の上欄に掲げる駐車場の当日利用に係る利用料金は、それぞれ同表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定めるものとする。

一

駐車場	原動機付自転車
豊島区立駒込駅北自転車駐車場 豊島区立南長崎自転車駐車場	200円

二

駐車場	自転車	原動機付自転車
豊島区立巣鴨駅第三自転車駐車場	150円	200円
豊島区立目白駅北自転車駐車場	150円	
豊島区立千川駅西自転車駐車場	150円	
豊島区立千川駅北第二自転車駐車場	100円	

- 3 指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、通常の利用料金とは別に、割引料金を定めることができる。
- 4 当日利用した者は、利用料金のうち自転車に係るものを、第9条第3項の回数券を用いて納入することができる。ただし、回数券の額(当該回数券の発行価額を11で除した額)が利用料金を超えるときは、指定管理者は、区長が別に定めるところにより利用者に返納する。
- 5 区長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。
- 6 指定管理者は、規則で定めるところにより、前項の規定により収受した金額の一部を区長に納付しなければならない。

**(指定管理者による管理を行う場合の本条例の読替え)**

**第22条** 第18条の規定により指定管理者に駐車場の管理業務を行わせる場合にあっては、第5条第1項及び第2項、第7条各号列記以外の部分、第10条各号列記以外の部分、第11条(第3号を除く。)、第12条第1項第10号及び第2項、第13条並びに第14条第1項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第15条中「区長が」とあるのは「指定管理者は、区長が」と、第7条(見出しを含む。)、第13条第1号及び第15条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条中「前2条の規定により使用料を納入し、又は使用料の免除を受けた」とあるのは「第21条第1項の規定により利用料金を納入し、又は前条の規定により利用料金の免除を受けた」と、第9条第2項中「別表第三に定める使用料を規則で定めるところにより」とあるのは「利用料金を」と読み替えて、これらの規定を適用する

**(委任)**

**第23条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、豊島区立池袋駅西自転車駐車場及び豊島区立池袋駅北自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

**附 則**(平成元年7月20日条例第37号)

この条例は、平成元年8月14日から施行する。

**附 則**(平成2年3月30日条例第18号)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例別表の規定は、平成2年4月1日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入した使用料については、なお従前の例による。

**附 則**(平成2年10月15日条例第37号)

この条例は、平成3年1月1日から施行する。ただし、豊島区立要町駅南自転車駐

車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

**附 則**(平成2年12月10日条例第39号)

この条例は、平成3年5月1日から施行する。ただし、豊島区立千川駅南自転車駐  
車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

**附 則**(平成3年3月19日条例第15号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則**(平成3年7月10日条例第28号)

この条例は、平成3年8月1日から施行する。ただし、豊島区立要町駅北自転車駐  
車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

**附 則**(平成4年7月3日条例第44号)

この条例は、平成4年8月1日から施行する。ただし、豊島区立千川駅北自転車駐  
車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

**附 則**(平成4年10月14日条例第54号)

この条例は、平成5年1月1日から施行する。ただし、豊島区立目白駅西自転車駐  
車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

**附 則**(平成4年12月10日条例第62号)

この条例は、平成5年1月1日から施行する。ただし、豊島区立千川駅西自転車駐  
車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

**附 則**(平成8年12月24日条例第41号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例(以下「新条例」という。)第14条第2項の規定は、平成9年4月1日以後に駐車場を利用する自転車等について適用する。
- 3 新条例別表の規定は、平成9年4月1日以後に納入する使用料について適用し、同日前に納入した使用料については、なお従前の例による。

**附 則**(平成9年7月18日条例第25号)

この条例は、平成9年8月1日から施行する。ただし、豊島区立駒込駅北自転車駐  
車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

**附 則**(平成9年10月8日条例第29号)

この条例は、平成10年1月1日から施行する。ただし、豊島区立南長崎自転車駐  
車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

**附 則**(平成11年3月23日条例第25号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**(平成11年12月21日条例第51号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、豊島区立池袋駅東自転車  
駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

**附 則(平成12年3月27日条例第47号)**

この条例は、平成12年7月1日から施行する。ただし、豊島区立西巢鴨駅東自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

**附 則(平成12年12月12日条例第76号)**

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、豊島区立巢鴨駅南自転車駐車場及び豊島区立巢鴨駅北自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

**附 則(平成13年3月26日条例第34号)**

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第9条に1項を加える改正規定は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 豊島区立千川駅北第二自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。
- 3 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例別表第二(豊島区立千川駅北第二自転車駐車場に係る部分を除く。)の規定は、平成13年7月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則(平成13年7月13日条例第51号)**

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、豊島区立巢鴨駅第三自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

**附 則(平成13年12月11日条例第67号)**

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、豊島区立目白駅北自転車駐車場及び豊島区立目白駅東自転車駐車場は、区長が別に告示する日から利用に供する。

**附 則(平成16年12月14日条例第56号)**

- 1 この条例は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表第二の改正規定(別表第二を別表第三に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。
- 2 前項の別表第二の改正規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の豊島区立自転車等駐車場条例第14条第2項の規定は、施行日以後に移送する自転車等について適用し、同日前に移送する自転車等については、なお従前の例による。

**別表第一(第2条関係)**

- 一 自転車等駐車場

名称	位置
豊島区立駒込駅北自転車駐車場	東京都豊島区駒込二丁目二番二号
豊島区立巣鴨駅南自転車駐車場	東京都豊島区巣鴨一丁目十三番
豊島区立巣鴨駅北自転車駐車場	東京都豊島区巣鴨二丁目七番十一号
豊島区立巣鴨駅第三自転車駐車場	東京都豊島区巣鴨二丁目九番八号
豊島区立池袋駅北自転車駐車場	東京都豊島区池袋一丁目四番二十号
豊島区立目白駅北自転車駐車場	東京都豊島区目白三丁目十六番
豊島区立南長崎自転車駐車場	東京都豊島区南長崎四丁目十三番五号
豊島区立要町駅北自転車駐車場	東京都豊島区要町一丁目十番八号
豊島区立千川駅北第一自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目四十四番八号
豊島区立千川駅北第二自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目五十五番

## 二 自転車専用駐車場

名称	位置
豊島区立西巣鴨駅自転車駐車場	東京都豊島区西巣鴨三丁目二十六番一号
豊島区立池袋駅東自転車駐車場	東京都豊島区東池袋一丁目五十番二十三号
豊島区立池袋駅西自転車駐車場	東京都豊島区西池袋三丁目二十番一号
豊島区立目白駅東自転車駐車場	東京都豊島区目白一丁目四番一号
豊島区立目白駅西自転車駐車場	東京都豊島区目白三丁目四番三号
豊島区立要町駅南自転車駐車場	東京都豊島区要町一丁目四番十一号
豊島区立千川駅南自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目九番十六号
豊島区立千川駅西自転車駐車場	東京都豊島区要町三丁目二十二番十一号

## 別表第二(第2条関係)

名称	開場時間
豊島区立巣鴨駅第三自転車駐車場 豊島区立要町駅北自転車駐車場 豊島区立千川駅西自転車駐車場	午前零時から午後十二時まで
豊島区立池袋駅東自転車駐車場 豊島区立目白駅東自転車駐車場	午前四時から翌日の午前一時三十分まで
豊島区立南長崎自転車駐車場	午前五時から翌日の午前一時十五分まで

豊島区立駒込駅北自転車駐車場 豊島区立巣鴨駅南自転車駐車場 豊島区立巣鴨駅北自転車駐車場 豊島区立池袋駅西自転車駐車場 豊島区立目白駅西自転車駐車場 豊島区立目白駅北自転車駐車場	午前六時から午後十二時まで
豊島区立西巣鴨駅自転車駐車場 豊島区立要町駅南自転車駐車場 豊島区立千川駅南自転車駐車場 豊島区立千川駅北第一自転車駐車場 豊島区立千川駅北第二自転車駐車場	午前六時から翌日の午前零時十五分まで
豊島区立池袋駅北自転車駐車場	午前六時から翌日の午前一時まで

別表第三(第6条・第9条関係)

駐車場 \ 区分	自転車		原動機付自転車	
	定期利用	当日利用	定期利用	当日利用
豊島区立巣鴨駅南自転車駐車場	区内利用者 1台につき 2,500円 (学生の場合 1,250円)	150円	区内利用者 1台につき 3,750円 (学生の場合 2,500円)	200円
豊島区立巣鴨駅北自転車駐車場	区外利用者 1台につき 3,000円 (学生の場合 1,500円)		区外利用者 1台につき 4,500円 (学生の場合 3,000円)	
豊島区立池袋駅北自転車駐車場				
豊島区立要町駅北自転車駐車場				
豊島区立千川駅北第一自転車駐車場				

豊島区立駒込駅北自転車駐車場	1台につき 2,500 円 (学生の場合 1,250 円)	150 円	1台につき 3,750 円 (学生の場合 2,500 円)
豊島区立南長崎自転車駐車場	区内利用者 1台につき 2,500 円 (学生の場合 1,250 円) 区外利用者 1台につき 3,000 円 (学生の場合 1,500 円)	150 円	区内利用者 1台につき 3,750 円 (学生の場合 2,500 円) 区外利用者 1台につき 4,500 円 (学生の場合 3,000 円)
豊島区立巢鴨駅第三自転車駐車場	区内利用者 1台につき 2,000 円 (学生の場合 1,000 円)	\	区内利用者 1台につき 2,800 円 (学生の場合 1,850 円)
豊島区立目白駅北自転車駐車場	区外利用者 1台につき 2,250 円 (学生の場合 1,100 円)		区外利用者 1台につき 3,500 円 (学生の場合 2,300 円)
豊島区立千川駅北第二自転車駐車場	区内利用者 1台につき 1,250 円 (学生の場合 650 円) 区外利用者 1台につき 1,500 円 (学生の場合 750 円)		区内利用者 1台につき 1,750 円 (学生の場合 1,200 円) 区外利用者 1台につき 2,100 円 (学生の場合 1,400 円)
豊島区立池袋駅西自転車駐車場	区内利用者 1台につき 1,250 円 (学生の場合 650 円) 区外利用者 1台につき 1,500 円 (学生の場合 750 円)	100 円	\
豊島区立千川駅西自転車駐車場	区内利用者 1台につき 2,000 円 (学生の場合 1,100 円) 区外利用者 1台につき 2,250 円 (学生の場合 1,100 円)	\	

豊島区立西 巢鴨駅自転 車駐車場	区内利用者 1台につき 2,500 円 (学生の場合 1,250 円)	150 円	\
豊島区立池 袋駅東自転 車駐車場	区外利用者 1台につき 3,000 円 (学生の場合 1,500 円)		
豊島区立目 白駅東自転 車駐車場			
豊島区立目 白駅西自転 車駐車場			
豊島区立要 町駅南自転 車駐車場			
豊島区立千 川駅南自転 車駐車場			

#### 備考

- 一 この表において「当日利用」とは、3時間を超える当日利用をいう。
- 二 この表において「学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校に在学する者をいう。
- 三 この表において「区内利用者」とは、区内に住所を有する者をいい、「区外利用者」とは、区内に住所を有しない者をいう。